

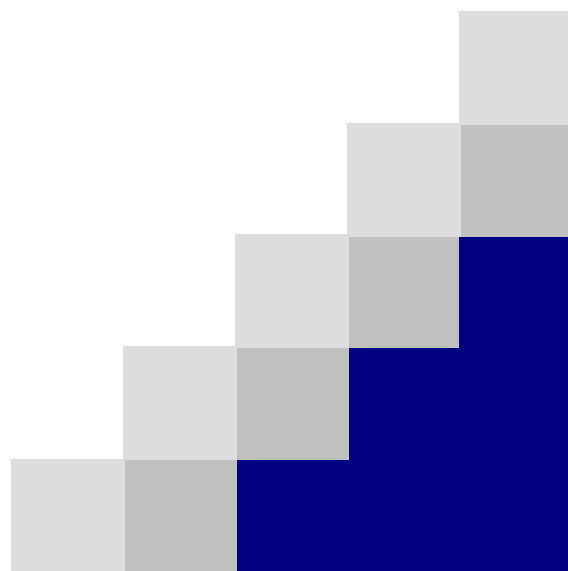
# 第3次茅ヶ崎市行政改革大綱 実施計画

(平成24年度版)

平成20年度(2008年度)～平成24年度(2012年度)

～多様な主体との協働による

質の高い行政経営の実現をめざして～



平成24年(2012年)9月

茅ヶ崎市



## 目次

1	これまでの行政改革	2
2	財政状況の推移	5
3	新たな行政改革	7
4	実施事項	
	実施事項総括表	9
	平成23年度の取組にかかる総括	13
	表の見方	19
(1)	よりよい行政サービスの提供	20
(2)	積極的な情報提供と説明責任の遂行	35
(3)	民間活力の活用	43
(4)	協働の推進	51
(5)	事務事業の効率化と重点化	61
(6)	行政経営システムの整備	70
(7)	経営視点に立った財政運営	80
(8)	行政評価システムの充実	114

## 1 これまでの行政改革

### 第1次行政改革

(平成8年度～平成14年度)

■本市は、行政改革の指針として平成7年に行政改革大綱を策定しました。

この大綱は、「Simple (簡素)」「Speedy (迅速)」「Straight (率直・公正)」をモットーに、「市民参加制度の確立」、「行政組織・機構の見直し」、「事務事業の見直し」、「定員管理の適正化」を4つの重点事項として掲げ、「市民と行政の新しいパートナーシップによるスリムな自治体運営」を目指してきました。

■具体的には、平成8年度から平成10年度までを集中実施期間と定めて取り組みましたが、その後も平成14年度まで大綱の主旨に沿って改革を推進し、一定の成果を得てきました。

### ■第1次行政改革の成果

重点事項	項目数	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
1 市民参加制度の確立	13件	-	-	-	-
2 行政組織・機構の見直し	11件	-	40万円	50万円	-
3 事務事業の見直し	142件	3億980万円	6億450万円	12億465万円	4億7,648万円
4 定員管理の適正化	7件	7,090万円	1億4,100万円	3億540万円	1億2,780万円
職員の減員 (対前年比)		▲7人	▲5人	▲20人	▲22人
計	173件	3億8,070万円	7億4,590万円	15億1,055万円	6億428万円

平成12年度	平成13年度	平成14年度	節減額合計
-	-	-	-
-	-	-	90万円
3億1,768万円	2億3,091万円	6億1,987万円	37億6,389万円
9,171万円	9,634万円	1億1,750万円	9億5,065万円
▲16人	▲21人	▲13人	▲104人
4億939万円	3億2,725万円	7億3,737万円	47億1,544万円

※平成11年度から平成14年度までの各年度の節減額は、それぞれの年度における実施項目により節減効果があるものの集計です。ただし、平成9年度の節減額は、平成8年度の実施項目のうち継続して節減効果があるものを、平成10年度の節減額は、平成8年度・平成9年度の実施項目のうち継続して節減効果があるものを含みます。

**第2次行政改革**

(平成15年度～平成19年度)

■財政状況が一段と厳しくなる状況において、従来の改革の発想にとどまらず、「改革に取り組む3つの視点」、「改革を進める8つの重点事項」を定め、市民、団体、法人等と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を理解した上で対等の立場で、共通の課題に互いに協力しあって取り組むため、「市民と行政が協働するスリムな行政経営」を目標に平成15年に第2次行政改革大綱を策定しました。

◆改革に取り組む3つの視点

- 1 「行政主導のサービス」から「市民志向のサービス」へ
- 2 「前例踏襲的な事務執行」から「評価重視の事務執行」へ
- 3 「管理する行政」から「市民と役割分担する行政」へ

◆改革を進める8つの重点事項

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1 情報公開の徹底   | 5 電子市役所の構築       |
| 2 市民ニーズの把握  | 6 民間活力の導入と行政の効率化 |
| 3 説明責任の遂行   | 7 職員の意識改革と人材育成   |
| 4 行政評価制度の導入 | 8 財政運営の健全化       |

■第2次行政改革の成果

平成15年度から平成19年度を改革の実施期間とし、第2次行政改革大綱で定めた重点事項の実現に向けた実施計画を毎年度策定し、改革に取り組みました。その結果、121の実施項目で平成19年度までの実績効果額は41億8,794万円となりました。

## ■各年度の効果額

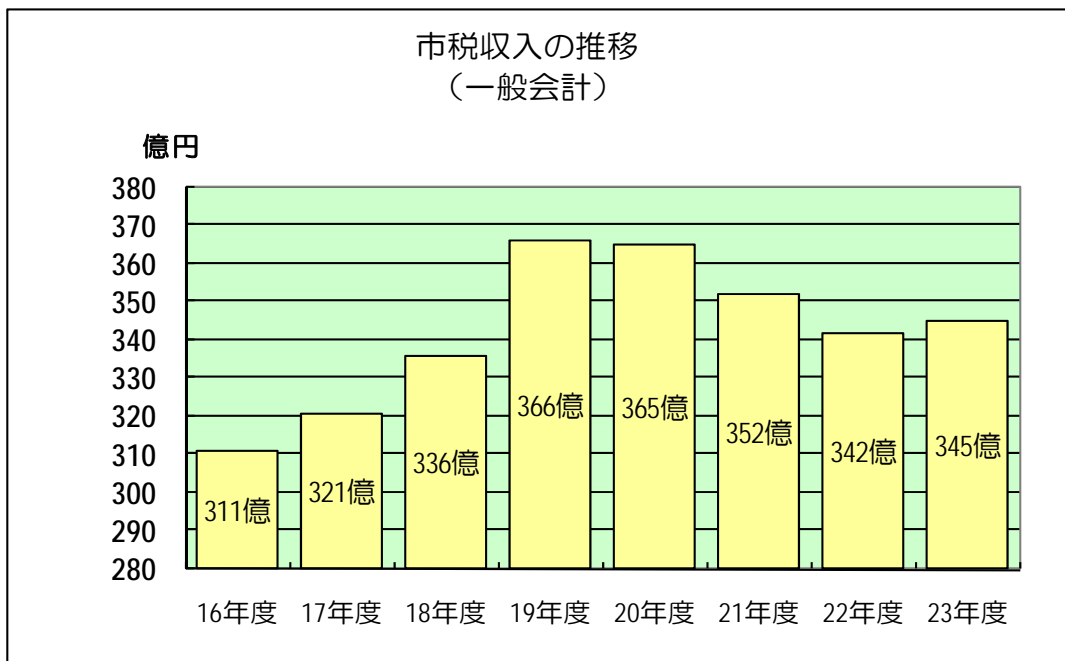
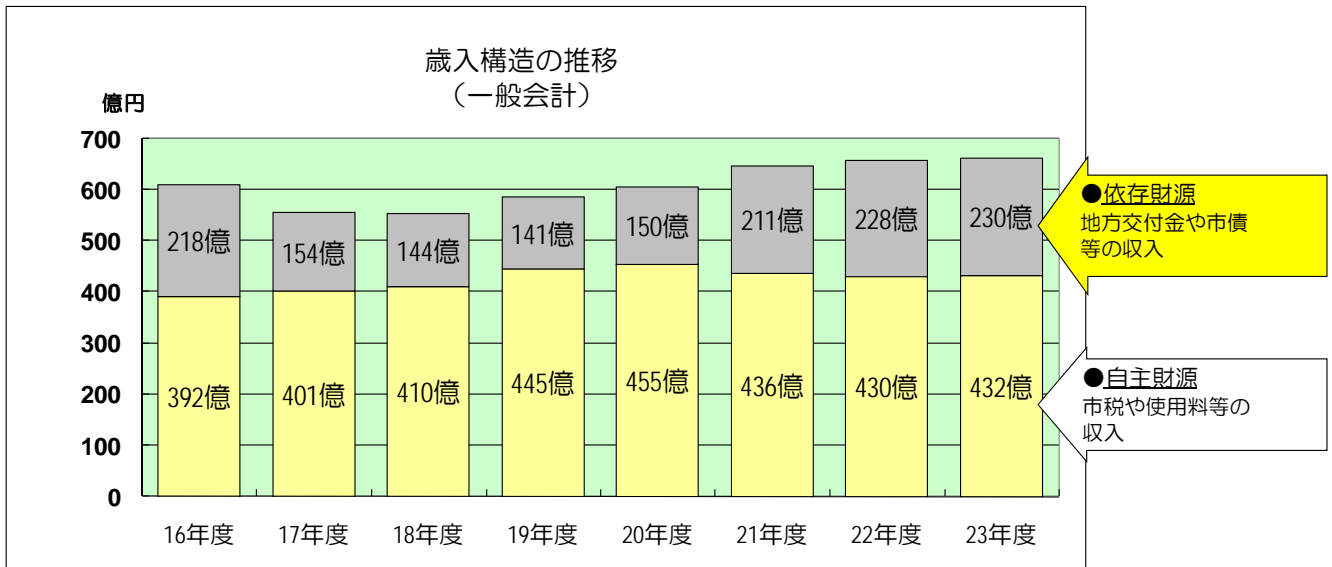
重点事項	項目数	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		推計 効果額	実績 効果額	推計 効果額	実績 効果額	推計 効果額	実績 効果額
1 情報公開の徹底	3件						
2 市民ニーズの把握	1件						
3 説明責任の遂行	1件					▲450万円	0
4 行政評価制度の導入	1件						
5 電子市役所の構築	3件						
6 民間活力の導入と行政の効率化	65件	1,137万円	1,290万円	2,665万円	4,449万円	2億8,216万円	2億4,425万円
7 職員の意識改革と人材育成	3件				649万円		
8 財政運営の健全化	44件	5,090万円	3,413万円	1億1,652万円	2億6,609万円	7億6,757万円	8億7,583万円
計	121件	6,227万円	4,703万円	1億4,317万円	3億1,707万円	10億4,523万円	11億2,008万円

平成18年度		平成19年度		効果額合計	
推計 効果額	実績 効果額	推計 効果額	実績 効果額	推計 効果額	実績 効果額
300万円	0	300万円	0	150万円	0
4億1,264万円	2億6,222万円	4億9,041万円	3億7,007万円	12億2,323万円	9億3,393万円
					649万円
10億6,503万円	11億1,333万円	13億7,807万円	9億5,814万円	33億7,809万円	32億4,752万円
14億8,067万円	13億7,555万円	18億7,148万円	13億2,821万円	46億282万円	41億8,794万円

## 2 財政状況の推移

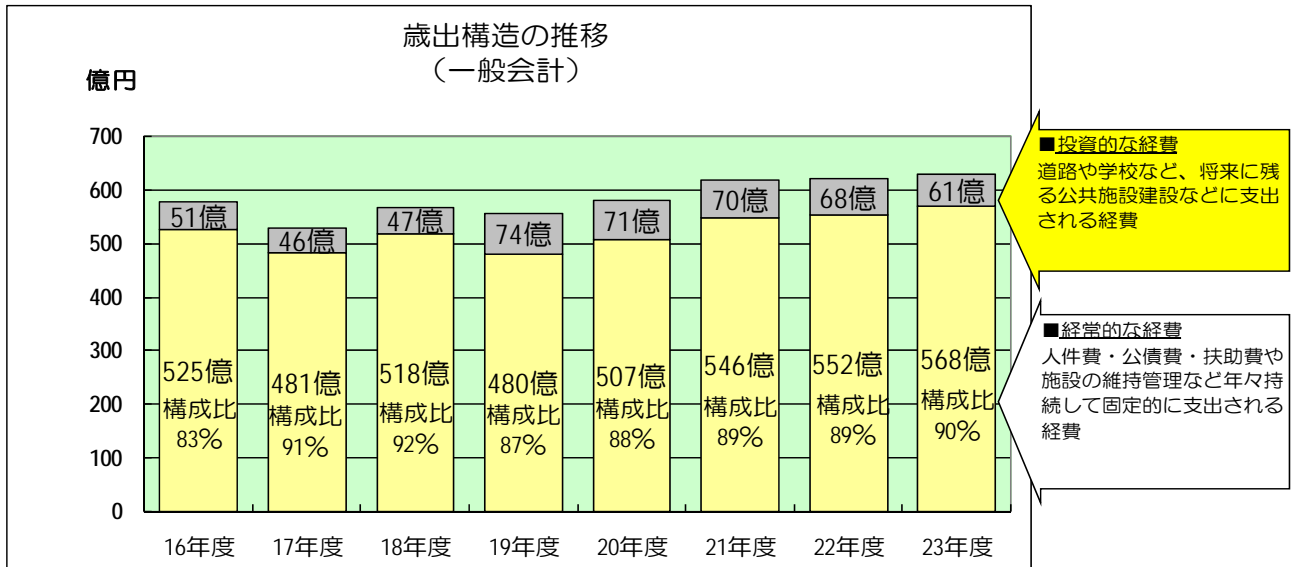
### ■ 歳入構造（一般会計）

景気の低迷による個人所得の減少と企業収益の悪化により、年々市税が減収となるなど、本市の財政運営の根幹をなす市税収入が減少しています。こうした市税の減少とともに、社会保障に関する歳出が年々増加しています。今後も経済の動向は不透明なところがあり、歳入構造は引き続き予断を許さない状況となっています。



■ 歳出構造（一般会計）

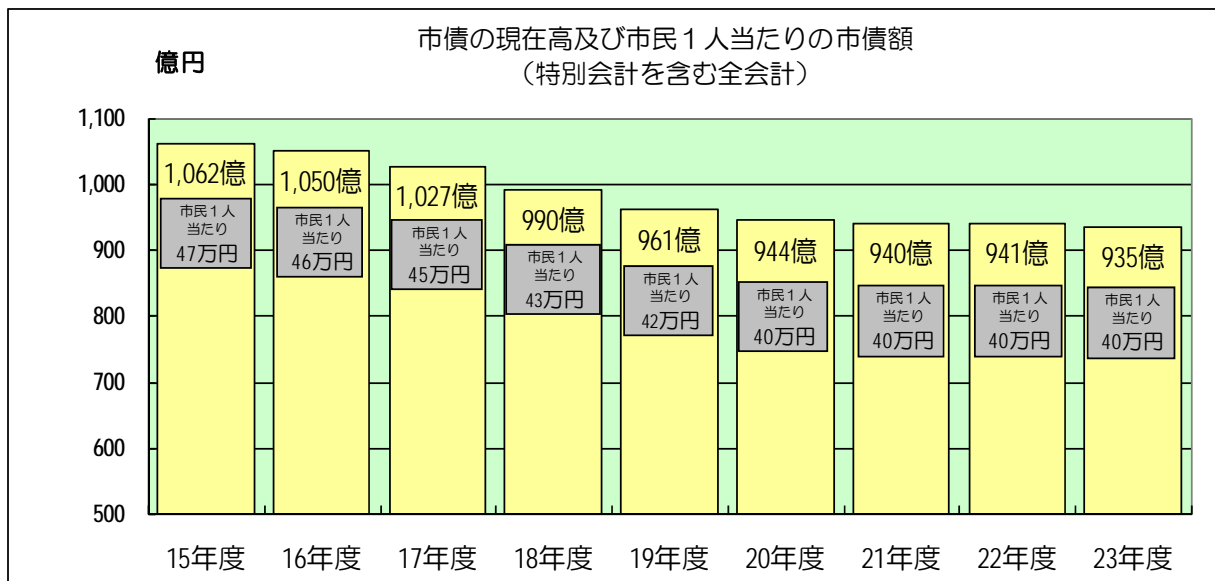
歳出面においては、生活保護費や子ども手当、児童扶養手当などの扶助費の増など経常的な経費は年々増加しており、投資的な経費に充てる一般財源の厳しい状況は、ここ数年変わっておりません。



■ 市債（全会計）

本市の市債現在高は、平成15年度の1,062億円をピークに年々減少してきており、平成23年度の市債現在高は、前年度と比較すると約6億円の減少となっています。

平成23年度の市民1人当たりの市債現在高は約40万円となり、平成15年度の約47万円と比較すると約15%の減となっています。





### 3 新たな行政改革

#### ■ 第3次行政改革大綱の概要

##### ■ 目標

## 多様な主体との協働による質の高い行政経営

##### ■ 改革に取り組む3つの視点

- 1 市民サービスの質の向上    2 多様な主体との連携    3 限りある行政資源の最大限の活用

##### ■ 改革を進める8つの重点事項

#### 1 よりよい行政サービスの提供

市民ニーズの迅速かつ的確な把握に努め、市民が真に求める行政サービスを提供します。

【具体的な方向性】

- ・市民ニーズの把握
- ・近隣市町との連携による行政サービスの提供
- ・総合窓口の検討
- ・ITの活用による行政サービスの提供

#### 5 事務事業の効率化と重点化

人件費を含め、徹底的な経費の削減や事務事業の効率化に努めるとともに、中長期的な視点を持った事業選択を行います。

【具体的な方向性】

- ・事務事業の見直し
- ・経費の削減
- ・業務の優先順位の明確化
- ・人件費（給料・職員手当等）の抑制
- ・外郭団体のあり方を見直し

#### 2 積極的な情報提供と説明責任の遂行

市民が容易に市政情報を収集できるよう、行政から積極的に情報の提供を行うとともに、説明責任を果たします。

【具体的な方向性】

- ・わかりやすい財政状況の積極的な公表
- ・インターネットによる情報提供の充実
- ・事務事業の結果の公表
- ・意思決定や計画の説明の充実
- ・市民参加の推進

#### 6 行政経営システムの整備

職員の人材育成や意識改革、定員管理の適正化、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織機構の見直し等により、行政内部の体制の整備を行います。

【具体的な方向性】

- ・人事評価の推進
- ・職員研修の充実
- ・優れた人材の確保
- ・定員管理の適正化
- ・組織機構の見直し
- ・ITの活用による内部事務の改善
- ・監査機能の強化

#### 3 民間活力の活用

民間が効率的・効果的に実施できることは民間に委ねるという基本原則のもと、様々な実施手法を用いて、民間活力を活用します。

【具体的な方向性】

- ・民間委託等の推進
- ・PFI手法の活用
- ・指定管理者制度の活用
- ・公共サービス改革法（市場化テスト法）の導入の可能性の検討

#### 7 経営視点に立った財政運営

将来的に厳しい財政状況が予想されることを踏まえ、歳入の確保に向けた取組を進めるとともに、計画的な財政運営を行います。

【具体的な方向性】

- ・公会計改革による取組の推進
- ・歳入の確保
- ・公共施設マネジメントの推進
- ・受益者負担の見直し
- ・市立病院の健全経営

#### 4 協働の推進

行政が担うべき範囲の見直しを行い、多様な主体と行政が役割分担し合う仕組みづくりを行います。

【具体的な方向性】

- ・協働推進事業（行政提案型・市民提案型）の推進
- ・地域コミュニティとの協働
- ・公共サービスの供給主体の多様化に対するシステムの構築

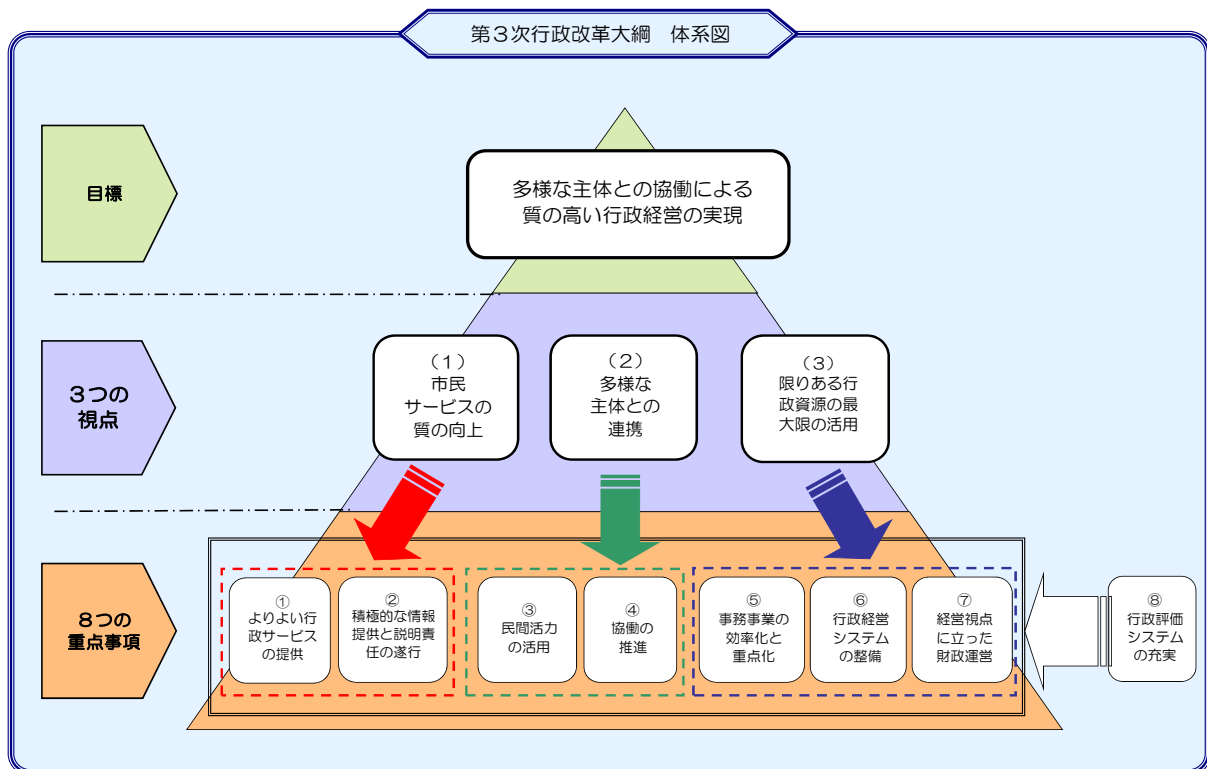
#### 8 行政評価システムの充実

第3次行政改革大綱を推進するための手段として行政評価システムの充実を図ります。

【具体的な方向性】

- ・業務棚卸しの推進
- ・施策評価、政策評価の導入
- ・外部評価制度の導入
- ・市民満足度調査の実施

## ■ 改革の体系



## ■ 改革の計画期間

平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5ヶ年

## ■ 改革の実現に向けた実施計画

- 第3次行政改革大綱で定めた目標の実現をめざして、「改革を進める8つの重点事項」に沿った実施計画を策定します。
- 実施計画については毎年度1回以上、8つの重点事項とそれらに位置付けした具体的な方向性に基づき積極的に検討を加え、新たな実施事項の追加や見直しを行います。

## 4 実施事項

実施事項については、毎年度8つの重点事項とそれらに位置付けした具体的な方向性に基づき検討を加え、追加や見直しを行います。

■第3次行政改革大綱実施計画実施事項総括表1

(単位：万円)

重点事項分類		実施事項			評価及び効果額（上段推計効果額、下段実績効果額）										
NO	名称	NO	名称	追加・終了 年度	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		合計
1	よりよい行政サービスの提供	(1)	意見・要望等情報の共有化		A	-	A	-	A	-	A	-	-	-	-
		(2)	消費生活相談の広域連携		A	40 49	A	45 52	B	50 30	B	53 41	55	243 172	
		(3)	窓口業務時間の拡大		A	-	A	-	A	-	A	-	-	-	-
		(4)	既存の公共施設の有効活用		B	-	C	-	B	-	B	-	-	-	-
		(5)	行政手続の電子化の推進		A	-	A	-	A	-	A	-	-	-	-
		(6)	茅ヶ崎駐車場利用者の利便性の向上		B	160 4	C	160 ▲234	B	160 ▲60	B	80 178	80	640 ▲112	
		(7)	自転車駐車場利用者の利便性の向上		B	70 ▲150	C	70 ▲108	C	70 ▲298	B	30 ▲135	30	270 ▲691	
		(8)	湘南広域都市行政協議会による広域連携の推進	H21追加			A	-	A	-	A	-	-	-	-
		(9)	安心まごころ収集の実施	H21追加			A	-	A	-	A	-	-	-	-
		(10)	身近な生活圏域でのサービス提供の展開	H23追加							A	-	-	-	-
		(11)	苦情等処理取扱要領による苦情処理	H23追加							A	-	-	-	-
		(12)	連携型総合窓口システムの導入	H23追加							A	-	-	-	-
		(13)	2市1町によるバスポートセンターの開設	H23追加							A	-	-	-	-
		(14)	電子納税サービスの導入	H23追加							A	-	-	-	-
		(15)	安心カプセル・安心カード推進事業	H23追加							B	-	-	-	-
		小計			推計効果額	270	275	280	163	165	1,153				
					実績効果額	▲97	▲290	▲328	84		▲631				
					A評価	4	6	5	10						
					B評価	3		3	5						
					C評価		3	1							
2	積極的な情報提供と説明責任の遂行	(1)	わかりやすい財政状況の積極的な公表		B	-	A	-	B	-	B	-	-	-	
		(2)	効果的な行政情報の提供方法		B	-	A	-	A	-	A	-	-	-	
		(3)	市政情報の公表及び提供の推進		A	-	A	-	A	-	A	-	-	-	
		(4)	市民参加の推進		B	-	A	-	A	-	B	-	-	-	
		(5)	地域教育懇談会の開催		B	-	A	-	B	-	A	-	-	-	
		(6)	市のホームページにおけるCMSの導入	H21追加 H22終了			A	-	A	-					
		(7)	市のホームページにおけるFAQの導入	H21追加			B	-	A	-	A	-	-	-	
		(8)	地理情報システム(GIS)による行政情報の管理・提供	H21追加			A	-	A	-	A	-	-	-	
		小計			推計効果額	-	-	-	-	-	-				
					実績効果額	-	-	-	-	-	-				
					A評価	1	7	6	5						
					B評価	4	1	2	2						
					C評価										

■第3次行政改革大綱実施計画実施事項総括表2

(単位：万円)

重点事項分類		実施事項			評価及び効果額(上段推計効果額、下段実績効果額)											
NO	名称	NO	名称	追加・終了年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計						
3	民間活力の活用	(1)	民間委託に関する基本方針の策定及び推進体制の整備	H22 終了	B	-	B	-	B	-	-	-	-	-	-	-
		(2)	ペットボトルの中間処理経費の節減	H20 終了	A	307 2,764	-	-	-	-	-	-	-	-	-	307 2,764
		(3)	図書館窓口業務運営形態の検討		A	-	A	-	A	-	A	-	-	-	-	-
		(4)	下水道工事に係る設計積算業務、現場技術業務及び補償交渉業務の委託		B	-	A	-	B	-	A	-	-	-	-	-
		(5)	PFI手法等による民間活力の活用		B	-	B	-	A	-	A	-	-	-	-	-
		(6)	指定管理者制度の活用		B	-	A	-	A	-	A	-	-	-	-	-
		(7)	公民連携の推進	H23 追加						A	-	-	-	-	-	-
		(8)	道路工事に係る設計積算業務、現場監理業務の委託	H23 追加						A	-	-	-	-	-	-
			小計		推計効果額		307	-	-	-	-	-	-	-	-	307
			実績効果額		2,764	-	-	-	-	-	-	-	-	2,764		
			A評価		2	3	3	6								
			B評価		4	2	2									
			C評価													
4	協働の推進	(1)	協働推進事業(行政提案型・市民提案型)の実施		A	-	B	-	B	-	B	-	-	-	-	
		(2)	公共サービスの供給主体の多様化による地域力の向上		B	-	A	-	A	-	A	-	-	-	-	
		(3)	緑の里親制度の推進		B	830 836	B	880 897	B	910 936	B	960 974	1,000	4,580	3,643	
		(4)	農地所有者による家庭菜園開設の推進		B	-	A	-	A	-	A	-	-	-	-	
		(5)	違反屋外広告物除却協力員制度の推進		A	10 ▲10	A	10 4	A	10 3	A	10 8	10	50	5	
		(6)	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業による市民ボランティアの育成と協力事業の実施		A	-	A	-	A	-	A	-	-	-	-	
		(7)	協働の新たな枠組みづくり	H21追加 H22終了			A	-	A	-	-	-	-	-	-	
		(8)	地域コミュニティとの協働	H21 追加			B	-	B	-	B	-	-	-	-	
		(9)	民間企業との協働による情報誌等の作成	H21 追加		740	A	740 491	B	545 395	A	630 171	527	2,442	1,797	
		(10)	協働による景観資源の保全・周知	H21 追加			A	-	B	-	A	-	-	-	-	
	小計		推計効果額		840	1,630	1,465	1,600	1,537	7,072						
			実績効果額		1,566	1,392	1,334	1,153	5,445							
			A評価		3	7	5	6								
			B評価		3	3	5	3								
			C評価													
5	事務事業の効率化と重点化	(1)	庁舎維持管理経費の節減		A	24 ▲187	A	24 844	A	24 386	A	246 ▲33	246	564	1,010	
		(2)	財政状況を考慮した事業の選択		A	-	A	24,031	A	9,100	A	2,635	-	35,766	-	
		(3)	全庁的な時間外勤務の抑制		C	6,912 ▲7,700	C	6,912 ▲15,715	C	4,883 ▲19,637	C	4,883 ▲11,279	4,883	28,473	▲54,331	
		(4)	特殊勤務手当の削減		A	1,894 1,626	B	2,086 1,977	A	2,480 2,480	A	2,480 2,480	2,480	11,420	8,563	
		(5)	外郭団体のあり方の見直し		B	-	A	-	A	-	A	-	1,000	1,000	-	
		(6)	入札・契約の適正化の推進	H21 追加			A	-	A	-	A	-	-	-	-	
		(7)	ごみ焼却処理施設の維持管理業務の見直し	H21 追加			A	1,546 3,107	A	3,000 4,374	A	3,000 3,506	3,000	10,546	10,987	
		(8)	「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づく取組	H21 追加			A	660 660	A	- 2,925	A	306 -	2,800	3,766	3,585	
		(9)	ホストコンピュータの契約方法の見直し	H21 追加			A	4,640 4,643	A	4,640 4,643	A	4,640 4,643	4,640	18,560	13,929	
			小計		推計効果額		8,830	15,868	15,027	15,555	19,049	74,329				
			実績効果額		▲6,261	19,547	4,271	1,952	19,509							
			A評価		3	7	8	8								
			B評価		1	1										
			C評価		1	1	1	1								

■第3次行政改革大綱実施計画実施事項総括表3

(単位：万円)

重点事項分類		実施事項		評価及び効果額（上段推計効果額、下段実績効果額）										
NO	名称	NO	名称	追加・終了 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計				
6	行政経営システムの整備	(1)	「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」の取組		B	-	B	-	B	-	-			
		(2)	職員採用試験のあり方の見直し		A	-	A	-	A	-	-			
		(3)	特別支援教育の充実		A	-	B	400 364	A	476 476	A	544 545	612	2,032 1,385
		(4)	定員管理の適正化		C	25,200 4,500	C	28,800 ▲29,700	C	0 ▲900	C	11,700 ▲18,900	17,100	82,800 ▲45,000
		(5)	庁内分権の推進		B	-	B	-	B	-	B	-	-	
		(6)	組織機構の見直し		A	-	A	-	A	-	A	-	-	
		(7)	定期監査（学校監査）の見直し		A	-	A	-	A	-	A	-	-	
		(8)	職員提案の活性化		B	-	A	-	B	-	B	-	-	
		(9)	地理情報システム（GIS）による行政情報の管理・提供【実施事項2-8再掲】	H21 追加			A	-	A	-	A	-	-	
		(10)	情報システム最適化の推進	H23 追加						A	-	-	-	
			小計				推計効果額 25,200 実績効果額 4,500	29,200 ▲29,336	476 ▲424	12,244 ▲18,355	17,712	84,832 ▲43,615		
					A評価 4 B評価 3 C評価 1	5 3 1	5 3 1	6 3 1						
7	経営視点に立った財政運営	(1)	新たな財政指標及び連結財務諸表の公表		A	-	A	-	A	-	-			
		(2)	行政サービスのコスト（事業原価）を把握	H22 終了		A	-	B	-	A	-	-		
		(3)	市税の徴収率の向上		B	3,600 ▲734	B	3,600 ▲7,443	B	3,600 2,049	A	3,600 11,018	3,600	18,000 4,890
		(4)	国民健康保険料の徴収率の向上		B	500 ▲10,625	B	505 ▲18,122	B	5,208 ▲3,911	A	5,208 2,621	5,208	16,629 ▲30,037
		(5)	介護保険料の徴収率の向上		B	316 128	B	313 ▲20	A	313 317	A	313 194	313	1,568 619
		(6)	保育料の徴収率の向上		B	380 ▲88	B	373 318	A	392 409	A	392 607	392	1,929 1,246
		(7)	し尿処理手数料の徴収率の向上		B	40 ▲8	A	7 13	A	7 24	A	8 ▲27	8	70 2
		(8)	市営住宅使用料の徴収率の向上		C	42 ▲148	C	42 ▲121	A	45 121	A	51 129	51	231 ▲19
		(9)	下水道使用料の徴収率の向上		A	290 1,213	A	280 3,738	A	275 1,025	A	275 335	275	1,395 6,311
		(10)	民間広告の掲載による財源確保		A	1,230 914	B	1,230 1,151	B	1,230 1,263	A	1,230 1,736	1,230	6,150 5,064
		(11)	全庁的な徴収率向上への取組		B	-	B	-	A	-	B	-	-	
		(12)	債権の管理に係る条例の策定	H22 終了		B	-	B	-	B	-	-	-	
		(13)	活用予定のない市有地の売却・貸付・交換		A	1,000 2,991	A	1,000 2,516	A	1,000 7,791	A	1,000 3,835	1,000	5,000 17,133
		(14)	大型ごみとして回収した家具類等の有料提供		C	-	C	-	C	-	B	-	-	
		(15)	本市に対する寄附活動の活性化に向けた取組		A	- 205	A	- 861	A	- 112	A	- 160	-	- 1,338
		(16)	下水道事業会計の地方公営企業法適用		A	-	A	-	A	-	A	-	1,900	1,900
		(17)	「公共施設整備・再編計画」に基づいた公共施設の適正な整備		A	-	A	-	A	-	A	-	-	
		(18)	行政拠点地区再整備の推進		A	-	A	-	B	-	A	-	-	
		(19)	海岸の市有地活用による拠点整備		B	-	B	-	B	-	B	-	-	
		(20)	「公共施設長寿命化指針」に基づいた施設の適正な維持管理の推進		B	-	B	-	A	-	A	-	-	
		(21)	使用料等の額及び減額免除の見直し		A	-	B	-	B	-	B	-	-	
		(22)	特別会計への繰入金、受益者負担の見直し		A	5,000 6,269	B	5,000 10,556	B	5,000 3,935	B	5,000 2,922	5,000	25,000 23,682
		(23)	公共下水道の未接続世帯に対する水洗化の推進		A	311 379	A	21 38	B	21 7	B	21 11	21	395 435

■第3次行政改革大綱実施計画実施事項総括表4

(単位：万円)

重点事項分類		実施事項		評価及び効果額（上段推計効果額、下段実績効果額）										
NO	名称	NO	名称	追加・終了 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計				
7	経営視点に 立った財政 運営	(24)	放置自転車移動保管料等有料化制度の導入の検討		B	-	A	-	A	228 145	304	532		
		(25)	ごみ減量化の推進方策の検討（ごみ処理の有料化等）		A	-	A	-	A	-	-	-		
		(26)	施設敷地内の駐車場の有料化	H21 終了	C	-	C	-	-	-	-	-		
		(27)	大型ごみ収集手数料の見直し		B	470 258	B	470 265	A	272 291	B	300 297	300	1,812 1,111
		(28)	事業系ごみの一般廃棄物処理手数料の見直し		B	4,500 7,077	B	3,000 8,146	A	3,000 7,789	A	4,300 6,950	4,300	19,100 29,962
		(29)	市立病院の健全経営の取組		A	-	A	6,379 54,201	A	26,863 63,874	B	25,419 4,708	-	58,661 122,783
		(30)	補助金及び負担金の適正化		B	-	B	-	B	-	A	-	-	-
		(31)	土地開発基金の廃止	H20 終了	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(32)	特定目的基金の新設		A	-	A	-	A	-	A	-	-	-
		(33)	市役所、市民文化会館、総合体育館の駐車場の有料化	H21 追加			B	-	B	-	B	-	-	-
		(34)	茅ヶ崎版公共施設白書の作成	H23 追加							A	-	-	-
		小計		推計効果額			17,679	22,220	47,226	47,345	23,902	158,372		
				実績効果額			7,831	56,097	85,096	35,336	-	184,520		
				A評価			16	13	19	20	-	-		
		B評価			13	16	11	10	-	-				
		C評価			3	3	1	-	-	-				
8	行政評価シ ステムの充 実	(1)	行政評価システムの充実		A	-	B	-	B	-	-	-		
		(2)	市民意識調査の実施	H23 追加						A	-	-		
		小計		推計効果額			-	-	-	-	-	-		
				実績効果額			-	-	-	-	-	-		
				A評価			1	-	-	1	-	-		
				B評価			-	1	1	1	-	-		
合計		推計効果額			53,126	69,193	64,474	76,907	62,365	326,065				
		実績効果額			10,303	47,410	89,949	20,170	-	167,992				

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A評価	34	48.6%	48	57.8%	51	62.2%	62	75.6%		
B評価	31	44.3%	27	32.5%	27	32.9%	24	29.3%		
C評価	5	7.1%	8	9.6%	4	4.9%	2	2.4%		
合計	70	100.0%	83	100.0%	82	100.0%	88	100.0%		

※ 推計効果額について

それぞれの実施事項で行政改革の視点において効果があると見込まれる金額のこと。経費の節減額だけでなく、自主財源の確保額等も含めます。具体的な内容は各重点事項の表の推計効果額欄の括弧内に記載します。

## ■ 平成23年度の取組にかかる総括

第3次茅ヶ崎市行政改革大綱（平成19年度策定）に基づき、8つの重点事項（1よりよい行政サービスの提供、2積極的な情報提供と説明責任の遂行、3民間活力の活用、4協働の推進、5事務事業の効率化と重点化、6行政経営システムの整備、7経営視点に立った財政運営、8行政評価システムの充実）に沿った施策を実施しました。

平成23年度は取組の前提となる諸条件の変化等により、4事業が終了する一方、新たに1事業を追加することで、12ページに記載のとおり、88の実施事項に取り組んだ結果、A評価が62事項、B評価が24事項、C評価が2事項となっており、A評価が全体の75.6%に達していることから着実に行政改革が実施されているといえます。

しかしながら、実績効果額については、推計効果額の7億6,907万円に対し、2億0,170万円であり、推計効果額の3割となっている状況です。この要因としては、人件費に関する取組（全庁的な時間外勤務の抑制や定員管理の適正化）などが計画通りに進んでいないことにあります。業務が年々複雑化していく中、少ない職員数で効率的な行政運営を行うためには、市が担うべき業務の範囲を改めて検証し、民間委託や協働といった手法を積極的に活用することで事業実施主体の最適化を図るとともに、業務の変化に応じて職員を効果的に配置できる臨機応変な組織づくりが求められます。

これらのことに効果的に取り組んでいくため、今後はこれまで以上に人事・予算に関する権限を各部局長に委譲するなど、より積極的に庁内分権を推進し、マネジメント機能の更なる強化を図る必要があります。

次に、重点事項ごとの総括を行います。

### 1 よりよい行政サービスの提供

全15事業のうち、A評価が10事業、B評価が5事業でした。実績効果額については、推計効果額の163万円に対し、84万円でした。これは自転車駐車場の一時利用料金が平成22年度に比べ減少したことが主な原因です。

平成23年度は、「身近な生活圏域でのサービス提供の展開（重点事項1－（10））」において、（仮称）市民センターの開設やコンビニエンスストアでの住民票の写し等の発行についての検討や「連携型総合窓口システムの導入（重点事項1－（12）」におい

て市役所新庁舎建設に伴う、市民満足度の高い窓口サービスを構築するため、連携型総合窓口の導入に向けた検討を行いました。

また、「電子納税サービスの導入（重点事項1－（14）」において、庁内検討会議や他市への視察を行い、平成26年度にマルチペイメントネットワーク収納及び統一納付書を導入することを決定しました。

これらの取組は継続し、市民が真に求める行政サービスを提供します。

「茅ヶ崎駐車場利用者の利便性の向上（重点事項1－（6）」及び「自転車駐車場利用者の利便性の向上（重点事項1－（7）」については利用率や利用台数といった目標を下回っているため、さらなる周知活動を行い、利用度の向上に努める必要があります。

## 2 積極的な情報提供と説明責任の遂行

全7事項のうち、A評価が5事項、B評価が2事項でした（1事項は平成22年度で終了）。実績効果額については、推計効果額とともにありませんでした。

平成23年度は、「効果的な行政情報の提供方法（重点事項2－（2）」において、市ホームページのイラスト集からオリジナル広報キャラクターを自由にダウンロード可能とし、様々なグッズが販売されました。また、「地域教育懇談会の開催（重点事項2－（5）」において、地域教育懇談会の開催回数を目標値を上回る18回開催し、地区ごとの教育的活動の情報提供を積極的に行いました。

これらの取組は継続し、市民が容易に市政情報を収集できるよう努めます。

「わかりやすい財政状況の積極的な公表（重点事項2－（1）」におけるホームページへのアクセス数や「市民参加の推進（重点事項2－（4）」における市民参加による審議会等の開催回数及びパブリックコメント手続での意見提出者数については、目標を下回っているため、積極的な情報発信や市民参加の環境整備に努める必要があります。

## 3 民間活力の活用

全6事項のうち、A評価が6事項でした（2事項は平成20年度、22年度で終了）。実績効果額については、推計効果額とともにありませんでした。

平成23年度は、「PFI手法等による民間活力の活用（重点事項3－（5）」において、



(仮称)柳島スポーツ公園整備事業や浜見平地区複合施設整備事業でPFI等の活用を含めた最適事業手法の選定について検討するとともに、「公民連携の推進(重点事項3-(7))」において、本市の民間団体や民間事業者と連携・協働を推進する上での留意事項等について、全市的な認識の共有化を図ることを目的とした「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定しました。

これらの取組は継続し、民間が効率的かつ効果的に実施できることは民間に委ねるという基本原則のもと、様々な実施手法を用いていきます。

「下水道工事に係る設計積算業務、現場技術業務及び補償交渉業務の委託(重点事項3-(4))」や「道路工事に係る設計積算業務、現場管理業務の委託(重点事項3-(8))」についても、引き続き積極的に民間事業者に委託し、事業実施主体の最適化を図ります。

#### 4 協働の推進

全9事項のうち、A評価が6事項、B評価が3事項でした(1事項は平成22年度で終了)。実績効果額については、推計効果額の1,600万円に対し、1,153万円でした。これは民間企業との協働による情報誌等の作成について広告収入が減少したことが主な原因です。

平成23年度は、「公共サービスの供給主体の多様化による地域力の向上(重点事項4-(2))」において、引き続き市民活動げんき基金助成事業や非営利活動団体等との連携及び協働による事業を実施しました。また、「地域コミュニティとの協働(重点事項4-(8))」において、新たな地域コミュニティ制度の構築に向けて、基本的な考え方をまとめ、平成24年度にモデル地区を選定し、試行実施することとなりました。

これらの取組は継続し、多様な主体と行政が役割分担し合う仕組みづくりを行います。

「協働推進事業(行政提案型・市民提案型)の実施(重点事項4-(1))」における事業数や「緑の里親制度の推進(重点事項4-(3))」における草花植栽の登録箇所数については目標を下回っているため、新たな協働推進事業の枠組みの検討や、緑の里親制度の一層の周知に取り組む必要があります。

## 5 事務事業の効率化と重点化

全9事業のうち、A評価が8事業、C評価が1事業でした。実績効果額については、推計効果額の1億5,555万円に対し、1,952万円でした。これは時間外勤務の抑制が進まなかったことが主な原因です。

平成23年度は、「財政状況を考慮した事業の選択（重点事項5-（2））」において、予算編成の過程で、業務棚卸評価等を活用し経常的経費を削減しました。また、「外郭団体のあり方の見直し（重点事項5-（5））」において、（財）茅ヶ崎市都市施設公社を解散し、（社）茅ヶ崎市シルバー人材センターと（財）茅ヶ崎市文化振興財団に事業を移行しました。

これらの取組は継続し、徹底的な経費の削減や事務事業の効率化に努めるとともに、中長期的な視点を持って事業の取舍選択を行っていきます。また、外郭団体については関与のあり方等を見直していきます。

「全庁的な時間外勤務の抑制（重点事項5-（3））」における時間外勤務総時間は継続的に目標を下回っているため、現状の取組を徹底するとともに、所属長が各職員の業務を把握し、所属長の事前命令による時間外勤務の適正管理を図ります。また、引き続き職員の適正な配置及び臨時・非常勤職員の活用を進めます。

## 6 行政経営システムの整備

全10事項のうち、A評価が6事項、B評価が3事項、C評価が1事項でした。実績効果額については、推計効果額の1億2,244万円に対し、▲1億8,355万円でした。これは定員適正化が目標どおり進まなかったことが主な原因です。

平成23年度は、「職員採用試験のあり方の見直し（重点事項6-（2））」において、引き続き積極的に職員採用情報のPRを行った結果、目標を大きく上回る競争倍率となりました。また、「組織機構の見直し（重点事項6-（6））」において、事業遂行のためにより効率的かつ効果的である組織体制の構築を検討し、施設再編整備課に新庁舎建設担当を新設し、秘書広報課の秘書担当と調査担当の統合等を図りました。

これらの取組は継続し、行政内部の体制の整備を行っていきます。

「定員管理の適正化(重点事項6-(4))」や「職員提案の活性化(重点事項6-(8))」は継続的に目標を下回っているため、業務の特性に応じた人的資源の最適配分に継続して取り組むことや提案制度の抜本的な見直しを検討しなければなりません。

## 7 経営視点に立った財政運営

全30事項のうち、A評価が20事項、B評価が10事項でした(1事項は平成20年度ならびに平成21年度、2事項は平成22年度に終了)。実績効果額については、推計効果額の4億7,345万円に対し、3億5,336万円でした。これは市立病院における経常収支比率が前年度比6.1%下がったことが主な原因です。

平成23年度は、「市税の徴収率の向上(重点事項7-(3))」、「国民健康保険料の徴収率の向上(重点事項7-(4))」、「介護保険料の徴収率の向上(重点事項7-(5))」、「保育料の徴収率の向上(重点事項7-(6))」、「し尿処理手数料の徴収率の向上(重点事項7-(7))」、「市営住宅使用料の徴収率の向上(重点事項7-(8))」、「下水道使用料の徴収率の向上(重点事項7-(9))」について、年度の目標値を超えることができました。また、「補助金及び負担金の適正化(重点事項7-(30))」において、補助金等の額や必要性について精査、見直しを行いました。

これらの取組は継続し、歳入の確保に向けた取組を進めるとともに、計画的な財政運営を行います。

「公共下水道の未接続世帯に対する水洗化の推進(重点事項7-(23))」における調査件数や「放置自転車移動保管料等有料化制度の導入の検討(重点施策7-(24))」における返還台数については目標を下回っているため、水洗化の推進における改善策の検討や放置自転車減少のための継続的な取組が必要です。

## 8 行政評価システムの充実

全2事項のうち、A評価が1事項、B評価が1事項でした。実績効果額については、推計効果額とともにありませんでした。

平成23年度は、「行政評価システム(重点事項8-(1))」において、事務事業評価での総合計画審議会による外部評価を試行実施するとともに、施策評価については、外

部評価制度の導入に向けて施策評価シート(案)を作成するなど制度構築を行いました。今後は、政策-施策-事務事業の各階層において行政評価を導入し、行政評価制度の充実を図っていきます。

また、「市民意識調査の実施(重点事項8-(2))」において、市政アンケート・市政モニターアンケートを予定回数より多く実施しました。今後も、引き続き市政に対する要望等を的確に把握し、効率的かつ効果的な行政運営を推進する必要があります。

## 表の見方

当該実施事項の名称、担当課、現状・問題点・必要性及び具体的な実施内容といった基礎的な情報を記載しています。

当該実施事項の計画期間中（平成20年度～平成24年度）に取り組む重点目標を記載しています。金額による目標設定が困難な実施事項については、計画期間の進捗状況等をわかりやすく示すことができるような数値等の目標を設定しています。定義欄は重点目標に掲げる数値等の定義や算出式等を記載しています。

重点目標の達成のために具体的に取り組む個別の実施項目、目標及び工程表を記載しています。

当該実施事項の推計効果額（金額による効果の把握が可能な実施事項に限る。）及び年度ごとの目標値を記載するとともに、毎年度の実績及び取組に対する評価（評価の考え方については、別表を参照）を記載しています。また、実施状況欄には毎年度ごとの取組内容を記載しています。

### 重点事項 7- (10)

<b>実施事項名</b>	民間広告の掲載による財源確保	<b>担当課</b>	総務部秘書広報課、企画部企画調整課・ <b>行政管理課</b> 、財務部財政課・用地管財課、その他関係課						
<b>現状・問題点・必要性</b>	民間広告を活用し、広告収入を得ることで新たな自主財源の確保を図るため、民間広告の掲載が可能な媒体についての検討を進めています。								
<b>実施内容</b>	「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、広告掲載についての問題点を整理し、可能なものから積極的に順次実施します。								
<b>重点目標</b>	数値等	単位	定義						
	6,150	万円	平成20年度から平成24年度までの民間広告の掲載による効果額						
<b>実施スケジュール</b>	<b>実施する項目</b>	<b>目標値等</b>	<b>工程表</b>						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	職員採用パンフレットへの広告掲載 効果額45万円	→ →						
	②	広報紙への広告掲載 広告料収入649万円/年	→ → → → → → → →						
	⋮	⋮							
<b>実績及び評価</b>	効果額の把握	推計効果額（万円） <small>（広告料の見込額）</small>	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	累計	6,150
		実績効果額（万円）	914						累計
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） <small>（新たに実施する民間広告掲載）</small>	2	2	2	2	2	累計	10
		年度ごとの実績値（件）	3						累計
	取組に対する評価		A						最終評価
<b>実施状況</b>	20年度	「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき平成19年度に引き続き広告掲載事業を実施しました。（実施スケジュール①～⑤）懸案事項であった行政財産への広告掲載を目的とした市場価格に準じた広告料金の設定については、行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例等の改正を行い、市庁舎内エレベーター扉の広告募集を開始しました。							
	21年度								
	22年度								
	23年度								
	24年度								

別表 第3次行政改革大綱実施計画における評価基準

		定性的評価	
		現状の課題の解決に向けて効果があった	現状の課題の解決に向けて効果があまりなかった
定量的評価	年度ごとの目標を達成した	A	B
	年度ごとの目標を達成できなかった	B	C

1 よりよい行政サービスの提供

重点事項 1 - (1)

実施事項名	意見・要望等情報の共有化		担当課	市民安全部市民相談課					
現状・問題点・必要性	市民からの意見、要望などの内容及びそれに対する回答は、意見などの提出者しか知りえない状況にあります。こうしたニーズなどを庁内で知ることができるようにすること、また、公表することで情報の共有化を図る必要があります。								
実施内容	市民からの意見、要望などの内容及び回答をホームページ、広報紙などで公表するとともに、職員への周知を行います。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	4	回	市民からの意見、要望などの内容及び回答をホームページで公表する回数/年						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	ホームページで公表	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	広報紙で公表	→ →	→ →	→ →				
	③	職員への公表	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
④	苦情等処理報告書を市政情報コーナーで公表				→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(回) (ホームページでの公表回数)	4	4	4	4	4	累計	20
		年度ごとの実績値(回)	4	4	4	4		累計	16
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	茅ヶ崎市ホームページへの掲載については、第1四半期に12件、第2四半期に9件、第3四半期に7件、第4四半期に9件の掲載を行っています。「後期高齢者医療制度」、「インフルエンザ対策」、「保育園の待機児童」など市民が共通に関心を持っている事項を取り上げました。広報紙がさきについては、「なぜなにあれこれ」というコーナーで、平成20年6月15日号、8月15日号、10月15日号、21年2月15日号において要望及び回答を掲載しました。庁内イントラネット掲載については、年間456件の市民からの要望を掲載し職員への周知を図りました。							
	平成21年度	茅ヶ崎市ホームページへの掲載については、年4回実施し、第1四半期に7件、第2四半期に3件、第3四半期に4件、第4四半期に4件の掲載を行っています。「防災訓練」、「新型インフルエンザ対策」、「保育園の待機児童」など市民が共通に関心を持っている事項を取り上げました。年間4回の目標は達しています。広報紙がさきについては、「なぜなにあれこれ」というコーナーで、平成21年6月15日号、8月15日号、10月15日号において要望及び回答を掲載しました。庁内イントラネット掲載については、年間321件の市民からの要望を掲載し職員への周知及び情報の共有化を図りました。							
	平成22年度	【実施状況】 茅ヶ崎市ホームページへの掲載については、年4回実施し、第1四半期に4件、第2四半期に6件、第3四半期に2件、第4四半期に13件の掲載を行っています。「こともの医療費」、「市の災害対策」、「緊急時の防災茅ヶ崎放送について」など市民が共通に関心を持っている事項を取り上げました。年間4回の目標は達しています。庁内イントラネット掲載については、年間324件の市民からの要望(市長への手紙)を掲載し、職員への周知を図りました。 【評価の理由】 茅ヶ崎市ホームページへの掲載については四半期毎に掲載し、目標値である年4回の掲載を行ったことから、A評価としました。 【今後の取組】 引き続きのホームページ掲載を行いますが、掲載内容について、市民との情報の共有化の観点から、市民要望や関心の高いものなどより一層の精査を行います。							
	平成23年度	【実施状況】 茅ヶ崎市ホームページへの掲載については、年4回実施し、第1四半期に6件、第2四半期に4件、第3四半期に5件、第4四半期に5件の掲載を行っています。「津波への不安」、「住民票について」、「国道一号の混雑について」など市民が共通して関心を持っている事項を中心に取り上げるように配慮し、年間4回の目標を達成しています。庁内イントラネット掲載については、年間347件の市民からの要望(市長への手紙)を掲載し、職員への周知を図りました。また、広報紙の掲載は紙面の制限があるため、苦情等処理報告書を市政情報コーナーで公表することにしました。 【評価の理由】 茅ヶ崎市ホームページへの掲載については四半期毎に掲載し、目標値である年4回の掲載を行ったことから、A評価としました。 【今後の取組】 市民との情報の共有化の観点から、引き続き市民要望や関心の高いものを中心にホームページに掲載していきます。							

※実施スケジュールについて修正いたしました。広報紙への掲載については紙面の制限があるため、市政情報コーナーで年4回冊子で公表することにしました。

重点事項 1－(2)

実施事項名	消費生活相談の広域連携		担当課	市民安全部市民相談課					
現状・問題点・必要性	近年、流通の高速化、流通経路・販売方法の多様化及び複雑化が進み、その隙間をつく形で様々な消費トラブルが発生する中、消費生活相談の広域化が求められています。								
実施内容	平成17年8月23日に寒川町と締結した協定に基づき、消費生活相談を広域的に行うことにより、消費生活における安全性、利便性の向上を図ります。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	7.3	%	協定締結による茅ヶ崎・寒川の相互相談の平成24年度利用率（平成19年度利用率5.8%を基準とする）						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 消費生活相談の広域化		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	② 多重債務相談の広域化		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③ 情報交換及び連絡調整		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （寒川町からの負担金の見込額）	40	45	50	53	55	累計	243
		実績効果額（万円）	49	52	30	41		累計	172
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （茅ヶ崎市・寒川町の相互相談利用率）	6.0	6.4	6.8	7.1	7.3	累計	-
		年度ごとの実績値（%）	6.1	6.3	3.2	4.9		累計	-
		取組に対する評価		A	A	B	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	寒川町との協定に基づき消費生活相談の相互利用を行い、広報紙（毎月15日号）やホームページ（常時）等にて消費生活相談の利用についての周知を図りました。その結果、茅ヶ崎市及び寒川町での相談件数2,186件のうち相互利用は134件となり目標の利用率を達成することができました。							
	平成21年度	消費生活相談における相互利用についての周知を啓発紙やホームページに加え、新たに消費生活センター啓発紙でも行い、目標値6.4%に対し6.3%と概ね達成することができました。今後も寒川町との連携を強化し、利便性の向上を図ります。							
	平成22年度	【実施状況】 平成20年度及び平成21年度は目標の利用率を達成（ほぼ達成）することが出来ましたが、平成22年度は相談件数、相互相談利用件数ともに減少し、目標達成には至りませんでした。要因を検証しなければなりません。相互相談業務の周知啓発方法等についても両市町で再確認する必要があります。なお、現時点での目標値の見直しは行いません。 【評価の理由】 多様化・複雑化している相談内容に対応できるよう消費生活相談の相互利用を推進することで、相談者の利便性の向上を図りましたが、目標の利用率を達成することが出来なかったため、B評価としました。 【今後の取組】 相互相談体制について、主として広報紙やホームページ、啓発紙等で周知を行っていますが、相互利用制度の周知方法等について両市町で協議し、より一層の周知啓発に努めます。							
	平成23年度	【実施状況】 茅ヶ崎市と寒川町の消費生活相談の相互利用件数が増加したため、平成22年度と比較すると相互相談利用率が増加しました。相互利用制度の周知方法等について、両市町で協議を行いました。また、広報紙やホームページのほか情報紙に掲載するなど周知啓発に努めました。 【評価の理由】 消費生活の安全・安心の確保のため、身近なところで消費者が相談できるように消費生活相談窓口の相互利用を推進してまいりましたが、目標値を達成することが出来なかったためB評価としました。 【今後の取組】 消費生活相談は複雑化、高度化、長期化してきており、消費生活相談窓口の相互利用体制について広報紙やラジオなどさまざまな広報媒体を活用して引き続き周知してまいります。							

重点事項 1－(3)

実施事項名	窓口業務時間の拡大		担当課	企画部企画経営課					
現状・問題点・必要性	市役所の窓口については、現在、平日の8時30分から17時までが開庁時間となっています。市民の生活様式の変化を踏まえ、これまでに、茅ヶ崎駅前市民窓口センターにおいて、夜間及び休日に住民票の写し等の交付を行うなど窓口業務における市民サービスの向上に努めてきましたが、市役所の休日開庁による利便性の向上が求められています。								
実施内容	段階的に休日開庁を実施し、市役所に来庁できる機会を拡大することで、市民サービスの向上を図ります。 今後は休日開庁の試行を踏まえ、具体的な実施の検討を行います。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成25年度以降(23年度以降) 平成21年度(22年度以前)	実施 時期	休日開庁等により窓口業務を拡大する。						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 試行を踏まえた検討(23年度修正)		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	② 窓口業務時間拡大の実施			→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③ 繁忙期(3月下旬～4月上旬)の土曜開庁の完全実施				→ →	→ →	→ →	→	
④ 第2・4土曜日の午前中の市民課・保険年金課窓口の試行開庁				→ →	→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価		A	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	平成17年度から試行実施していた繁忙期(3月下旬から4月上旬)の土日開庁については、4年間の試行期間の間に特に大きな問題はなく、利用者への周知も浸透し定着化が進みました。また利用者数やアンケート結果から繁忙期土日開庁の需要は高く、その必要性も高いと認識できます。これらの経緯を踏まえ、繁忙期における土日開庁について、平成21年から完全実施することとしました。また土曜日の通年開庁についても、具体的なスケジュール等の検討を行いました。							
	平成21年度	平成21年7月から第2・第4土曜日の午前中の窓口開設(市民課・保険年金課)試行実施を開始しました。また、平成22年3月末から繁忙期における土曜開設を完全実施しました。今後は、本庁舎再整備と合わせ実施する内容の検討を行い、本庁舎再整備後の市役所の休日開庁の考え方を構築します。							
	平成22年度	【実施状況】 平成21年度に引き続き、第2・第4土曜日の午前中の窓口開設(市民課・保険年金課)試行実施を継続し、その検証を行うとともに休日開庁の考え方の構築に向けた検討を行いました。 【評価の理由】 平成21年度に引き続き、第2・第4土曜日の午前中の窓口開設(市民課・保険年金課)試行実施を継続したことから、A評価としました。 【今後の取組】 引き続き、試行実施を継続するとともに、新庁舎建設基本計画や基本設計の策定に合わせ市役所の休日開庁のあり方について検討を進め、新庁舎建設後の市役所の休日開庁の考え方を構築します。							
	平成23年度	【実施状況】 平成21年度に引き続き、第2・第4土曜日の午前中の窓口開設(市民課・保険年金課)試行実施を継続し、その検証を行いました。 【評価の理由】 平成21年度に引き続き、第2・第4土曜日の午前中の窓口開設(市民課・保険年金課)試行実施を継続したことから、A評価としました。 【今後の取組】 引き続き、試行実施を継続するとともに、対象窓口の範囲や開庁期間等について平成24年度を目標に休日開庁についての方針を決定し、平成25年度中の本格実施を目指します。							



重点事項 1－(4)

実施事項名	既存の公共施設の有効活用		担当課	企画部企画経営課						
現状・問題点・必要性	引き続き厳しい財政状況の中、公共施設の新設が難しい現状を踏まえ、費用対効果を勘案しながら既存の公共施設の利用形態・開館時間を見直し、市民ニーズに対応していく必要があります。									
実施内容	第2次行政改革大綱実施計画の中での検討を踏まえ、既存公共施設の開館時間の延長や利用形態の変更に関する調整会議を開催し検討します。なお、検討会議の結果を踏まえた具体的な取組については、本実施計画の見直し時に実施スケジュール等に追加することとします。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	2		回	開館時間の延長や利用形態の変更に関する調整会議の開催回数/年						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	調整会議の開催		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	直営で管理運営する施設の状況報告書の作成				→ →	→ →	→ →	→	
	③	公共施設白書の作成の検討				→ →	→ →	→ →	→	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(回) (調整会議の開催回数)		2	2	2	2	2	累計	10
		年度ごとの実績値(回)		1	0	0	1		累計	2
	取組に対する評価			B	C	B	B		最終評価	
実施状況等	平成20年度	平成20年5月に市民窓口センター等のあり方について、調整会議を開催し、検討を進めました。平成21年1月より、市税の納税等の利便性の向上を図るため、市民窓口センターにおいて市税等の収納事務を開始しました。								
	平成21年度	公共施設における使用の承認に関する手続きの当日受付や開館時間の延長、利用形態の変更に関する検討を行いました。が、庁内での検討会議の開催には至りませんでした。								
	平成22年度	<p>【実施状況】</p> <p>既存の公共施設の有効活用については、公共施設の概要、利用実態、利用者ニーズ、コストなどを分析し、今後の公共施設のあり方を検討する必要があることから、公共施設白書作成の検討を行うとともに、現段階でとりまとめができる範囲のデータにより、各課と調整を図りながら公の施設の管理運営状況に関する報告書(平成22年度版)を作成しました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>公の施設の有効活用を検討するにあたっては、公共施設の概要、利用実態、利用者ニーズ、コストの把握と分析が必要なことから、公の施設の管理運営状況に関する報告書(平成22年度版)を作成し現状把握を行いました。このことから、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>引き続き、公共施設白書作成の検討を行いながら、平成23年度にとりまとめる公の施設の管理運営状況に関する報告書(平成23年度版)データに基づき、市民ニーズに対応した施設利用のあり方を検討し、必要に応じた見直しを図ります。</p>								
	平成23年度	<p>【実施状況】</p> <p>現段階でとりまとめができる範囲のデータにより、各課と調整を図りながら公の施設の管理運営状況に関する報告書(平成23年度版)を作成しました。また、関係課と学校体育施設の利活用を見直す会議を3回開催し、施設の活用状況等を継続して把握し、公共施設白書の作成に活かしていくこととしました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>上記会議において、現状の優位性を認める結論となり、利用形態の変更には至らなかったため、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>引き続き公の施設の管理運営状況に関する報告書を作成するとともに、公共施設白書の作成準備を進めます。</p>								

※表中の公共施設とは、地方自治法244条第1項に記載されている「公の施設」(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設)です。  
 ※公共施設白書に掲載する対象施設については、市が保有する建築物を対象とする予定です。

重点事項 1－（5）

実施事項名	行政手続の電子化の推進		担当課	企画部企画経営課・情報推進課、財務部契約検査課						
現状・問題点・必要性	県市町村共同運営システムの開発や電子申請・届出、電子入札の稼働などシステムの構築と運用に関しては終了していますが、本システムが十分活用されるように対応することが必要となっています。									
実施内容	行政手続の電子化の推進について、より一層の利用拡大を図るため、電子申請・届出システムができる手続を増やしサービスの向上を図ります。									
重点目標	数値等	単位	定義							
	10	件	平成24年度までに新規に電子申請・届出を行うこととした申請手続の数（平成19年度の手続数15件を基準とする）							
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	①	申請手続数の追加	10件	→	→	→	→	→	→	
	②	広報等広告の実施	毎年	→	→	→	→	→	→	
	③	電子入札システムの拡大	物品（情報処理用機器材・電器機器・医療機器）工事（全件）	→	→	→	→	→	→	
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （新規申請手続の数）		2	2	2	2	2	累計	10
		年度ごとの実績値（件）		13	12	9	24		累計	58
		取組に対する評価		A	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	電子申請手続について、職員募集の際の公募等に電子申請を利用し、目標を上回る13手続を新たに掲載しました。この手続の有用性は県内の他自治体でも認められ、現在では神奈川県市町村電子自治体運営協議会において普及の推進が図られています。物品の情報処理用機器材・電器機器・医療機器の一部（52件、全件の39.1%）については電子入札を実施することができ、それ以外の被服についても実施することができました。工事の入札については、183件全件を電子入札で実施しています。								
	平成21年度	電子申請手続については、引き続き職員募集の際の公募等に電子申請を利用し、12手続を新たに掲載しました。物品の什器、事務用品等の一部（116件、全件の69.9%）については電子入札を実施することができました。工事等については、237件（全体の94.0%）を電子入札で実施しています。今後は、本庁舎再整備と合わせ実施する内容の検討を行い、行政手続の利便性向上を目指します。								
	平成22年度	【実施状況】 電子申請手続について、「交通安全教室申込書」等2つの手続を新たに追加しました。また、職員募集に際しては7つの手続（総件数3,115件、採用説明会への申込1,060件含む）を新たに掲載しました。物品の什器、事務用品等の一部（総件数174件のうち157件、全件の90.2%）については電子入札を実施することができました。工事等については、総件数215件のうち194件（全体の90.2%）を電子入札で実施しています。今後、さらに電子入札の対象となる案件を拡大する方向で検討しています。 【評価の理由】 入札・契約については、事業者等の対応が遅れている物件の種類がまだ電子手続へ移行する余地を残しているものの、その他についてはほぼ対応し順調に進捗しており、目標値を達成することができたことから、A評価としました。 【今後の取組】 事業者等の対応が遅れている物件の種類も電子手続への移行を原則としますが、事業者等の実情にも鑑みつつ、移行する予定です。担当課との調整を進め目標値を上回る種類の手続を電子申請システムに掲載することを目指します。								
	平成23年度	【実施状況】 電子申請手続について、職員採用試験で8件、採用説明会で4件掲載する等、合計で24件の手続を掲載しました。物品の什器、事務用品等の一部（総件数126件のうち112件、全件の88.9%）については電子入札を実施することができました。工事等については、総件数166件のうち166件（全体の100%）を電子入札で実施しています。今後、さらに電子入札の対象となる案件を拡大する方向で検討しています。 【評価の理由】 入札・契約については、事業者等の対応が遅れている物件の種類がまだ電子手続へ移行する余地を残しているものの、その他についてはほぼ対応し順調に進捗しており、目標値を達成することができました。また、大幅に目標値を上回る件数の手続を掲載することができたことから、A評価としました。 【今後の取組】 事業者等の対応が遅れている物件の種類も電子手続への移行を原則としますが、事業者等の実情にも鑑みつつ、移行する予定です。また、今後できるかぎり、電子手続へ移行できる手続を検討し、目標値を上回る種類の手続を電子申請システムに掲載することを目指します。								

重点事項 1－（6）

実施事項名	茅ヶ崎駐車場利用者の利便性の向上		担当課	市民安全部安全対策課					
現状・問題点・必要性	平成16年度に利用料金及び利用時間を見直し、3ヶ月定期とプリペイドカードの販売等を実施後、利用者は増加傾向にあるが、利用者にとって使いやすい自動車駐車場をめざし、さらに利便性の向上を図る必要があります。								
実施内容	施設に設置してある利用者意見箱「施設への提案」に寄せられる利用者の提案などから、ニーズを調査把握し、指定管理者と十分な協議を行いながら、実施が可能なものから順次実施していきます。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	78.0		%	平成24年度の茅ヶ崎駐車場の利用率 (平成19年度実績70.4%を基準とする)					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	自動二輪車の駐車スペースの拡大	実施時期 平成20年度	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②	空き上層階の駐車スペースの改善	実施時期 平成21年度		→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (使用料の増加見込額(19年度比))	160	160	160	80	80	累計	640
		実績効果額(万円)	4	△234	△60	178		累計	△112
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(%) (利用率)	72.0	74.0	76.0	77.0	78.0	累計	-
		年度ごとの実績値(%)	71.0	72.0	71.5	70.4		累計	-
	取組に対する評価			B	C	B	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	茅ヶ崎駐車場の利用について、近隣公共施設へPR看板を設置し、空き上層階の駐車数を増やすよう努めました。その結果、目標値には至りませんでした。前年度と比べ利用率が0.8%増加しました。自動二輪車の駐車スペースにつきまちは、平成21年度に改善をすべく検討しました。							
	平成21年度	茅ヶ崎駐車場の利用について、引き続き、近隣公共施設へPR看板を設置し、空き上層階の駐車数を増やすよう努めました。その結果、駐車台数は2,317台増えましたが、目標値には至りませんでした。また、定期券の売り上げが増えたものの、一時利用・回数券等の売り上げが減ったため、実績効果額も目標値には至りませんでした。そのため、平成22年度に改善をすべく、さらなるPRを検討しました。							
	平成22年度	【実施状況】 近隣公共施設で茅ヶ崎駐車場の利用についてPR看板を平成21年度より継続して設置し、利用率の改善を図りました。また、電気自動車の利用者に対して駐車料金の免除を行うとともに、一時券発券機の交換を行い、利用向上の改善を図りましたが目標値に至りませんでした。 【評価の理由】 利用率及び実績効果額については、いずれも目標値を下回っていますが、実績効果額が前年度よりも好転していることから、B評価としました。 【今後の取組】 4階の駐車スペースについて検討を行ない、車幅の拡大も含め検討します。また、夜間利用料金の見直しも検討します。							
	平成23年度	【実施状況】 前年度に引き続き、近隣公共施設駐車場満車時に案内看板を設置しました。団体利用がある近隣ホテルに対して、大型バス等の駐車料金表等を配布し、利用の増加に努めました。 【評価の理由】 利用率は目標値より下回っていますが、大型バス等の駐車料金表を配布するなどの利用促進への取組みを新たに実施したことや、実績効果額が回数券の増収等により大幅に好転していることから、B評価としました。 【今後の取組】 空車の多い4階の車室幅拡張については、前年からの課題ですが、茅ヶ崎市役所建て替えによる来庁者の当該駐車場利用増加も考えられるため、引き続き検討していきます。 なお、市と指定管理者との定期的なモニタリングを通じて、目標達成に向けた進行管理を実施します。							

重点事項 1－（7）

実施事項名	自転車駐車場利用者の利便性の向上		担当課	市民安全部安全対策課					
現状・問題点・必要性	現在の自転車駐車場の利用方法は定期券利用と一時利用券での利用の2種類ですが、一時利用する場合、その都度発券機で一時利用券を購入する必要があります。回数券を発売することで、利用のたびに一時利用券を購入する必要がなくなり、利用者の利便性の向上を図ることができます。								
実施内容	一時利用をする利用者の利便性の向上のため回数券を発売します。そのほか施設に設置してある利用者意見箱「施設への提案」に寄せられる利用者の提案などから、ニーズを調査把握し、指定管理者と十分な協議を行いながら、実施が可能なものから順次実施していきます。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	808	千台	平成24年度の茅ヶ崎市自転車駐車場の一時利用者の利用台数（平成19年度実績781,225台(原付除く)を基準とする)						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 回数券の発行		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	② 利用者ニーズの調査・把握		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③ 新たな改善策の検討		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	70	70	70	30	30	累計	270
		実績効果額（万円）	△150	△108	△298	△135		累計	△691
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（千台） （利用台数）	788	795	802	805	808	累計	3,998
		年度ごとの実績値（千台）	765	754	724	711		累計	2,954
		取組に対する評価		B	C	C	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	長期滞留自転車の処分、サイクルペアー等の修繕など利用者の利便性の向上を図りましたが、実績効果額は△1,566,800円、一時利用台数765,557台で目標に至りませんでした。また、回数券の発行、利用者のニーズの把握については、方法等を検討しました。							
	平成21年度	長期滞留自転車の処分など利用者の利便性の向上を図りましたが、利用者減のため、実績効果額は△1,083,200円、一時利用台数754,725台となり目標に至りませんでした。また、利用者のニーズの把握については、利用者へのアンケートを実施し、防犯上の理由からカメラの増設を行いました。回数券の発行については、引き続き検討しました。							
	平成22年度	【実施状況】 利便性向上を図るため、長期滞留自転車を処分しました。また、施設のPRのため、本宿町自転車駐車場の案内看板を設置しました。 【評価の理由】 定期券利用者数の増加に伴う、一時利用者数の減少により、当初の目標台数及び前年度の実績を下回ったため、C評価としました。 【今後の取組】 放置禁止区域内では、移動保管料が有料であることを周知し、施設利用の促進を図ります。また、アンケート調査を引き続き実施し、利用者ニーズの把握に努め、今後の利用向上を図ります。							
	平成23年度	【実施状況】 利用者からの「施設への提案」に応え、二段ラックが使用困難な高齢者や妊婦の方専用優先スペースを新栄町自転車駐車場に設け、利便性の向上を図りました。南口の駐車台数の不足を解消するため、ツインウェイ南自転車駐車場にスロープを設置し、駐車可能台数の増加を図りました。 また、平成24年2月1日の茅ヶ崎自転車駐車場条例の改正により、本宿町自転車駐車場において、125ccまでのバイクの駐車が可能となりました。 【評価の理由】 実績評価額及び実績値は目標を下回りましたが、前年度より実績効果額は好転したことや、高齢者や妊婦の方専用優先スペースを新栄町自転車駐車場に設けるなど、利便性の向上を図ったためB評価としました。 【今後の取組】 立地条件上知名度が比較的低いツインウェイ南及び北駐車場の案内看板を人通りの多い道路等に設置して、PRと利用度アップを図ります。 なお、市と指定管理者との定期的なモニタリングを通じて、目標達成に向けた進行管理を実施します。							

重点事項 1 — (8)

<21年度追加>

実施事項名	湘南広域都市行政協議会による広域連携の推進	担当課	企画部広域事業政策課
現状・問題点・必要性	広域的な課題に迅速かつ的確に対応するため、湘南広域都市行政協議会（茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町）では、これまで都市農業、広域ごみ処理等の広域課題に取り組んできましたが、地方分権が進むなか近隣市町との連携をさらに強化・推進する必要があります。		
実施内容	茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町が共通の広域課題に対応するため設置している「湘南広域都市行政協議会」の広域連携をさらに強化していきます。		

重点目標	数値	単位	定義
	3（23年度以降） 平成21年度（22年度以前）	件 実施時期	事業の見直しや新規事業への取組（23年度以降） 産業振興部会の新規設置（22年度以前）

実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
			①	協議会事務局の設置	設置時期 平成21年度		→ →	→ →
②	「湘南エコウェーブ」プロジェクトの推進	平成20年11月から実施	→	→ →	→ →	→ →	→ →	
③	産業振興部会の新規設置及び産業振興施策の推進	設置時期 平成21年度		→ →	→ →	→ →	→ →	
④	神奈川グランドデザインとの連携（24年度修正）		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
⑤	新たな課題に対する調査研究			→ →	→ →	→ →	→ →	→

実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （新規事業数）		-	-	3	3	累計	6
		年度ごとの実績値（件）		-	-	3		累計	
	取組に対する評価			A	A	A		最終評価	

実施状況等	20年度	
	21年度	4月には常設の事務局を設置して、事務の共同処理手法の比較検討・制度設計を行いました。また、旅券発給業務の権限移譲や収蔵作品展、施設の広域利用などの検討を進めました。一方、5月には産業振興部会を設置し、新産業創出に向けた広域連携事業の検討を進めました。
	22年度	【実施状況】 4月には地方自治法に基づく法定協議会を設置し、運営基盤を強化しました。また、産業振興部会では、工業技術見本市への共同出展や、広域の産業振興施策の立案のための製造業実態調査を実施しました。その他の分野では新規就農者受入態勢の統一化、EV啓発イベント、収蔵作品展などを実施しました。  【評価の理由】 平成21年度に設置された産業振興部会では広域連携による産業振興施策の推進に向けて着実に事業を実施しています。また、他の事業についても、更なる広域連携事業を展開しているため、A評価としました。  【今後の取組】 引き続き、各分野で事業を実施していくとともに、事業の見直しや新規事業への取組を検討、実施し、広域連携の推進を図ります。
	23年度	【実施状況】 湘南エコウェーブでは里山・緑地等共同保全事業を実施し、産業振興部会では新産業の創出に関する取り組みとして、工業技術見本市へ引き続き共同出展に取り組んだり、広域産業振興戦略の策定に取り組みました。事務研究部会でも、看護師確保対策や協議会の運営体制について取り組みました。  【評価の理由】 各部会で計画している事業が着実に実施され、更なる広域連携事業を展開しているためA評価としました。  【今後の取組】 引き続き各分野で事業を実施していくとともに、新規事業への取組を検討し、広域連携の推進を図ります。

※実施スケジュール④「神奈川力構想・地域計画との連携」について「神奈川力構想」が平成23年から見直され「かながわグランドデザイン」が策定されたため、名称を変更しました。

重点事項 1 - (9)

<21年度追加>

実施事項名	安心まごころ収集の実施		担当課	環境部環境事業センター					
現状・問題点・必要性	在宅で肢体不自由の障害をお持ちの方等で、集積場所にごみや資源物を持ち出すことが困難であり、かつ地域や親類など身近な人の協力も得られない世帯を対象にしたごみ収集の方法について、検討を進めてきました。								
実施内容	ごみや資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に戸別収集を行い、市民サービスの向上をめざします。 利用者世帯を専用の車両で戸別訪問し、お声掛けしてごみを収集することで、安否確認も同時に行います。								
重点目標	数値	単位	定義						
	200 (23年度以降) 170 (22年度以前)	世帯	安心まごころ収集の利用者世帯数 (平成20年度実績79世帯を基準とする)						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	安心まごころ収集 (戸別収集) の実施	200世帯/年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②								
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (世帯) (戸別収集の世帯数)	-	100	150	200	200	累計	650
		年度ごとの実績値 (世帯)	79	135	177	235		累計	626
		取組に対する評価		A	A	A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度	平成19年4月から開始した事業も3年目を迎え当初の目標を超え135世帯となりました。							
	22年度	【実施状況】 平成19年4月から開始した事業も4年目を迎え当初の目標を超え177世帯となりました。 【評価の理由】 当初の目標値150世帯に対し、177世帯となり目標値を超える件数となったため、A評価としました。 【今後の取組】 利用世帯が増加傾向にあるため、収集体制の変更 (人員、機材の増加及びコースの見直し) が必要とされると思われます。							
	23年度	【実施状況】 平成19年4月より開始した本事業は5年目を迎え、利用世帯数が235世帯となりました。 【評価の理由】 当初の目標値である200世帯に対し、235世帯となり目標値を大きく上回る件数となったため、A評価としました。 【今後の取組】 今後は、引き続き周知活動を行うとともに、事業の継続性を確保するために、より効果的・効率的な手法についての議論を進めます。							

重点事項 1 - (10)

<23年度追加>

実施事項名	身近な生活圏域でのサービス提供の展開		担当課	総務部市民課、企画部企画経営課					
現状・問題点・必要性	高齢化が進む中、身近な生活圏域での窓口サービス提供が求められています。平成23年2月に「窓口サービス提供のあり方」を策定し、今後、本市が目指す窓口サービスの方針を定めました。								
実施内容	もっと便利に、もっと身近で、もっと利用しやすくを基本コンセプトに、コンビニエンスストアや郵便局での住民票の写し等の発行、(仮称)市民センターの開設等を実施することにより身近な生活圏域でのサービス提供を展開します。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成25年度以降	実施時期	コンビニエンスストアでの住民票の写し等の発行開始時期						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 身近な生活圏域でのサービス提供の事業化に向けた検討					→ →	→ →	→	
	② コンビニエンスストアでの住民票の写し等の発行							→	
	③ 郵便局での住民票の写し等の発行							→	
④ (仮称)市民センターの開設							→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)				-	-	累計	-
		実績効果額(万円)				-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値				-	-	累計	-
		年度ごとの実績値				-	-	累計	-
	取組に対する評価					A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度	<p>【実施状況】 窓口サービス検討プロジェクトチームを設置し、身近な生活圏域でのサービス提供の実施に向けて、「窓口サービス提供のあり方」を基に(仮称)市民センターの開設等について検討を進めており、4回関係課会議を開催いたしました。コンビニエンスストアでの住民票の写し等の発行については、平成25年度中の運用開始に向け、市民課内にプロジェクトチームを設置し、検討を開始しました。</p> <p>【評価の理由】 (仮称)市民センターの開設に向けて検討を行い、整備方針等の案を作成しました。コンビニエンスストアでの住民票の写し等の発行についても、すでにサービスを開始している先進都市の調査を実施し、運用開始までのスケジュール等を作成しました。このことからA評価としました。</p> <p>【今後の取組】 (仮称)市民センターにおける取扱業務の具体的な処理体制の検討及び各業務に対応できる職員の人材育成や組織体制等について、費用対効果も含めた検討が必要です。また、コンビニエンスストアでの住民票の写しの交付等のサービスを受けるには住民基本台帳カードが必要になるため、その普及促進を図ります。</p>							

重点事項 1 - (11)

<23年度追加>

実施事項名	苦情等処理取扱要領による苦情処理		担当課	市民安全部市民相談課						
現状・問題点・必要性	市民や市民団体から寄せられる苦情等について、これまでも各課で対応していますが、庁内で情報を共有化し苦情等を総合的に検討し潜在的にあるニーズをくみ取ること、業務改善につなげる必要があります。また、苦情等の内容と対応を市民に公表し、情報の共有化を行うことで市民による行政運営のチェック及び透明性の確保を図る必要があります。									
実施内容	市民から寄せられた各課かいへの苦情等を市民相談課にて取りまとめ、ホームページなどで公表します。									
重点目標	数値	単位	定義							
	4	回	ホームページにて公表する回数/年(冊子は年4回)							
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	①	ホームページで公表	年4回				→ → → →			
	②	冊子で公表(24年度修正)	年4回				→ → → →			
	③	職員に公表	年4回				→ → → →			
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)				-	-	累計	-	
		実績効果額(万円)				-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(回) (公表回数)					4	4	累計	8
		年度ごとの実績値(回)					4		累計	4
	取組に対する評価					A		最終評価		
実施状況等	20年度									
	21年度									
	22年度									
	23年度	<p>【実施状況】 市民への公表と庁内の情報共有のため、市民相談課でとりまとめた苦情等をホームページ及びイントラネットに掲載しました。 なお、実施する項目の「②冊子で公表」については、年1回を年4回に、24年度から実施予定であったものを23年度からにそれぞれ変更して実施しています。</p> <p>【評価の理由】 計画どおり苦情等をホームページ等に掲載したことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取り組み】 各課の取り組み状況に偏りがあるため、苦情報告主任と補助者を対象に説明会を開催して課内での取り組みに対する情報共有を依頼します。</p>								

※実施スケジュールについて修正いたしました。苦情等の冊子による公表を年1回から年4回公表することといたしました。



重点事項 1 — (12)

<23年度追加>

実施事項名	連携型総合窓口システムの導入		担当課	企画部企画経営課					
現状・問題点・必要性	市役所への一極集中による窓口の混雑等の課題解決のため待ち時間の短縮や事務の効率化を図る新たなシステムの導入が必要です。 平成23年2月策定した「窓口サービス提供のあり方」において、本市が目指す窓口サービスの方針の一つに連携型総合窓口システムの導入を位置付けています。								
実施内容	情報システム最適化計画や市役所新庁舎建設とあわせ、連携型総合窓口システムを導入します。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成25年度以降	実施時期	連携型総合窓口システムの導入時期						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	連携型総合窓口システムの検討				→ →	→ →	→	
	②	新庁舎建設における基本設計・実施設計との整合				→	→ →	→	
	③	情報システム最適化第3次稼働での調達					→ →	→	
	④	連携型総合窓口システムの導入						→	
⑤	研修等による職員の知識の向上					→ → →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)				-	-	累計	-
		実績効果額 (万円)				-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値				-	-	累計	-
		年度ごとの実績値				-	-	累計	-
	取組に対する評価					A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度	<p>【実施状況】 市役所新庁舎建設に伴う、市民満足度の高い窓口サービスを構築するため、連携型総合窓口の導入に向けた関係課会議を計13回開催し、検討を行いました。また、先進自治体として静岡県富士市、東京都青梅市、東京都福生市への視察を行いました。 連携型総合窓口を構築するためのシステム導入については、検討を進めた結果、情報システム最適化のなかでは調達しないこととしました。</p> <p>【評価の理由】 関係課との会議、先進自治体への視察等を踏まえ、連携型総合窓口システム導入に向けた検討が進めれていることから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 新庁舎基本設計、実施設計との整合を図りながら、連携型総合窓口システムの仕様、運用等について検討を深め、連携する課及び業務を確定させます。</p>							

重点事項 1 - (13)

<23年度追加>

実施事項名	2市1町によるパスポートセンターの開設	担当課	企画部広域事業政策課
現状・問題点・必要性	現在、旅券発給事務は、神奈川県の手務となっており、多くの市民は、横浜市中区、厚木市にある県パスポートセンターでパスポートを取得しています。旅券発給事務は、平成18年の旅券法改正により県から権限移譲を受け、市町村が処理できることとなっており、本市では住民サービスの向上を図るため、藤沢市、寒川町との広域連携によりパスポートセンターを開設することを研究しています。		
実施内容	2市1町それぞれが県から権限移譲を受けたうえで、広域連携により平成24年度にJR辻堂駅前にパスポートセンターを開設し、共同処理方法により運営することを旨とします。		

重点目標	数値	単位	定義
	平成24年度	実施時期	2市1町によるパスポートセンターの開設時期

実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
			①	2市1町による運営体制等の検討		→ →	→ →	→
②	権限移譲に係る県との協議				→			
③	共同処理に係る規約等の締結				→			
④	パスポートセンターの開設準備					→		
⑤	パスポートセンターの運営					→	→	

実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)				-	-	累計	-
		実績効果額(万円)				-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値				-	-	累計	-
		年度ごとの実績値				-	-	累計	-
	取組に対する評価					A		最終評価	

実施状況等	20年度	
	21年度	
	22年度	
	23年度	<p>【実施状況】 県から旅券発給事務の権限移譲を受け、共同処理の手法を事務の委託に決定し、事務の委託に関する手続を進めてきました。また、パスポートセンターの管理運営体制について、2市1町で検討を重ね、開設に向け県と調整を行いました。</p> <p>【評価の理由】 平成24年の開設に向け計画に沿って着実に事業を進めてきたため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 引き続き、24年7月の開設に向けて事業を実施するとともに、住民の利便性の向上に繋がるよう、旅券発給業務を着実に実施していきます。</p>

重点事項 1 - (14)

<23年度追加>

実施事項名	電子納税サービスの導入		担当課	財務部収納課					
現状・問題点・必要性	市税の納付機会の拡大・納付方法の多様化については、平成16年度よりコンビニエンスストアでの収納を導入し一定の成果を上げておりますが、インターネットなどIT技術の向上と普及など社会状況の変化に伴い、更なる納税者の負担軽減と利便性の向上を図るため、電子納税サービスを導入します。								
実施内容	平成27年度に実施する茅ヶ崎市情報システム最適化計画第3次稼働に合わせ、金融機関のATM・インターネットバンキング・モバイルバンキングなどで納税のできるマルチペイメントネットワークやクレジットカードで納税できる電子納税サービスの導入を目指します。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成25年度以降	実施時期	電子納税サービスの実施時期						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	マルチペイメントネットワークの実施に向けての調査・研究				→ →	→ →		
	②	マルチペイメントネットワークに準拠した全庁的統一納付書の導入（資料収集及び課題抽出）				→ →	→ →	→	
	③	クレジットカード収納の調査・研究				→ →	→ →	→	
④	マルチペイメントネットワーク収納導入に向けた庁内調整会議（24年度追加）					→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）				-	-	累計	-
		実績効果額（万円）				-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値				-	-	累計	-
		年度ごとの実績値				-	-	累計	-
		取組に対する評価					A		最終評価
実施状況等	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度	<p>【実施状況】 電子納税サービスを導入している市への視察を2回行い、その結果を基に庁内検討会議を開催しました。平成24年3月の政策会議において、平成27年1月に電子納税（納付）サービスのうち、マルチペイメントネットワーク収納及び統一納付書を導入することが決定しました。クレジットカード収納については、引き続き検討を行います。</p> <p>【評価の理由】 事業費及び効果について検討を行い、マルチペイメントネットワーク収納及び統一納付書の導入時期及び科目について決定することができたため、A評価としました。 ※マルチペイメントネットワーク収納の導入科目（市県民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料） ※統一納付書の導入科目（上記科目に加え、介護保険料）</p> <p>【今後の取組】 クレジットカード収納については、システム開発を進め、その導入時期や科目については引き続き検討を行います。また、電子納税（納付）サービスの効果を高める施策として、庁内の消込事務の改善を実施します。</p>							

※実施スケジュールについて修正いたしました。新たに庁内調整会議を追加いたしました。

重点事項 1 — (15)

<23年度追加>

実施事項名	安心カプセル・安心カード推進事業		担当課	消防本部救命課					
現状・問題点・必要性	緊急時に必要な情報を的確に把握する必要があることから、医療情報等を記入した「安心カード」を入れたカプセルを自宅の冷蔵庫に保管、または、「安心カード」を外出時に携帯してもらうことにより、緊急時の迅速な救急医療活動に結びつけます。								
実施内容	主に高齢者・障害者・見守りの必要な市民を対象とし、配付を希望する自治会や個人等に対し、各窓口（消防本部・保健福祉部・公民館等）でカプセルとカードを配付します。また、ホームページからのダウンロードによるカードの配付も実施します。								
重点目標	数値	単位	定義						
	カプセル5,000 カード20,000	個/枚	カプセル及びカードの年間配付数						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 自治会等との連絡調整・配付方法の確立					→			
	② 配付開始					→	→ →	→	
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）				-	-	累計	-
		実績効果額（万円）				-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（個/枚）				5,000/ 20,000	5,000/ 20,000	累計	10,000/ 40,000
		年度ごとの実績値（個/枚）				5,250/ 11,000		累計	
	取組に対する評価					B		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度	<p>【実施状況】 8月からの配付開始に向け、年度始めより配付方法などについて関係各課と検討を行い、自治会及び民児協へ事業についての事前説明を実施し、広報等による市民への周知を行いながら、事業を進めました。民児協、自治会の協力と市の窓口配付によりカプセル5,250個、カード11,000枚を配付しました。</p> <p>【評価の理由】 当初の目標値は、カプセル5,000個、カード20,000枚の配付としており、カードの配付数について、目標予測を下回りましたが、カプセルとカードをセットとして配付するなどの配布方法の工夫を行ったことから、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】 23年度に配付しきれなかった対象者が存在すると思われるため、引き続き、同事業を継続し、配付方法の拡充をはかりながら進めてまいります。</p>							

2 積極的な情報提供と説明責任の遂行

重点事項 2- (1)

実施事項名	わかりやすい財政状況の積極的な公表		担当課	財務部財政課				
現状・問題点・必要性	財政の健全化を図るためには、職員だけでなく市民の意識改革も不可欠です。このことを踏まえ、様々な媒体により、本市の財政状況をわかりやすく市民に公表するとともに、様々な機会を活用して、市民に積極的に説明していく必要があります。							
実施内容	現在、広報紙や市ホームページ等において公表している財政状況について、新たな公表手法の検討を行うとともに、予算編成の過程についても公表していく等、公表の内容についても拡充を図ります。 また、現在提供している市民まなび講座の講座メニューについて、内容の充実を図ります。							
重点目標	数値等	単位	定義					
	1.5	倍	財政課ホームページへのアクセス数の増加率 (平成19年度実績 3,372件を基準とする)					
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	① 財政状況に関する資料の新たな公表	①予算編成過程 ②決算カード ③財政推計	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	② 新たな公表手法の検討		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③ まなび講座メニューの追加	1メニュー		→ →	→ →	→ →	→ →	→
④ 財政課ホームページの充実		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計 -
		実績効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計 -
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (倍) (19年度実績と比べた増加率)	1.2	1.2	1.4	1.4	1.5	累計 -
		年度ごとの実績値 (倍)	1.1	1.3	1.0	1.1		累計 -
	取組に対する評価		B	A	B	B	最終評価	
実施状況等	平成20年度	茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例に基づく、予算・決算に関する告示や市ホームページ(5月及び11月)や広報紙(4月、6月、11月)での公表に加え、予算編成過程についても公表しました。また、県内初の試みとして、包括年次財務報告書を作成しました。						
	平成21年度	茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例に基づく、予算・決算に関する告示や市ホームページ(5月及び11月)や広報紙(4月、11月)での公表に加え、予算編成過程の公表や包括年次財務報告書の作成を行うとともに、長期(平成23年度~32年度)財政見通しを公表しました。また、市公式ホームページのリニューアルにあわせて、財政に関するページの精査を行いました。(21年度は、4,464件)						
	平成22年度	【実施状況】 茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例に基づく、予算・決算に関する告示や市ホームページ(5月及び11月)や広報紙(6月)での公表に加え、包括年次財務報告書の作成や予算編成過程の公表を行うとともに、新たな取り組みとして平成21年度決算について、「市政情報紙」を作成しました。 【評価の理由】 平成19年度実績を比べた増加率で目標値を設定しましたが、3,454件とほぼ同数となったため、B評価としました。 【今後の取組】 平成22年度決算について、市政情報紙を作成するとともに、引き続き積極的な情報発信を行い、アクセス件数の増加を目指します。						
	平成23年度	【実施状況】 茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例に基づく、予算・決算に関する告示や市ホームページ(5月及び11月)や広報紙(6月)での公表に加え、包括年次財務報告書の作成や予算編成過程の公表を行うとともに、昨年同様、平成22年度決算について、「市政情報紙」を作成しました。 【評価の理由】 目標には達しませんでした。昨年に引き続き市政情報紙を作成するなど市民に対して財政状況の公表を行ったことや、アクセス数が3,701件と前年度と比較して増加していることから、B評価としました。 【今後の取組】 平成23年度決算についても、引き続き積極的な情報発信を行い、アクセス件数の増加を目指します。						

## 重点事項 2- (2)

実施事項名	効果的な行政情報の提供方法		担当課	企画部秘書広報課					
現状・問題点・必要性	市民と行政が相互の役割と責任を理解し、協力してまちづくりを進めていくためには情報の共有化が必要です。そのためには、行政からのわかりやすい情報発信が求められます。								
実施内容	各種媒体を使い、市民の視点に立ったわかりやすい内容で、タイムリーな情報発信を行います。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	毎年度	実施時期	毎年度分かりやすく興味を引きつける広報を行う。						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	読みたくなる広報紙づくり	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	アクセスしたくなるホームページづくり	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③	見たくなる聞きたくなる広報番組づくり	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
④	広報番組の動画配信	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
取組に対する評価			B	A	A	A	最終評価		
実施状況等	平成20年度	利用者にとって統一感のある見やすいホームページ作成に向けて、他市町などから情報収集を行い、検討を進めた結果、21年度にCMS（コンテンツマネジメントシステム）を導入してリニューアル公開することを決定しました。（実施事項2-（6）参照）							
	平成21年度	平成22年1月15日から、CMSによりリニューアルした市ホームページを公開しました。インターネットに広報番組の動画配信を行いました。22年度中に広報紙のリニューアルを行うことを決定しました。							
	平成22年度	<p>【実施状況】</p> <p>平成22年4月から、市ホームページに小中学校のページを公開しました。5月から広報番組にオリジナルキャラクター（えぼし麻呂・ミーナ）を登場させました。広報ちがさきの10月1日号から紙面をリニューアルしました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>市民の方からのご意見をもとに広報ちがさき15日号を「お知らせ号」とし、1日号の特集記事を充実して再編できました。また、ホームページのアクセス件数は、業務欄卸の目標件数150万件を上回ったことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>アンケート調査などにより、市民ニーズの把握を行いながら、わかりやすい表現や検索のしやすい環境の設定を進め、新たな媒体の研究も進めます。</p>							
	平成23年度	<p>【実施状況】</p> <p>民間企業を対象に「茅ヶ崎市オリジナル広報キャラクター使用要綱」を策定しました。また、東日本大震災の被災状況を踏まえ、平成24年3月に市政情報紙『「自分は大丈夫」だと思いませんか?』を発行することで、市民の防災意識の向上に努めているところです。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>市ホームページのイラスト集からオリジナル広報キャラクターを自由にダウンロードすることが可能となりました。また、これまで6件の広報キャラクター使用の申請があり、様々なグッズが販売されています。市政情報紙については、東日本大震災の影響もあり、市民の関心も高く、現在、増刷を予定しているため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>引き続き、アンケート調査などを活用しながら市民ニーズの把握を行うとともに、「みやすさ」、「わかりやすさ」などの充実を図りながら、新たな広報媒体の調査・研究を進めてまいります。</p>							

重点事項 2- (3)

実施事項名	市政情報の公表及び提供の推進		担当課	総務部行政総務課						
現状・問題点・必要性	市が策定する行政計画について、計画を策定することが決定されてから策定に至るまでの間の意思形成過程の情報提供が不足しています。市民との協働による開かれた市政を推進していくうえで市民との情報共有が不可欠です。									
実施内容	市政に関する重要かつ基本的な計画及び条例について、既に固まってしまった段階でなく、意思形成過程の情報を構想段階・中間段階で積極的に公表します。また、計画策定後の進捗状況についても公表します。									
重点目標	数値等	単位	定義							
	4	回	紙媒体による市政情報公表一覧表の更新回数/年 (ホームページ上では随時、紙では3ヶ月毎に更新します。)							
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	① 市政情報公表一覧表の更新	ホームページでは随時、紙では年4回更新	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
	②									
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(回) (市政情報の更新回数)		4	4	4	4	4	累計	20
		年度ごとの実績値(回)		4	4	4	4	4	累計	16
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	目標どおり(ホームページは随時、紙は4月、7月、10月及び1月に更新)に市政情報公表一覧表の更新を実施しました。内容の改訂状況等から現行の更新頻度が適当と思われるので引き続き3ヶ月毎の更新を行って参ります。								
	平成21年度	目標どおり(ホームページは随時、紙は4月、7月、10月及び1月に更新)に市政情報公表一覧表の更新を実施しました。内容の改訂状況等から現行の更新頻度が適当と思われるので引き続き3ヶ月毎の更新を行って参ります。								
	平成22年度	<p>【実施状況】</p> <p>目標どおり(ホームページは随時、紙は4月、7月、10月及び1月に更新)に市政情報公表一覧表の更新を実施しました。内容の改訂状況等から現行の更新頻度が適当と思われるので引き続き3ヶ月毎の更新を行います。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>日頃から、各課で策定する計画、条例等の市政に関する情報について、各情報保有課の手続きにより、市ホームページ等で随時、公表しています。こうした重要かつ基本的な計画等について、ホームページを閲覧することが困難な方に対しても配慮する必要から、一覧表にまとめ、印刷し市政情報コーナーを始めとする、公共施設で情報の公表及び提供を行っているところです。これにあたっては、策定段階からの公表の必要から、3ヶ月ごとに、全庁に対して照会し、新たに掲載すべき情報の有無を確認しています。また、照会をする際は、今年度から市全体の計画一覧を併せて送付することで、課ごとの公表の状況を共有していただき、公表方法の平準化や掲載もれの防止にも役立っているほか、定期的に市ホームページの市政情報の公表サイトについて、総括的にチェックする機会にもなり、市政情報の公表及び提供の適正な運営に寄与していることから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>市政情報の公表及び提供については、市政に関する重要かつ基本的な計画等の策定過程等における情報を始め、市民に感心のある情報は積極的に公表又は提供し、市民との情報の共有を図ることが求められていることから、引き続き、積極的な情報の公表及び提供をすすめ、市民との情報共有の推進に努めます。</p>								
	平成23年度	<p>【実施状況】</p> <p>目標どおり(ホームページは随時、紙は4月、7月、10月及び1月に更新)に市政情報公表一覧表の更新を実施しました。内容の改訂状況等から現行の更新頻度が適当と思われるので引き続き3ヶ月毎の更新を行います。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>日頃から、各課で策定する計画、条例等の市政に関する情報について、各情報保有課の手続きにより、市ホームページ等で随時、公表しています。こうした重要かつ基本的な計画等について、ホームページを閲覧することが困難な方に対しても配慮する必要から、一覧表にまとめ、印刷し市政情報コーナーを始めとする、公共施設で情報の公表及び提供を行っているところです。これにあたっては、策定段階からの公表の必要から、3ヶ月ごとに、全庁に対して照会し、新たに掲載すべき情報の有無を確認しています。また、照会をする際は、市全体の計画一覧を併せて送付することで、課ごとの公表の状況の共有、公表方法の平準化や掲載もれの防止にも役立っているほか、定期的に市ホームページの市政情報の公表サイトについて、総括的にチェックする機会にもなり、市政情報の公表及び提供の適正な運営に寄与していることから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>市政情報の公表及び提供については、市政に関する重要かつ基本的な計画等の策定過程等における情報を始め、市民に感心のある情報は積極的に公表又は提供し、市民との情報の共有を図ることが求められていることから、引き続き、積極的な情報の公表及び提供をすすめ、市民との情報共有の推進に努めます。</p>								

重点事項 2- (4)

実施事項名	市民参加の推進		担当課	総務部市民自治推進課						
現状・問題点・必要性	市民の意見や提案を適切に市政に反映し、市民が参加しやすい環境の整備に努め、積極的な市民参加を推進します。また、市民が行政と共通の認識を持つため、市の施策や計画等の情報を積極的に分かりやすく提供します。また、社会経済状況が変化し価値観が多様化する中、潜在的な市民の声を吸い上げていくため、より広範な市民ニーズを把握していく必要があります。									
実施内容	「茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針」に基づき、パブリックコメントの実施、市民参加の環境整備（会議開催時間の配慮、ボランティアの設置、乳幼児等の一時預かりの実施）、積極的な情報提供、職員の意識改革、審議会等への市民参加の推進に取り組みます。さらに、新たな市民参加の手法を試行するなど、市民参加の仕組みの改善に努め、平成24年度の施行に向けて市民参加条例の策定を目指していきます。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	560		件	市民参加による審議会等の開催回数及びパブリックコメント手続での意見提出者数（平成19年度実績466件を基準とする）						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	パブリックコメントや審議会等運営の適正な進行管理	通年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	市民参加実施報告書の公表	実施時期 毎年5月	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③	市民参加推進のための職員研修の実施	実施回数 年2回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
④	市民参加条例の策定	平成23年度 度末まで		→ →	→ →	→ →				
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （市民参加等の実施件数）		480	500	520	540	560	累計	2,600
		年度ごとの実績値（件）		454	702	609	413		累計	2,178
	取組に対する評価			B	A	A	B		最終評価	
実施状況等	平成20年度		審議会等の運営に関する運用の改善や市民参加情報カレンダーの活用、職員研修による意識改革など、市民参加の環境整備を行っています。改善の余地はまだ十分にあり、今後も市民参加のさらなる推進に努めていきます。市民参加実施報告書に関しては、前年度中に策定した計画等の策定過程における市民参加の結果をホームページや市政情報コーナー等で公表しました。また、市民参加推進のための職員研修を2回実施しました。							
	平成21年度		パブリックコメントに関しては、重要案件が多かったため、昨年を大幅に上回るご意見をいただきました。また、新たな市民参加手法として、茅ヶ崎青年会議所・文教大学と協働で「市民討議会」を開催しました。昨年度に引き続き、前年度中に策定した計画等の策定過程における市民参加の結果をホームページや市政情報コーナー等で公表するとともに、市民参加推進のための職員研修を2回実施しました。							
	平成22年度		【実施状況】 パブリックコメントに関しては、案件数は多かったものの、1件あたりの意見数は前年度を下回りました。また、前年度中に策定した計画等の策定過程における市民参加の結果をホームページや市政情報コーナー等で公表するとともに、市民参加推進のための職員研修を共催を含め2回実施しました。また、市民参加条例の策定に向け、市民参加の課題を整理し、ワークショップを開催しています。 【評価の理由】 市民参加推進のための目標指標の数値を上回っており、条例策定準備に着手したことから、A評価としました。 【今後の取組】 引き続き、市民参加の環境整備を進めいくとともに、ワークショップ、アンケート等を踏まえて、平成23年度中の条例策定を目指します。							
	平成23年度		【実施状況】 パブリックコメントは、引き続き実施しましたが、案件が10件（平成22年度は18件）であったため、いただいたご意見の数は昨年度を大きく下回りました。市民参加実施報告書に関しては、前年度中に策定した計画等の策定過程における市民参加の状況をホームページで公表しました。また、市民参加をさらに推進するために、職員研修を3回実施したほか、市民参加の新たな手法として市民討議会を開催し、無作為抽出で選ばれた36人の市民の方にご参加いただきました。市民参加条例については、策定に向けたワークショップを実施しました。 【評価の理由】 目標値は達成できませんでしたが、市民参加を念頭に置いた取り組みが実施できたため、B評価としました。 【今後の取組】 引き続き、市民参加の環境整備を進めいくとともに、ワークショップ、アンケート等を踏まえて、平成24年度中の条例策定を目指します。							



重点事項 2- (5)

実施事項名	地域教育懇談会の開催		担当課	教育推進部教育政策課						
現状・問題点・必要性	家庭教育力の低下、いじめ・校内暴力、質の高い教員の確保、近隣住民の人間関係の希薄さ、子ども達の学ぶ意欲や社会性の低下、基本的生活習慣の乱れなど教育を取りまく環境は大きく変化しています。それらの教育環境に対し、本市ではどういった対応が出来るのか、また、教育施策の方向をどうするのかなどが課題となっています。懇談会で伺った話・情報を分類し、地域や各家庭が持つ、教育に関する意見や疑問、課題を集約し、今後の教育行政に反映させていくことが求められています。									
実施内容	職員が地域に出向き、教育に関する地域の取組、課題、家庭教育の問題など、教育に関する意見や疑問、その他様々なことについて、普段は聞くことの出来ない声を聞くとともに、懇談会にて上げられた意見や課題を市民意見として、今後の教育行政施策に反映させていきます。									
重点目標	数値	単位	定義							
	12	回	地域教育懇談会の開催回数/年							
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	①	地域教育懇談会の開催	12回	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
	②									
	③									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (回)	(開催回数)	12	12	12	12	12	累計	60
		年度ごとの実績値 (回)		6	18	9	18		累計	51
		取組に対する評価		B	A	B	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	平成20年度は3小学校区にて計6回開催しました。毎回毎の出席者は40名前後であり、開催後の出席者意見より、満足度が高いことがうかがえました。周知が図られ浸透しつつありますので開催回数は増加していくものと思われれます。								
	平成21年度	平成21年度は、13小学校区で延べ18回開催しました。各回の平均出席者は、約28人でした。平均出席者は昨年度より少なくなりましたが、教育基本計画に関する意見聴取等を行ったため、開催回数は、前年度比3倍の伸びを示しました。								
	平成22年度	<p>【実施状況】</p> <p>平成22年度は9地区で開催し、各回の平均出席者は約13人でした。懇談会では、教育基本計画や第1次実施計画(案)を説明するなど情報提供した上で、教育基本計画第1次実施計画に関する意見交換を行うなど、茅ヶ崎市における教育の現状や市民ニーズを把握し、茅ヶ崎市が進める教育政策の基礎資料とすることができました。引き続き、市民との意見交換を行い、教育施策の展開に役立てることを目指します。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>目標の12回には至らなかったものの、9地区で開催し、教育基本計画や第1次実施計画(案)を説明するなど情報提供を行ったこと、参加者と意見交換を行い第1次実施計画策定の参考としたことより、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>事務局主催で積極的に13中学校区すべてで開催し、教育委員会から茅ヶ崎の教育に関する情報を提供しつつ、地域の住民や保護者、小・中学校の教員及び教育委員会事務局の職員で教育の現状や普段感じていることを小グループで意見交換を行うことにより、今後の教育施策の参考とします。また、保育園や市内の事業者等にも地域教育懇談会の開催を提案していきます。</p>								
	平成23年度	<p>【実施状況】</p> <p>平成23年度は13中学校区や企業・保育園及び青少年育成推進協議会と共催で開催し、各回の平均出席者は16人でした。地域教育懇談会では、児童・生徒に実施した携帯電話や学校生活に関する意識調査のアンケート結果、教育基本計画の概要について情報提供するとともに市民、教職員、行政職員が小グループに分かれ、日頃、教育に関して感じていることについて意見交換を行い、茅ヶ崎市における教育の現状や市民ニーズを把握し、茅ヶ崎市が進める教育施策の参考としました。引き続き、市民との意見交換を行い、教育施策の展開に役立てることを目指します。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>目標の12回に対し、13中学校区で開催するとともに企業や保育園などで計18回開催しました。保護者や地域の参加者と教育について、小グループでの意見交換会を実施することより、貴重な意見交換が行えたため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>地域教育懇談会を開催することにより、幅広いさまざまな人々が、子どもを取り巻く現状に気づき、「次世代育成のために何が出来るか」を考える場を創出していきます。具体的に地域でどんな教育的活動がされているか情報提供し、次の活動につながる地域教育懇談会の開催を目指します。</p>								

## 重点事項 2 - (6)

&lt;22年度終了&gt;

実施事項名	市のホームページにおけるCMSの導入		担当課	企画部秘書広報課					
現状・問題点・必要性	平成11年4月に市のホームページを開設以来、各課かが独自にホームページ作成ソフト等を活用してそれぞれのページを作成してきた結果、市のホームページ全体としての統一感がなくなり、利用者にとって見づらいものとなっています。								
実施内容	CMS※の導入により、ページの作成を容易にし、更新頻度を向上するとともに、利用者にとって全体的に見やすいホームページにリニューアルします。（本実施事項は「ちがさき情報化プラン」具体プロジェクトのひとつです。） ※Content Management System、文書や画像などを統合的に管理し、更新、配信する仕組み。ホームページの各ページを作成するにあたっては、特定のテンプレートに文書や画像等を入力する形式をとる。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成22年3月	実施時期	CMSを導入したホームページの公開時期						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① CMSの導入	実施時期 平成22年1月		→ →					
	② 現在のページの見直し、職員研修	実施時期 平成21年12月		→ →					
	③ 移行作業、テスト運用	実施時期 平成22年2月まで		→ →					
④ CMSを導入したホームページの公開	実施時期 平成22年3月			→ → →					
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A	A			最終評価	A
実施状況等	20年度								
	21年度	既存ページの見直しで新システムを構築し、職員研修を行って周知を図りました。情報を整理・移行してテスト運用を行い、平成22年1月15日から、CMSによりリニューアルした市ホームページを公開しました。							
	22年度	<p>【実施状況】 アクセス解析のソフトを導入し、解析を行いながら担当課の運用指導とシステム管理を行い、CMSの運用を定着させました。</p> <p>【評価の理由】 CMSによる運営が定着し、ホームページへのアクセス件数は、業務棚卸の目標件数150万件を上回ったことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 市民意見やアンケート調査などを基に検索環境やカテゴリー分けの改善等を行い、使いやすさの向上を図ります。</p>							

※実施スケジュール④「CMSを導入したホームページの公開」について修正しました。CMSによるページ公開後1年が経過し、22年度をもって導入作業を終了としました。

重点事項 2 - (7)

<21年度追加>

実施事項名	市のホームページにおけるFAQの導入		担当課	企画部秘書広報課					
現状・問題点・必要性	現在、頻繁に寄せられる質問に対しては職員が定型的に回答しています。一方、複数課にまたがる質問を寄せられることが多いことや、電話や窓口による問い合わせのみでは、日中に問い合わせが困難な市民も多いといった現状があります。								
実施内容	FAQ※を整備することにより、市民が必要な情報を24時間どこでも調べることができるようにします。(本実施事項は「ちがさき情報化プラン」具体プロジェクトのひとつです。) ※Frequently Asked Questions, 市に頻繁に寄せられた疑問・質問への回答集。多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめホームページ上に用意しておくことを指します。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成23年度中	実施時期	ホームページへのFAQの公開時期						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 頻繁に寄せられる質問や複数課にまたがる質問について整理	実施時期 平成22年度中		→ →	→ →				
	② FAQの整備	実施時期 平成22年度中			→ →				
	③ ホームページへのFAQの公開	実施時期 平成23年度中				→ →	→ →	→	
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)		-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)		-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価				B	A	A		最終評価
実施状況等	20年度								
	21年度	CMSの導入に併せて、FAQの他市での導入状況、システムの検討などを行いました。(H21調査時点で、県内19市のうち12市が導入)1月の市公式ホームページリニューアル後は、現在のCMSと連動したシステムの検討を行いました。							
	22年度	【実施状況】CMSのシステム管理事業者との打合せを行い、システム変更を伴わないで、FAQを導入する最適手法の検討を行いました。 【評価の理由】導入のための予算措置が厳しい状況で、直営による導入手法の案を固め、平成23年度中に公開する用意ができたことから、A評価としました。							
	23年度	【実施状況】ホームページのシステム変更を実施せずFAQを公開しました。 【評価の理由】市直営によりFAQシステムを確立することができたため、A評価としました。 【今後の取組】今後のデジタル媒体利用者の増加を想定し、FAQページの随時更新を行うとともに、あわせてページの検証・改善、検索精度の向上を図ることで、引き続き「みやすさ」、「わかりやすさ」を最大限に考慮したFAQページの作成を進めてまいります。							

重点事項 2 - (8)

<21年度追加>

実施事項名	地理情報システム（GIS）による行政情報の管理・提供		担当課	企画部情報推進課						
現状・問題点・必要性	行政内部において様々な分野で地図情報が活用されていますが、地図情報を共有化し、地図の重複整備を防止することで、事務の効率化を図ることができます。また、防災・災害に対する情報、生活関連施設情報、観光情報、都市計画情報等は、地図と併せた情報提供により、市民や市外の人々にとって有益な情報となり得ます。									
実施内容	全庁型の共有インフラとしての全庁型地理情報システム※を整備し、共有化した地図情報を提供します。システム導入後、庁外への提供が可能な情報は、市のホームページ等から積極的に発信します。また、地図データは、庁外への公開・利用を見込み、整備します。（本実施事項は「ちがさき情報化プラン」の情報化施策のひとつに位置付けられています。） ※地理情報システム：地理的位置を手がかりに、位置に関するデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムを指します。Geographic Information System (GIS)と総称されています。									
重点目標	数値	単位	定義							
	5（23年度以降） 平成22年度（22年度以前）	種類 実施時期	情報発信する種類（カテゴリーの数）（23年度以降） データの整備の完了時期、地図と併せた情報提供の開始時期（22年度以前）							
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	① システム完成	平成21年度中		→ →						
	② データの整備（23年度修正）	平成25年度以降			→ →	→ →	→ →	→		
	③ 地図情報のホームページ等による情報発信	平成22年度中			→ →	→ →	→ →	→		
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（種類） <small>（情報発信する種類（カテゴリーの数））</small>			-	-	5	5	累計	10
		年度ごとの実績値（種類）			-	7	8		累計	15
	取組に対する評価				A	A	A		最終評価	
実施状況等	20年度									
	21年度	全庁型地理情報システムにつきましては、平成22年3月1日より公開いたしました。このシステムにより提供先を必要に応じて選択し、庁内・庁外双方に対し情報提供が可能となりました。								
	22年度	<p>【実施状況】 市民向けに「都市計画図」「投票所マップ」「防災マップ」「無線LANスポット図」の4種類のカテゴリーについて提供を開始しました。また、職員向けに「自然環境評価調査」「ゴミ集積所マップ」「国勢調査図」の3種類のカテゴリーについて提供を開始しました。</p> <p>【評価の理由】 地理情報を持っている各担当課と調整を行い電子データ化されていない情報を提供開始することが出来たこと、そして、市民向けの情報提供を進めることが出来たこと（総数7種類、うち市民向け5種類）から、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 地理情報提供の先進都市と同程度の情報を提供出来るよう担当課と調整を進めます。</p>								
	23年度	<p>【実施状況】 市民向けに「屋外広告物規制地域図」、「バリアフリーマップ」、「津波防災マップ」の提供を開始し、庁内向けに「消火器マップ」、「災害情報管理システムマップ」、「防火巡回マップ」の提供を開始しました。また、市民向けに携帯電話、スマートフォン対応を行い、「施設情報マップ」、「津波防災マップ」の提供を開始しました。</p> <p>【評価の理由】 目標値を上回る種類の地図を提供することが出来たこと、さらに携帯電話、スマートフォン対応が出来たことからA評価としました。</p> <p>【今後の取組】 今後もさらに提供できる地図を増やせるよう、担当課と調整しながら検討を進めていきます。</p>								

3 民間活力の活用

重点事項 3- (1)

< 22年度終了 >

実施事項名	民間委託に関する基本方針の策定及び推進体制の整備【実施事項3- (7)へ移行】		担当課	企画部企画経営課					
現状・問題点・必要性	従来行政が担ってきた公共サービスについて、NPOや市民活動団体、民間企業といった多様な主体が担い手となることのできる業務が数多く存在します。市民ニーズが複雑化・多様化する一方、効率的・効果的な行政運営が求められている中で、こうした多様な主体を活用することが必要ですが、その有効な手法のひとつに民間委託があります。								
実施内容	本市における民間委託の基本的な考え方や導入に際しての視点、推進に当たり留意すべき事項を示した民間委託に関する基本方針を策定するとともに、庁内の推進体制を整備し、民間委託のより一層の推進を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	平成23年度		実施時期	多様な主体との連携のあり方の検討					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	民間委託に関する基本方針の推進体制の整備			→	→	→	→	→
	②	民間委託に関する基本方針による民間委託の推進			→	→	→	→	→
	③	業務棚卸評価を活用した事業手法の見直しの推進		→	→	→	→	→	→
④	多様な主体との連携のあり方の検討				→	→			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B	B	B		最終評価	B
実施状況等	平成20年度	(財)神奈川県市町村振興協会市町村研修センターが実施する行政課題調査研究へ職員1名が参加し、「民間活力の活用に関する研究」をテーマに研究を行いました。基本方針の素案の策定までには至りませんでした。							
	平成21年度	業務棚卸評価を活用し、各課かいにおいて事務事業ごとに民間委託の可能性について検討を行った後、理事者ヒアリングを実施しています。民間委託の方針の策定には至っていませんが、推進体制や民間委託を進めるうえでの考え方については、既に庁内において定着しています。このような中、策定を予定していた民間委託の基本方針の策定を見直し、多様な主体との連携のあり方について平成22年より検討を行うこととします。							
	平成22年度	<p>【実施状況】</p> <p>平成21年度に引き続き、業務棚卸評価を活用し、各課かいにおいて事務事業ごとに民間委託の可能性について検討を行った後、理事者ヒアリングを実施しました。また、多様な主体との連携のあり方を検討しました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>業務棚卸評価を活用し、各課かいにおいて事務事業ごとに民間委託の可能性について検討を行った後、理事者ヒアリングを実施しました。今後、平成23年度からスタートする総合計画に基づき「多様な主体との連携」を進める庁内指針を策定する必要があることから、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>平成23年4月にスタートした総合計画において、「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」の2つを市政の基軸として位置付け行政運営の転換を図る基本構想が策定されたことにより、これらの考え方を更に推進するため、平成23年度中に「公民連携基本方針」を策定することとします。なお、本実施事項は、公民連携の推進（実施事項3- (7)参照）に移行し検討することとします。</p>							

※本実施事項は、平成23年度中に策定を予定している「公民連携基本方針」に基づき推進する必要があることから、実施事項3- (7)に移行し検討することとします。

## 重点事項 3- (2)

&lt;20年度終了&gt;

実施事項名	ペットボトルの中間処理経費の節減		担当課	環境部資源循環課					
現状・問題点・必要性	ペットボトルは中間処理（圧縮・梱包）したものを日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し再商品化を行いますが、ペットボトルの中間処理量が年々増加するとともに処理経費が増加し、財政的負担が増加しています。								
実施内容	ペットボトルを中間処理（圧縮・梱包）したものを日本容器包装リサイクル協会へ安定的な供給を図るとともに、一部を独自に有償売却するため、現在の委託内容を見直します。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	20	%	年間処理量の一部分を自由処理とする割合						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	委託内容の見直し	→ →						
	②								
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （委託料の減額見込額）	307	-	-	-	-	累計	307
		実績効果額（万円）	2,764	-	-	-	-	累計	2,764
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価		A					最終評価	A
実施状況等	平成20年度	ペットボトルの再商品化の処理量のうち約80%を日本容器包装リサイクル協会へ委託し、その他は圧縮梱包受託業者の自由処理として全体経費を削減しました。平成21年度については、廃ペットボトルの需要が大幅に減少で価格が暴落し、自由処理分の有価での引き渡しが見込めない状況となっているため、全量を日本容器リサイクル協会へ引き渡すこととしました。よって、今後、自由処理による節減効果が見込めなくなったため、本実施事項は平成20年度までの取組といたします。							

重点事項 3- (3)

実施事項名	図書館窓口業務運営形態の検討		担当課	教育推進部図書館					
現状・問題点・必要性	図書館業務は現在、市の職員が直営でその運営を行っていますが、窓口業務等については、委託や嘱託職員・臨時職員を活用することでさらなるサービスの向上及び経費の削減が図れます。								
実施内容	図書館業務について、サービスの向上及び経費の削減のため、効率的な事務執行が可能な運営形態の検討を進め、実施いたします。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成21年度	実施時期	新たな運営形態による図書館業務の実施開始年度						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	図書館業務の運営形態について検討	平成20年10月まで	→ →					
	②	新たな運営形態による図書館業務の実施	平成21年度中に実施		→ →	→ →	→ →	→ →	
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	今後の図書館窓口業務の運営形態について、前年度の検討内容を参考に検討を進め、平成21年4月からは、正規職員、再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時職員による効率的な配置により運営していくこととしました。							
	平成21年度	本館では、4月から再任用職員・非常勤嘱託職員を積極的に活用した新たな運営形態に移りましたが、図書館業務は比較的順調に推移しています。今後数年間は新運営形態を継続し、円滑な運営ができるか検証していくことが必要です。							
	平成22年度	<p>【実施状況】</p> <p>本館では、平成21年度に続き再任用職員・非常勤嘱託職員を活用した運営形態を取りました。内容は窓口業務、移動図書館車「しおかぜ号」の運行業務など奉仕事業を中心とした業務です。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>非常勤嘱託職員については、正規職員の業務の一部を担っており、再任用職員については、館外業務や自主事業で在職中の経験や知識を活かし事務の効率化を図ることができました。そのため図書館業務について比較的順調に遂行することができたことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>今後は、窓口業務とともに「しおかぜ号」の運行業務を継続し、数年間は検証していくことが必要です。また、更に図書館業務の運営形態の仕組みについて方策を検討していくことが必要です。</p>							
	平成23年度	<p>【実施状況】</p> <p>本館では、平成21・22年度に続き再任用職員・非常勤嘱託職員を活用した運営形態を取りました。内容は窓口業務、インターネット予約業務、移動図書館車「しおかぜ号」の運行業務など奉仕事業を中心とした業務です。また、臨時職員の活用形態についても検討を行いました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>非常勤嘱託職員、臨時職員については、正規職員の業務の一部を担っており、再任用職員については、館外業務や自主事業で在職中の経験や知識を活かし事務の効率化を図ることができました。また、本年度よりこども読書活動推進のために保育園との連携による団体貸出を試行実施しサービスの拡充を図りました。そのため図書館業務について比較的順調に遂行することができたことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>今後は、窓口業務や移動図書館車の運行業務を継続し、検証していくことが必要です。また、更に図書館業務の運営形態の仕組みについて、図書室、図書コーナー等の職員配置等、市民サービスをより充実させるなどの方策を検討していきます。なお、本年度試行実施した保育園との連携による図書の団体貸出を来年度から本格実施するとともに、自主事業についても充実を図ります。</p>							

## 重点事項 3- (4)

実施事項名	下水道工事に係る設計積算業務、現場技術業務及び補償交渉業務の委託		担当課	下水道河川部下水道河川建設課						
現状・問題点・必要性	雨水対策の推進に伴い、下水道事業の業務量は年々増加していますが、現有の職員数の中で、工事の早期着手に向けて取り組んでいます。今後、ますます下水道工事の業務が増大する中で、安全・安心の確保のための浸水軽減対策を進めるためにも、引き続き工事の早期着手をめざした取組が必要です。									
実施内容	拡大する下水道工事発注業務に係る事務を民間事業者に委ね、下水道事業の効率的・効果的な事業執行をめざします。									
重点目標	数値等	単位	定義							
	24	業務	委託する設計積算業務、現場技術業務及び補償交渉業務の業務数/年							
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	①	設計積算業務の委託	3業務	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
	②	現場技術業務の委託	4業務	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
	③	補償交渉業務の委託	17業務	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(業務) (委託する業務数)		36	42	24	24	24	累計	150
		年度ごとの実績値(業務)		34	46	17	26		累計	123
		取組に対する評価		B	A	B	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	委託の内訳は、設計積算業務委託13業務、現場技術業務1業務、補償交渉業務20事業です。計画に対して実施件数が目標件数に至りませんでした。所期の目的は達成されました。								
	平成21年度	委託の内訳は、設計積算業務の委託13業務、現場技術業務の委託8業務、補償交渉業務の委託25事業です。計画に対して実施件数が目標件数を上回り、所期の目的が達成されました。								
	平成22年度	【実施状況】 目標の24業務に対し委託の内訳は、設計積算業務の委託6業務、現場技術業務の委託4業務、補償交渉業務の委託7事業の合計17業務となりました。 【評価の理由】 工事発注業務については概ね早期に発注手続きが完了し(目標:第2四半期まで)、所期の目的は達成されました。 なお、雨水対策の推進に伴い、平成18年度以降、平成21年度をピークに業務量が年々増加しておりますが、難易度の高い事業が取り残されている状況の中、平成22年度は大規模事業の完了により、業務量が平準化の傾向にあり、目標の24業務に対し17業務の実施となり、目標件数には至らなかったため、B評価としました。 【今後の取組】 下水道事業の効率的・効果的な事業執行を目的に個別事業の難易度に配慮した中で、設計積算業務、現場技術業務及び補償交渉業務の一部を次年度以降も継続して民間事業者へ委託し、経験年数の少ない若手職員の積算・現場監理技術の向上を目指します。								
	平成23年度	【実施状況】 目標の24業務に対し委託の内訳は、設計積算業務の委託4業務、現場技術業務の委託3業務、補償交渉業務の委託19業務の合計26業務となりました。 【評価の理由】 工事発注業務については概ね早期に発注手続きが完了し(目標:第2四半期まで)、所期の目的は達成されました。 なお、雨水対策の推進に伴い、近年、難易度の高い雨水幹線整備事業を重点的に実施しておりますが、施工環境が厳しく近接家屋等に対する影響が大きいため、事業損失に係る補償交渉業務が増加傾向にあります。この結果、委託業務数は目標の24業務に対して26業務となり、目標件数を上回りましたので、A評価としました。 【今後の取組】 下水道事業の効率的・効果的な事業執行を目的に個別事業の難易度に配慮した中で、設計積算業務、現場技術業務及び補償交渉業務の一部を次年度以降も継続して民間事業者へ委託し、人材育成の観点から特に難易度の高い業務に係る技術やノウハウを経験年数の少ない若手職員へ継承し、組織全体の業務能力の向上を図ってまいります。								



重点事項 3- (5)

実施事項名	PFI手法等による民間活力の活用		担当課	企画部企画経営課					
現状・問題点・必要性	公共施設の整備、管理運営等に当たっては、厳しい財政状況を考慮し、従来と同様の事業手法とともに、PFI手法等による民間活力の活用による施設の建設、維持管理等を検討する必要があります。								
実施内容	「公共施設整備・再編計画」に基づいた施設の整備を図るために、PFI手法等による外部資金を活用した建設、維持管理等の導入を検討し、より効果的、効率的な行財政運営を推進します。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	2	回	平成21年度に実施予定の職員向けPFI研修会開催数						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① PFI手法による事業化の検討			→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	② PFI手法等の庁内研修会議	平成22年3月まで	→ →	→ →					
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(回) (研修会開催回数)	2	2	-	-	-	累計	4
		年度ごとの実績値(回)	2	1	-	-	-	累計	3
	取組に対する評価		B	B	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	20年度に予定していた「PFI手法導入の基本方針の策定」については、施設毎に必要なに応じてPFI手法による事業化を推進するため、基本方針ではなく個別に同手法による事業化計画を策定することとします。 PFI手法等の庁内研修会議については、職員向けの研修会を年2回開催し、当初の目標を達成することができました。							
	平成21年度	(仮称)柳島スポーツ公園整備事業について、PFI手法を含めた民間活力の活用による事業実施の可能性を調査、研究しました。 PFI手法等の庁内研修会議については、職員向けの研修会を1回開催しました。「PFI手法に関する業務」は、次年度以降は企画経営課に事務移管しました。							
	平成22年度	【実施状況】 PFI手法の活用については、これまでの調査・研究を受けて(仮称)柳島スポーツ公園整備事業について、PFI等導入検討基礎調査によるVFM簡易シミュレーション評価を行いました。また、民間活力による複数の事業スキームについて民間事業者へのヒアリング等を含めた検討を行いました。 【評価の理由】 一般的な事業手法の調査、研究段階から、具体的な事業でのPFI等の導入を視野に入れた民間活用の検討段階へと移行したことから、A評価としました。 【今後の取組】 (仮称)柳島スポーツ公園整備事業については、基礎(簡易)調査の結果を受けて、本格的なPFI等の導入可能性調査を行います。また、必要に応じて、他の公共施設整備における民間活用の可能性を検討します。							
	平成23年度	【実施状況】 PFI手法の活用については、(仮称)柳島スポーツ公園整備事業において、最適事業手法選定業務を実施し、PFI事業による取り組みを進めていくこととしました。また、浜見平地区複合施設整備事業において、導入可能性調査を実施する中でVFMを算出し、PPP事業による取り組みを進めていくこととしました。 【評価の理由】 具体的な事業でのPFI等の活用を含めた最適事業手法の選定について検討したことから、A評価としました。 【今後の取組】 (仮称)柳島スポーツ公園整備事業については、PFIの活用を前提として、実施方針策定に向けてより詳細な検討を行います。また、浜見平地区複合施設整備事業については、PPP事業を前提として、事業実施方針の策定や事業者選定作業を進めていきます。							

重点事項 3- (6)

実施事項名	指定管理者制度の活用		担当課	企画部企画経営課ほか 公の施設の管理担当課						
現状・問題点・必要性	公の施設の管理に関して平成16年度から導入している指定管理者制度の導入率は44.1%（平成20年4月1日現在）となっています。このような状況から、指定管理者制度の活用による効果の検証を行い、適切な制度運用を進める必要があります。									
実施内容	導入済みの施設について、市民サービスの向上、効率的・効果的な運用及び経費の縮減をめざし、制度運用上の課題等を抽出し、施設の管理担当課及び指定管理者との共通認識をもとに、適切な制度運用を図ります。また、新規の導入に際しては、施設の特長や導入済み施設の課題などを踏まえた検討を行います。									
重点目標	数値等	単位	定義							
	平成21年度	実施時期	「指定管理者の導入に関する基本的考え方」の改訂版の作成							
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	① 「指定管理者の導入に関する基本的考え方」改訂版の修正		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →			
	② 指定管理者及び担当部局への研修会等の実施	年1回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
	③ 未導入施設についての導入推進と再検討		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
④ モニタリングの実施			→	→	→	→	→			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	②については研修会の実施を行う事ができました。③については未導入施設について検討を行い、茅ヶ崎市勤労市民会館の指定管理者の選定を行うことができました。①は検討は行ってきたものの、改訂版の策定にまで至りませんでした。								
	平成21年度	①については、平成21年5月に改訂を行うとともに、モニタリング指針及び選定の流れ及び標準協定書を作成いたしました。②については、指定管理者制度導入施設所管課担当者会議を開催し、①に基づき研修会を開催しました。③については、業務棚卸評価により制度の導入が可能な事務事業についての検討を行いました。								
	平成22年度	【実施状況】 「指定管理者の導入に関する基本的考え方」に基づき、庁内統一的に指定管理者制度の導入と運用を図る必要があることから、指定管理者制度導入施設所管課担当者会議を開催しました。また、未導入施設についての導入推進と再検討については、業務棚卸評価により制度の導入が可能な事務事業についての検討を行いました。平成21年5月に策定した指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針に基づき、定期又は随時に管理業務の運営状況を評価することで、適切かつ確実なサービスの提供の確保に努めました。なお、平成21年5月に改定した「指定管理者の導入に関する基本的考え方」及び「モニタリング指針及び策定の流れ及び標準協定書」について、制度の一部運用が変更となったため、平成23年4月1日付の改定に向け準備を行いました。								
	平成23年度	【実施状況】 平成23年4月に指定管理者制度導入の流れや標準協定書例を「指定管理者の導入に関する基本的考え方」に統合整理するなどの改定を行いました。また、庁内統一的な運用等を図るため事務担当者会議を開催しました。未導入施設についての導入推進と再検討については、平成24年2月に策定した「公民連携推進のための基本的考え方」を踏まえさらなる検討を進めていくこととしました。モニタリングの実施については、全ての指定管理者制度導入施設における総括評価を「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書」に取りまとめました。 【評価の理由】 「指定管理者の導入に関する基本的考え方」の改定を行い、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書」を取りまとめを行ったことからA評価としました。 【今後の取組】 「公民連携推進のための基本的考え方」により指定管理者制度導入のさらなる推進を図るとともに、「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」及び「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」を再検証します。								

※実施スケジュール①について修正いたしました。「指定管理者の導入に関する考え方」の改訂を平成24年度に行うことから、工程表に追加いたしました。

重点事項 3 - (7)

<23年度追加>

実施事項名	公民連携の推進		担当課	企画部企画経営課					
現状・問題点・必要性	民間活力の活用については、これまで委託、指定管理者、協働事業等が既に実施され一定の効果を上げているものの、対象となる事業は一部にとどまっています。今後も厳しい財政状況が継続する中で、多様化する市民ニーズに適切に対応するために市民や民間企業の知恵を活かしながら、さらなる効率的・効果的な行政運営を行っていくことが求められています。								
実施内容	公民連携を推進する際の基本的な指針を策定し、民間活力の活用と協働の推進を一体的に捉え、公共サービスの内容に応じた適切な役割分担による効果的な地域経営を目指します。また、公民連携の具体的な推進策として、事務事業評価（業務棚卸）の改善を通じた公民の役割分担の明確化、最適な事業手法を効果的に選択できる仕組みと民間からの提案を効果的に採り入れる事業制度の導入、民間の視点を取り入れた継続的なモニタリングの実施等についての検討を行います。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成24年1月	実施期限	公民連携基本方針の策定期間						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	公民連携基本方針の策定				→ →			
	②	事務事業評価「業務棚卸」の手法の検討				→ →			
	③	公民連携基本方針を推進するための事業制度の構築	平成24年度まで				→ → →		
④	民間の視点を含めたモニタリング手法の検討					→ → →			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）				-	-	累計	-
		実績効果額（万円）				-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値				-	-	累計	-
		年度ごとの実績値				-	-	累計	-
	取組に対する評価					A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度	<p>【実施状況】 平成24年2月に、市民サービスの提供における多面的な仕組みづくりを推進するために、本市の公民連携の基本的な考え方や事業手法選択の手順、事業手法の具体的な内容等を明らかにし、民間団体や民間事業者と連携・協働を推進する上での留意事項等について、全市的な認識の共有化を図ることを目的とした、「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定しました。</p> <p>【評価の理由】 「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定し、本市の事務事業評価の手法である「業務棚卸評価」に公民連携の視点や事業の必要性、費用対効果を検証できるシステムについて検討したことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 今後は、民間団体等の参入や創意工夫を喚起する環境の整備や事業内容に応じたモニタリング手法を検討するとともに、公民連携の視点を拡充した業務棚卸評価を実施し、事業実施主体の最適化及び業務プロセスの刷新を進めていきます。</p>							

重点事項 3 - (8)

<23年度追加>

実施事項名	道路工事に係る設計積算業務、現場監理業務の委託		担当課	建設部道路管理課・道路建設課					
現状・問題点・必要性	近年の道路行政は、交通渋滞、交通事故、歩行環境、道路冠水等、取り巻く環境は年々複雑化するとともに、耐震施策などの緊急性の高い事業も逼迫しており、また、多種多様化する市民ニーズに的確かつ早期に応えることが望まれています。								
実施内容	道路行政を行うにあたっては、道路の新設・拡幅整備等の道路整備を進めながら、道路の維持・保全、長寿命化を図っていく必要があり、相互に連携しながら取り組むことが必要不可欠です。 これら相互連携のもと、橋梁の整備や耐震化など専門性の高い業務や幹線道路などでの夜間工事設計・管理など道路工事に係る業務の一部を民間業者に委託することで、道路行政の効率的・効果的な業務を執行することを目指します。								
重点目標	数値	単位	定義						
	5	業務	委託する設計積算業務、現場監理業務の業務数						
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	設計積算業務の委託	3業務			→ →	→ →	→ →	
	②	現場監理業務の委託	2業務			→ →	→ →	→ →	
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）				-	-	累計	-
		実績効果額（万円）			-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（業務）				5	5	累計	10
		年度ごとの実績値（業務）			3	6		累計	9
	取組に対する評価					A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度	<p>【実施状況】 平成22年度より引き続き、茅ヶ崎駅北口周辺道路整備事業と鳥井戸地下道冠水対策事業の設計積算と現場監理の委託、計2業務を実施しました。また、寺尾橋橋りょう整備事業の設計積算と現場監理の委託、計4業務を実施しました。</p> <p>【評価の理由】 実績値が目標値を上回る結果であることから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 道路行政の効率的・効果的な業務を執行するために、専門性の高い工事や幹線道路などでの夜間工事の設計積算・現場監理等について積極的に民間事業者に委託します。また、道路工事に係る寺尾橋橋りょう整備事業、道路舗装修繕事業、道路整備事業などの業務について引き続き行ってまいります。</p>							

4 協働の推進

重点事項 4- (1)

実施事項名	協働推進事業（行政提案型・市民提案型）の実施	担当課	総務部市民自治推進課						
現状・問題点・必要性	社会環境の変化により複雑化する地域課題を解決し、豊かさを実感できる地域社会を実現するため、多様な主体による、新しいまちづくりの仕組みが求められています。市民活動団体の持つ新たな発想と手法を生かし、市民ニーズに応じたきめ細かい公共サービスを創出するため協働推進事業を実施しています。								
実施内容	協働推進事業は、市と市民活動団体が事業の企画段階から、対等な立場で、適切な役割分担により双方の責任において実施する協働事業です。行政があらかじめ課題を設定する「行政提案型」と、市民が必要と考える課題を自ら設定できる「市民提案型」を実施します。平成23年度から「協働のガイドライン」による普及・啓発と市民提案型に導入した「新しい公共推進枠」による公募を行います。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	7 (23年度以降) 12 (22年度以前)	事業	平成24年度における行政提案型・市民提案型協働推進事業数(平成23年度実施事業より新たな枠組みでの採択事業)(23年度以降) 平成24年度における行政提案型・市民提案型協働推進事業数(実施候補の決定は前年度)(平成23年度実施事業より新たな枠組みでの採択事業)(22年度以前)						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 事業企画案を公募し、実施事業候補を決定	実施時期 前年度の12月まで	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	② 協定書に基づく役割分担により、事業を実施	実施時期 平成25年度まで	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③ 市民活動団体とは定期的に協議し、結果を相互に評価	評価制度の実施(中間・最終)	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	④ 協働推進事業の検証・見直し	実施時期 平成25年度末まで		→	→	→	→	→	
⑤ 協働のガイドラインによる普及・啓発	実施時期 平成25年度末まで				→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(事業)(実施する協働推進事業数)	12	16	20	7	7	累計	62
		年度ごとの実績値(事業)	12	15	12	2		累計	41
		取組に対する評価	A	B	B	B		最終評価	
実施状況等	平成20年度	実施前年度において、事業企画案を公募し、実施事業候補を決定しました。協定書に基づき4月から事業(行政提案型協働推進事業数7事業、市民提案型協働推進事業数5事業の計12事業)を実施し、評価結果を実施報告会で発表し、第三者評価を公表することで、協働推進事業の透明性、信頼性の向上に努めました。							
	平成21年度	市民提案型協働推進事業に継続事業枠を導入し、実施前年度において事業企画案を公募し、実施事業候補を決定しました。協定書に基づき4月から事業(行政提案型協働推進事業数7事業、市民提案型協働推進事業数8事業の計15事業)を実施し、評価結果を実施報告会で発表し、第三者評価を公表しました。							
	平成22年度	【実施状況】 パイロット事業の最終年度として、協定に基づき4月から事業(行政提案型協働推進事業数4事業、市民提案型協働推進事業数8事業の計12事業)を実施し、評価結果を実施報告会で発表し、第三者評価を公表しました。また、新たな枠組みにより平成23年度実施事業の公募を行うとともに、「新しい公共推進枠」の構築及び「協働のガイドライン」の作成に取り組みしました。  【評価の理由】 目標とする実施事業数には届かなかったものの、事業の進行管理や「協働のガイドライン」の策定などがなされたため、B評価としました。  【今後の取組】 協働のガイドラインの活用や企画部との新たな仕組みづくり等により、協働意識の醸成、協働推進の環境整備に努め、協働推進事業の充実を目指します。							
	平成23年度	【実施状況】 市民活動団体と市担当課との協定に基づき4月から行政提案型協働推進事業2事業を実施し、その取り組みを実施報告会で発表しました。また、市民活動推進委員会による第三者評価を実施し、公表しました。加えて、平成24年度実施事業の公募を行いました。  【評価の理由】 目標とする実施事業数には届かなかったものの、前年度に策定した「協働のガイドライン」を活用して広く周知を行ったことや、事業計画から評価までのプロセスが丁寧に進められたため、課題達成に向けての効果があつたため、B評価としました。  【今後の取組】 現在実施している協働推進事業が、平成25年度実施事業(平成24年度募集事業)で、区切りを迎えるため、「公民連携推進のための基本的な考え方」を参考にしながら、新たな協働推進事業の枠組みを検討します。							

## 重点事項 4－（2）

実施事項名	公共サービスの供給主体の多様化による地域力の向上	担当課	総務部市民自治推進課						
現状・問題点・必要性	市民活動団体、地域コミュニティ等の多様な主体との連携、協働の推進により、公共サービスの供給主体の多様化を図り、地域力を向上させていきます。								
実施内容	ガイドブックの発行などにより、市民活動団体の情報を広く市民・事業者等へ発信していきます。また、市民活動げんき基金を原資として、市民活動団体が行う公益的な事業を財政的に支援し、市民活動の活性化を図るとともに、市の業務へ参入を希望する団体の登録制度を活用し、非営利団体等との連携、協働を進めていきます。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	170（23年度以降） 150（22年度以前）	事業	平成24年度の非営利団体等との連携及び協働による事業及び市民活動げんき基金助成事業の数（平成19年度実績100事業を基準とする）						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 市民活動団体ガイドブックの発行	掲載団体数 250団体	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	② 市民活動げんき基金助成事業の実施	公開プレゼン参加団体数10団体以上	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③ 団体登録制度の円滑な運用	登録団体数 130団体	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（事業） <small>（連携事業及びげんき基金助成事業の数）</small>	110	120	130	160	170	累計	690
		年度ごとの実績値（事業）	113	138	164	184		累計	599
		取組に対する評価	B	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	市民活動団体ガイドブックの掲載団体数については238団体となり、平成19年度より10団体増加しました。市民活動げんき基金助成事業については、申請団体数の減少を踏まえて、市内280団体を対象にアンケート調査を実施し、補助内容の見直し（助成回数・助成額の改善）を行いました。公開プレゼン参加団体（21年度実施事業）数は11団体と増加しましたが、ピーク時の半以下に止まっていることから、今後も制度を周知していく必要があります。団体登録制度の登録団体数については106団体となり、平成19年度より7団体増加しました。							
	平成21年度	市民活動団体ガイドブックの掲載団体数については251団体となり、平成20年度より13団体増加しました。市民活動げんき基金助成事業については、公開プレゼン参加団体（平成22年度実施事業）数は12団体と、2年続けて増加し、助成額も大幅に増加しました。登録団体数については114団体となり、平成20年度より8団体増加しました。							
	平成22年度	【実施状況】 市民活動団体ガイドブックの掲載団体数については、目標である250団体に対し264団体となり、平成21年度より13団体増加しました。市民活動げんき基金助成事業については、公開プレゼン参加団体（平成23年度実施事業）数は目標である10団体に対し7団体となり、平成21年度より5団体減少しました。登録団体数については、目標である130団体に対し116団体となり、平成21年度より2団体増加しました。重点目標については、非営利団体等との連携及び協働による事業数が153事業、市民活動げんき基金助成事業の数が11事業で、いずれも前年度比増加した結果、目標値を大幅に上回る事ができました。 【評価の理由】 市民活動団体等との連携・協力事業が増加したことにより、目標を超える実施事業数となったため、A評価としました。 【今後の取組】 「協働のガイドライン」による市民・職員への意識啓発、ガイドブック掲載団体へのダイレクトメールの活用、げんき基金助成制度の検証・見直し等により、市民活動の活性化を図っていきます。							
	平成23年度	【実施状況】 市民活動団体ガイドブックの掲載団体数は、平成21年度に目標値を達成し、その後も順調な伸びを示しています。平成23年度の掲載団体数は、283団体でした（前年度比19団体増）。市民活動げんき基金助成事業については、公開プレゼン参加団体（平成23年度実施事業）数は目標値10団体に対し、実績値は7団体でした。登録団体数については、目標値130団体に対し、実績値は119団体でした。非営利活動団体等との連携及び協働による事業数が177事業、市民活動げんき基金助成事業の数が7事業となり、目標値を上回りました。 【評価の理由】 年度の目標値を達成し、課題の解決に向けた効果があったため、A評価としました。 【今後の取組】 「協働のガイドライン」による市民・職員への意識啓発、市民活動団体の必要とする支援の提供、ガイドブック掲載団体へのダイレクトメールの活用等により、市民活動の活性化を図っていきます。							

重点事項 4- (3)

実施事項名	緑の里親制度の推進		担当課	建設部公園緑地課					
現状・問題点・必要性	市内に点在する公園等について、市民との協働により緑化推進を図りながら、親しみやすい公園づくりが求められています。								
実施内容	緑の里親制度により地域のボランティアの活力を活用し、地域の公園等の清掃・除草及び草花の植栽を実施します。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	①植栽地108 ②除草・清掃地30		箇所	平成24年度の緑の里親の登録箇所数					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	草花の植栽 (19年度86箇所)	年4~5箇所増加	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②	除草・清掃 (19年度26箇所)	年1箇所増加	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円) <small>(委託した場合にかかる費用の削減額)</small>	830	880	910	960	1,000	累計	4,580
		実績効果額 (万円)	836	897	936	974		累計	3,643
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (箇所) <small>(緑の里親の登録箇所数)</small>	①90 ②27	①95 ②28	①99 ②28	①104 ②29	①108 ②30	累計	①108 ②30
		年度ごとの実績値 (箇所)	①87 ②26	①90 ②28	①91 ②29	①93 ②30		累計	①93 ②30
	取組に対する評価			B	B	B	B	最終評価	
実施状況等	平成20年度	登録箇所数は1箇所の増にとどまりましたが、現在すでに登録されている公園で新たに活動を始めた新規登録者が多く、目標とした効果額を達成することが出来ました。							
	平成21年度	昨年同様、登録箇所数が伸びず3箇所の増にとどまりましたが、登録済箇所を含めた活動場所における新規登録者数が増加したことにより、推計効果額を達成することが出来ました。							
	平成22年度	<p>【実施状況】 新設公園の美化活動と除草清掃などを地元自治会で実施していただけることとなり、面積の増加が大きかったことから、目標とした効果額を達成することができました。</p> <p>【評価の理由】 公園内の複数の区画で複数の人が活動していても、公園の箇所数は1として数えています。このため、新規登録者が増えて効果額を達成しているものの、登録箇所数は1か所増にとどまり目標を達成できなかったため、B評価としました。</p> <p>【今後の取り組み】 新規登録者の獲得に向け、一層の周知に努めます。特に、現在活動している人がいない公園や街路の周辺での周知に力を入れます。</p>							
	平成23年度	<p>【実施状況】 協働推進事業（緑の里親制度普及促進事業）の実施にもより、活動面積が増加したことから、目標とした効果額を達成することができました。</p> <p>【評価の理由】 前年度同様、草花植栽の登録箇所数が2か所増にとどまり目標を達成できなかったため、B評価としました。</p> <p>【今後の取り組み】 制度の一層の周知に努めるとともに、現在個人登録が主体である現行制度について、団体登録を主体とした制度への見直しを予定しています。</p>							

## 重点事項 4- (4)

実施事項名	農地所有者による家庭菜園開設の推進		担当課	経済部農業水産課						
現状・問題点・必要性	市民が余暇を利用して土と親しみながら健康づくりをし、野菜や花等の栽培を通じて農業に対する理解を深めてもらうため、市は農地法の特例により農地所有者から土地を借り受け、市内に15の家庭菜園を開設し、市民に提供してきました。団塊の世代が退職を迎え、余暇として、菜園利用を希望する市民は年々増加傾向にあり、抽選により菜園利用者を決定している状況にあります。									
実施内容	農地法の改正により農地所有者が自ら家庭菜園の開設をできるようになりました。このことにより現在、農地所有者自ら開設した菜園が市内には10箇所あります。今後、菜園利用を希望する市民の方が、一人でも多く利用できるよう、農地所有者の協力を得ながら菜園の増設を図ります。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	15		箇所	平成24年度までに新規に開設することとした市民農園の数						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	市民農園の個人開設の推進	平成24年度まで	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②									
	④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(箇所) (新規開設市民農園数)		3	3	3	3	3	累計	15
		年度ごとの実績値(箇所)		2	6	6	5		累計	19
	取組に対する評価				B	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	事業の周知や担当者による相談業務を実施し、農業者からの要望に基づき、市民農園の新規開設を行いました。年度内には目標値を達成することができませんでした。新規開設市民農園は、菜園利用を希望する市民の方に、全ての区画が利用されています。								
	平成21年度	事業の周知や担当者による相談業務を実施し、農地所有者からの要望に基づき、市民農園の新規開設を行い目標値を上回る開設を達成することができました。今後も引き続き、新規開設に向けて相談業務などを充実していきます。								
	平成22年度	【実施状況】 事業の周知や担当者による相談業務を実施し、農地所有者からの要望に基づき、市民農園の新規開設を行い目標値の2倍の開設を達成することができました。今後も、相談業務などを充実するとともに管理運営の支援なども行っていきます。 【評価の理由】 農地所有者の理解を得て、6カ所の市民農園を開設し、目標を達成したため、A評価としました。 【今後の取組】 特に市街化区域において、農地転用ではなく市民農園としての利用を農地所有者に働きかけます。								
	平成23年度	【実施状況】 事業の周知や担当者による相談業務を実施し、農地所有者からの要望に基づき、昨年より1件少ないですが、目標値の約2倍の市民農園の新規開設をすることができました。今後も、相談業務などを充実するとともに管理運営の支援なども行っていきます。 【評価の理由】 農地所有者の理解を得て、5カ所の市民農園を開設し、目標を達成したため、A評価としました。 【今後の取組】 特に市街化区域において、農業委員会事務局とも連携しつつ、農地転用ではなく市民農園としての利用を農地所有者に働きかけます。								



重点事項 4－（5）

実施事項名	違反屋外広告物除却協力員制度の推進		担当課	都市部景観みどり課					
現状・問題点・必要性	良好な景観を阻害する、まちに散見する違法に掲出されたチラシや張り札等は、行政による除却作業と市民ボランティアによる除却作業により年々減少しております。その結果、周辺の他市町と比べ、本市はあまり違反屋外広告物が目に付かないまちになりましたが、さらに協働をすすめ、違反屋外広告物の掲出自体を許さない、景観に対する意識の高いまちづくりを推進します。								
実施内容	ボランティアの除却協力員が、まちに散見する違法に掲出されたチラシや張り札等を「掲出されてもすぐ除却してしまう」状態にすることで、違反屋外広告物の掲出自体を抑止することを目指します。								
重点目標	数値等	2,000	単位	件	定義				
					平成24年度の年間除却実績数 (平成19年度実績3,013件を基準とする)				
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	違反屋外広告物除却活動	2,000件/年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②								
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (委託料の減額見込額)	10	10	10	10	10	累計	50
		実績効果額(万円)	△10	4	3	8		累計	5
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(件) (委託、協力員除却枚数)	2,800	2,600	2,400	2,200	2,000	累計	-
		年度ごとの実績値(件)	1,981	1,240	1,776	3225		累計	-
	取組に対する評価		A	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	19年度までは市内巡回による除却委託業務だけでしたが、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区に掲出される違反屋外広告物に対する重点パトロール業務を加えたため、総額では増額となりましたが、除却対象の減少には大きな効果がありました。							
	平成21年度	継続していることで抑止力にもなっており、除却対象の減少には大きな効果がありました。							
	平成22年度	【実施状況】 平成19年度の違反屋外広告物の除却実績を基準に目標値を設定していますが、現状では、平成19年度と比較して違反屋外広告物の設置数が減少しているため、当初見込んでいた目標値に比べ実績値が下回っています。違反屋外広告物が発見された際には、迅速に除却しており、違反屋外広告物の除却は適切に行われています。 【評価の理由】 実績値は目標値に達していませんが、違反屋外広告物の迅速な除却により、掲載数は減少し、抑止効果が見られるため、A評価としました。 【今後の取組】 違反屋外広告物除却協力員、委託事業者、職員が連携して迅速な除却及びパトロールを継続して実施します。							
	平成23年度	【実施状況】 平成23年度は金融系の貼り紙が一時期大量に設置され、それへの対応のため実績値が拡大しています。しかし、除却協力員による通報を基に、除却協力員と職員と委託業者が連携して迅速に除却したため、それらの継続的な掲出は抑止できており、違反屋外広告物の除却は適切に行われています。 【評価の理由】 実績値が目標値を上回っているため、A評価としました。 【今後の取組】 違反屋外広告物除却協力員、委託事業者、職員が連携して迅速な除却及びパトロールを継続して実施します。							

重点事項 4- (6)

実施事項名	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業による市民ボランティアの育成と協力事業の実施		担当課	教育推進部社会教育課						
現状・問題点・必要性	地域の連帯意識が希薄化し、身近な自然と接する機会が減少するなか、地域と学校が連携する機会、生涯学習を地域に生かす機会及び地域の歴史や文化や自然に触れる機会をつくり出す必要性があります。また、市の産業・観光を広く紹介し、活性化することが求められています。									
実施内容	まちの魅力を学び・発見し、それを市民に伝えることができるガイドボランティア養成講座を継続的に実施し、市と協力して発案・実施する市民ボランティアを育成します。また、養成講座で学んだことを活かすことができるよう支援し、市民ボランティアと協力した、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の推進を図ります。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	13		事業	平成24年度までに市民ボランティアと協力した事業の実施						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	ガイド養成講座の実施	講座修了者数30人	→	→	→	→	→	→	
	②	ガイドブック、情報通信の発行・配布	年1回		→	→	→	→	→	
	③	まちの魅力再発見のための自主事業の企画・実施	年1回	→	→	→	→	→	→	
④	求めに応じたまちの魅力紹介事業の受託	開始時期平成20年	→	→	→	→	→	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(事業)(自主事業実施件数)		1	3	3	3	3	累計	13
		年度ごとの実績値(事業)		2	3	3	3		累計	11
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度		第1期ガイド養成講座修了生を中心とした運営組織として、ちがさき丸ごと博物館「土曜会」を立ち上げ、実践活動を開始しました。自主事業として、市外の博物館等を訪ね、ガイド方法の研修を実施するとともに、行政及び市内の各種団体からの要請を受け、6件のガイドを実施し、160名近い参加者をガイドしました。また、第2期のガイド養成講座を受講者26名で10月より開始し、講義6回、フィールドワーク2回を実施しました。							
	平成21年度		事業の運営母体となる「土曜会」の主体的な企画事業を開始しました。今年度も行政及び市内内外の各種団体からの要請を受け、26件のガイド事業を実施しました。行政が行っている協働事業にも様々な形で参画・協力すると共に、市民を対象とした企画事業として市内の先進企業訪問及び施設見学会を実施しました。また、市民ロビーで学習成果や活動状況をパネルで展示発表しました。さらに昨年から引き続き第2期ガイド養成講座(受講者26名)は講義12回、フィールドワーク7回を実施しました。							
	平成22年度		【実施状況】事業の運営母体となる「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会(土曜会から改名)」の主体的な企画事業を展開しました。行政及び市内内外の各種団体からの要請を受け、20件のガイド事業を実施しました。旧和田家でむかしのくらしと文化財を学ぶ等、都市資源を活用した事業を実施しました。第2期ガイド養成講座(受講者26名)は講義10回、フィールドワーク4回を実施し、養成カリキュラムを修了しました。また、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会」と協働して、都市資源等を紹介する季刊誌を年4回発行しました。 【評価の理由】平成20年度から開講した第2期ガイド養成講座が修了し、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会」の企画事業も着実に展開されており、事業の担い手としての市民ボランティアの育成が進んでいることから、A評価としました。 【今後の取組】養成した市民ボランティアとの協働事業を重ねていくなかで、組織や運営システムの見直しを行い、より効果的な協働を進めます。							
	平成23年度		【実施状況】「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会」と協働で「川上音二郎・貞奴」に関する講演会を展開しました。市内の都市資源を掲載したガイドブックの編集を行いました。ガイド養成講座修了生を対象にガイドスキルアップ講座(全6回)を開催しました。また、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会」と協働して、都市資源等を紹介する季刊誌を年4回発行しました。また、さらなる協働による事業推進体制の強化について附属機関「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会」で議論し答申をいただきました。 【評価の理由】講演会、ガイドブック作成、講座等、さまざまなメニューを展開し、さらに多くの市民の参画により、事業スケールを広げるための推進体制を検討したことから、A評価としました。 【今後の取組】ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会の答申をふまえて、さらに多くの市民との協働を実現すべく、組織や運営システムの見直しを行い、より効果的な協働を進めます。							

重点事項 4 - (7)

<22年度終了>

実施事項名	協働の新たな枠組みづくり【実施事項4- (1)へ移行】		担当課	総務部市民自治推進課					
現状・問題点・必要性	市民活動団体の持つ新たな発想と手法を生かし、市民ニーズに応じたきめ細かい公共サービスを創出するため協働推進事業（行政提案型・市民提案型）を実施しています。平成22年度までのパイロット事業として取組を始めましたが、平成21年度が公募の最終年度となるため、平成22年度からの公募に向けて、新たな制度を検討する必要があります。								
実施内容	平成20年度までの協働推進事業の成果や課題を検証した上で、市民活動団体や事業担当課の意見や部局横断型の組織である協働推進主管課調整会議（以下「協働調整会議」という。）での議論を踏まえて素案を作成し、附属機関である市民活動推進委員会に諮って、平成23年度から（公募は平成22年度）の協働推進事業の新たな枠組みを構築します。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成22年3月	期限	協働推進事業の新たな制度の構築						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 現行の協働推進事業の成果や課題の検証	平成21年5月末まで	→ →	→					
	② 市民活動団体や事業担当課からの意見聴取や協働調整会議での議論を踏まえて素案を作成	平成21年7月末まで		→ →					
	③ 市民活動推進委員会での審議による枠組みの構築	平成22年3月末まで		→ →					
④ 新たな枠組みによる事業企画案の公募	平成22年8月末まで			→ →					
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A	A			最終評価	A
実施状況等	20年度								
	21年度	職員や市民活動団体へのアンケート、事業担当課や実施団体へのヒアリングを踏まえて、附属機関である市民活動推進委員会及び庁内横断組織である協働推進主管課調整会議において、現行の協働推進事業について成果や課題等の検証を行いながら、審議を行い、平成22年3月に現行制度の枠組みをベースにした制度案をまとめました。							
	22年度	<p>【実施状況】 新たな枠組みについて、職員・市民活動団体に周知を行い、平成22年8月に公募説明会を開催し、事業企画案の公募を行いました。</p> <p>【評価の理由】 パイロット事業に代わる新たな枠組みを構築し、具体的な公募段階へ至ったことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 協働推進事業（行政提案型・市民提案型）の実施（実施事項4- (1)）へ移行し、進行管理していくこととしました。</p>							

※本項目で策定した新たな枠組みでの協働推進事業の実施となるため、実施事項4- (1)へ移行しました。

重点事項 4 - (8)

<21年度追加>

実施事項名	地域コミュニティとの協働		担当課	総務部市民自治推進課					
現状・問題点・必要性	地域コミュニティの活動における主な担い手として、自治会・町内会等の地縁団体等がありますが、個人の意志に基づき自発的に活動するボランティア団体、組織体として自立し継続的に活動するNPO法人等も地域活動の担い手としての活動が活発になっています。今後、ますます厳しくなる社会経済状況に対応し、持続的に活力のある地域社会を創っていくためには、これらの市民セクターとの協働を効果的に進めていく必要があります。								
実施内容	地域コミュニティのあり方についての検討を進め、地域ができることは地域が自主的に担うことで、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくための地域コミュニティ機能の充実に向けた環境整備を進めます。								
重点目標	数値		単位	定義					
	平成23年度		実施時期	地域コミュニティとの協働					
実施スケジュール	実施する項目		目標値	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	地域コミュニティ検討プロジェクトチームの開催・制度設計	10回/年		→ →	→ →	→ →		
	②	協働事業モデル地区の選定及び協議	5回/年			→ →	→ →	→	
	③	地域コミュニティとの協働						→	→
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)		-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)		-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価				B	B	B		最終評価
実施状況等	20年度	地域コミュニティの将来あるべき姿をテーマに地域編成により活動している団体等に関連のある関係各課をメンバーに(仮称)地域コミュニティ研究調整会議を5回開催し、議論しました。							
	21年度	庁内関係課かいで構成される事前検討会議を6回、地域コミュニティ検討プロジェクトチームでの制度設計に向けた会議を7回開催し、制度の設計段階までには至りませんでした。導入に当たっての課題を抽出し、骨子案を作成しました。							
	22年度	【実施状況】 庁内関係課かいで構成される地域コミュニティ検討プロジェクトチームで骨子案の検討を進めましたが、関係団体との意見交換をさらに深める必要があるため、具体的な制度構築には至りませんでした。 【評価の理由】 実施プロセスに遅れが出ているものの、制度の趣旨は理解され、進め方に対する一定の方向性を示すことができたため、B評価としました。 【今後の取組】 実施主体となる地域との意見交換を深め、モデル地区の選定等、具体的な取り組みを進めていきます。							
	23年度	【実施状況】 新たな地域コミュニティ制度の構築に向けて、基本的な考え方について改めて検討を行うとともに、関係団体との意見交換を丁寧に行いました。その結果、基本的な考え方及び平成24年度からのモデル地区での試行実施について合意することができました。 【評価の理由】 重点目標は達成できませんでしたが、来年度以降、モデル地区で試行実施ができることとなり、一定の効果が表れたため、B評価としました。 【今後の取組】 モデル地区でのコミュニティ組織立ち上げを支援するとともに、プロセスの検証を行います。その結果をモデル地区以外の地区に報告し、さらなる拡大に向けての取り組みを進めます。							

重点事項 4 - (9)

<21年度追加>

実施事項名	民間企業との協働による情報誌等の作成		担当課	総務部職員課、企画部秘書広報課、保健福祉部高齢福祉介護課、こども育成部子育て支援課、都市部建築指導課					
現状・問題点・必要性	厳しい財政状況のなか、行政が担うべき分野については選択と集中を検討し、多様な主体との協働により、効率的な事業実施を進める必要があります。								
実施内容	市が作成していた情報誌等について、広告掲載を活用した民間企業との協働により、作成費の削減を図ります。								
重点目標	数値	単位	定義						
	4	誌	民間企業との協働により作成する情報誌等の作成件数/年						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 職員採用パンフレットの作成	10,000部作成/年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	② 市民便利帳の作成	20,000部作成/年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③ 耐震ちがさきの作成(広報ちがさき折り込み)	85,000部作成/年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	④ 介護サービスガイドの作成	20,000部作成/年	→ →	→ →					
⑤ 子育てガイドブック愛の作成	20,000部作成/年		→ →		→ →		→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (削減される印刷製本費等の見込額)		740	545	630	527	累計	2,442
		実績効果額(万円)	740	491	395	171		累計	1,797
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(誌) (協働による情報誌作成件数)		4	3	4	3	累計	14
		年度ごとの実績値(誌)	4	4	3	6		累計	17
	取組に対する評価			A	B	A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度	①市が独自で作成していた職員採用パンフレットを、民間企業と協働して作成することにより格段に充実した内容となり、職員採用試験受験者数が増加しました。②平成22年2月より(株)湘南リビングと調整を行い、費用負担なしで6月10日に市民便利帳20,000部の納品を受けました。③自治会加入者数を基に耐震ちがさきを86,000部印刷し、広報ちがさきに折り込み配布しました。④介護サービスガイドの作成にあたっては、民間との協働による作成という形式を取らず、介護保険制度のしくみを紹介するパンフレットとして、介護従事者処遇改善臨時特例基金を財源に作成しました。⑤市が独自で作成していた子育てガイドブック愛を、民間企業と協働することにより費用負担なしで20,000部作成しました。							
	22年度	【実施状況】 ①平成21年度同様職員採用パンフレットを民間企業と協働して作成し、引き続き多くの採用試験受験申し込みがありました。②平成23年2月より(株)湘南リビングと調整を行い、費用負担なしで6月10日に市民便利帳20,000部の納品を受けました。③自治会加入者数を基に耐震ちがさきを86,000部印刷し、広報ちがさきに折り込み配布しました。 【評価の理由】 ①平成21年度と同様に職員採用パンフレットを民間企業と協働して作成することができました。②市の費用負担なしに当初の予定通りの納期で発行することができました。③前年と同様に市民へ、建築物における耐震化についての必要性を情報提供することができました。上記①～③について目標値どおりの発行を行ったものの、推計効果額は達成できなかったため、B評価としました。							
	23年度	【今後の取組】 ①経済状況が厳しく広告収入が見込めないという理由により、市の費用負担なしでの職員採用パンフレットの作成は難しい状況となっておりますが、事業者の変更や作成費用の一部負担も視野に入れながら引き続き協働事業として位置付けて取り組んでいきます。②引き続き協働による事業の継続を図ります。内容については、市民意見や他の事例などを参考に、より使いやすい情報誌となるよう検討していきます。③「耐震改修促進計画(実施計画)」による市民への周知手法であり、引き続き平成27年度まで継続して行います。 【実施状況】 ①平成22年度まで(株)湘南リビング新聞社との協働により職員採用パンフレットの作成を行っていましたが、同社より広告収入が見込めず、継続が不可能であるとの申出があったため、委託によりパンフレットの作成を行いました。②(株)湘南リビング新聞社との協働事業により、市の費用負担なしで6月10日に20,000部の納品を受けました。③耐震ちがさきを87,000部印刷し、広報ちがさきに折り込み配布しました。④子育てガイドブック愛改訂版を、民間企業と協働することにより費用負担なしで20,000部作成しました。 【評価の理由】 ①協働によるパンフレット作成ができませんでした。②市の費用負担を伴うことなく当初の予定通りの納期で発行することができました。③前年と同様に市民へ、建築物における耐震化についての必要性を情報提供することができました。上記①～⑤について、実績効果額は達成できなかったものの、年度ごとの目標値は達成できたため、A評価としました。 【今後の取組】 ①厳しい経済環境を勘案しつつも、再度協働事業とすることができるよう事業者への働きかけを行っていきます。②引き続き協働による事業の継続を図り、「まちの情報」や「暮らしの情報」などを掲載することで、より暮らしに密着した便利な情報紙を目指します。③「耐震改修促進計画(実施計画)」による市民への周知手法であり、引き続き平成27年度まで継続して行います。⑤引き続き民間企業との協働を実施します。							

重点事項 4 - (10)

<21年度追加>

実施事項名	協働による景観資源の保全・周知		担当課	都市部景観みどり課、教育推進部社会教育課					
現状・問題点・必要性	旧別荘地の趣を伝える建物や樹木など、古くから伝わる茅ヶ崎らしさを感じさせる景観資源が減少している現状があります。また、新たに創出されたものも含めて、街角には茅ヶ崎の魅力を高める多様な景観資源が存在しますが、日々刻々と変化する景観資源を把握し、法的位置付けや維持管理の支援、認知を得るための周知等を継続的に行うことは、行政だけでは難しい状況があります。								
実施内容	良好な景観の形成に重要な価値があるもの(樹木、建築物等)を市民から公募し、応募物件を選別、法令等に基づく位置づけ(景観重要樹木指定)をするとともに、市民活動団体との協働及び「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」との連携により、景観資源の保全・周知を行います。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成23年3月まで	実施時期	協働推進体制の整備						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 景観資源の指定	5件/年		→	→	→			
	② 景観資源の所有者への支援(維持管理経費の補助)	5件/年		→	→	→	→	→	
	③ 協働推進体制の整備			→	→	→			
④ 協働推進体制による保全・周知の実施						→	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)		-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)		-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(件数)		①5 ④-	①5 ④-	①0 ④1	①0 ④1	累計	①10 ④2
		年度ごとの実績値(件数)		①7 ④-	①0 ④-	①3 ④2	① ④	累計	①7 ④
		取組に対する評価			A	B	A		最終評価
実施状況等	20年度								
	21年度	市民公募を、ホームページ、市役所広報紙等で行い広く周知を行いました。アンケートの投票について、市役所2Fロビーとジャスコの正面ロビーでコンテストを行うことにより多くの投票と広い年齢層からの回答を得ることができ7件の指定をすることができました。ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会は、茅ヶ崎市の景観重要樹木及びちがさき景観資源の指定にあたり、市民から公募した樹木の写真のコンテストなどの抽出を経て、16候補の樹木について評価を議論し選定の主体を担いました。							
	22年度	<p>【実施状況】</p> <p>茅ヶ崎市の景観重要樹木及びちがさき景観資源の指定にあたり、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会」が市内樹木調査を行いました。①については平成21年度同様、市民公募の後投票を4日間行い、506名の投票と広い年齢層からの回答を得ることができました。ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会についても10候補の樹木について評価を議論し選定の主体を担っていただきました。指定候補となった樹木の指定を諮るため、景観まちづくり審議会を平成23年3月に開催する予定でしたが、東日本大震災により開催を延期しました。そのため平成22年度での指定には至っておりません。また、②については平成21年度に指定された景観重要樹木の所有者に対し、樹木の維持管理に対する経費の一部の助成を1件行いました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>樹木の指定が年度内に出来なかったため、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>①全市域を対象として実施した樹木の抽出作業については、結果として地域的な偏りも見られたため、抽出作業の見直しを図り、新たな景観資源の発掘へつなげていきたいと考えます。</p> <p>②④については継続して、支援、保全、周知を図ります。</p>							
	23年度	<p>【実施状況】</p> <p>①については平成22年度に候補として抽出した景観重要樹木2件、ちがさき景観資源1件の指定を行いました。④については行政提案型協働推進事業を活用し、指定された景観資源の周知啓発事業を2回実施しました。また、24年度の協働推進体制による周知のための行政提案型協働推進事業の提案を行いました。しかし、市民団体の応募はありませんでした。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>樹木の指定及び協働推進体制による周知が実施できたため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>必要に応じて景観資源の指定を行うと共に、継続して景観資源の周知を図ります。</p>							

5 事務事業の効率化と重点化

重点事項 5－(1)

実施事項名	庁舎維持管理経費の節減		担当課	財務部用地管財課					
現状・問題点・必要性	経費節減及び地球温暖化対策の視点からも、庁舎の維持管理経費の節減を図る必要があります。								
実施内容	庁舎の1㎡当たりのエネルギー（灯油、電気など）の使用量（原油換算）を測ります。冷暖房の室温調整、照明器具の点・消灯の徹底などを行うとともに、水道使用量についても節水に努め削減を図ります。（23年度修正）								
重点目標	数値等	単位	定義						
	5（23年度以降） 2（22年度以前）	%	環境マネジメントシステムにおける光熱水費の使用量の削減目標（対平成21年度比）（23年度以降） 環境マネジメントシステムにおける光熱水費の使用量の削減目標（対平成17年度比）（22年度以前）						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	光熱水費の使用量の削減 平成21年度比で5%削減	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②								
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （光熱水費の削減見込額）	24	24	24	246	246	累計	564
		実績効果額（万円）	△187	844	386	△33		累計	1,010
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （光熱水費の使用量の削減率）	2	2	2	5	5	累計	-
		年度ごとの実績値（%）	2	2	2	5		累計	-
		取組に対する評価		A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	各種使用量において、平成17年度使用量と比べると、電気は5%の減、ガスは67%の減、灯油は24%の減、水道は33%の減となっています。額を比べると電気料や灯油の価格の高騰で増額となっています。							
	平成21年度	各種使用量において、平成17年度使用量と比べると、電気は4%の減、ガスは67%の減、灯油は32%の減、水道は33%の減となっています。額を比べると電気料、ガス、灯油、水道の価格が減額となっています。							
	平成22年度	【実施状況】 各種使用量において、平成17年度使用量と比べると、電気は5%の減、ガスは70%の減、灯油は11%の減、水道は33%の減となっています。金額を比べると電気料、ガス、灯油、水道の価格が減額となっています。 【評価の理由】 目標値の2%以上の削減は達成しているため、A評価としました。 【今後の取組】 平成23年度からは、節電対策の効果を踏まえ、目標値として平成21年度比で5%以上の削減を設定し、照明器具のこまめな点消灯、冷暖房機の室温調整等、目標達成に向けた取組みを進めます。							
	平成23年度	【実施状況】 原油換算につきましては、平成21年度 0.033に対しまして平成23年度は、0.025となり24%減となりました。また、使用量においては、平成21年度使用量と比べると、電気は23%の減、ガスは13%の減、灯油は18%の増、重油は22%の減となっています。金額を比べると電気料、ガスの価格が減額、灯油が増となっています。 【評価の理由】 目標値の5%以上の削減は達成しているため、A評価としました。 【今後の取組】 平成23年度からは、節電対策の効果を踏まえ、目標値として平成21年度比で5%以上の削減を設定し、照明器具のこまめな点消灯、冷暖房機の室温調整等、目標達成に向けた取組みを進めます。							

## 重点事項 5－(2)

実施事項名	財政状況を考慮した事業の選択		担当課	企画部企画経営課、財務部財政課					
現状・問題点・必要性	引き続き厳しい財政状況の中、市民ニーズにあった施策の方向性を見極め、徹底した検証による実施すべき事業の選択を行う必要があります。								
実施内容	総合計画策定や新総合計画後期基本計画第5次実施計画の事業選択において、業務棚卸し等の評価により優先度や必要性の検証を行い、事業の採択を実施します。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	平成20年度より随時		実施時期	業務棚卸評価等による事業選択の実施					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	新総合計画後期基本計画第5次実施計画の策定		→ →					
	②	総合計画基本構想策定		→ →	→ →				
	③	総合計画第1次・第2次実施計画の策定				→ →		→ →	
④	業務棚卸評価の実施		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	24,031	9,100	2,635	-	累計	35,766
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A	A	A	A	最終評価	
実施状況等	平成20年度	平成20年度中に第5次実施計画を策定しました。策定にあたっては、事業の必要性の精査や事業費の査定に業務棚卸評価や実施計画事業要求シートを活用しました。							
	平成21年度	平成22年度予算の編成過程において、市税の減収をはじめとした厳しい財政状況の中、枠配分により編成した経常的経費について、さらなる精査を行い、削減しました。なお、上記実績効果額については、平成22年度枠配分予算の要求時の事業費と査定後の事業費との差額です。							
	平成22年度	【実施状況】 平成22年度中に第1次実施計画を策定しました。策定にあたっては、事業の必要性の精査や事業費の査定に業務棚卸評価を活用し、歳入歳出の均衡を図る上で、前年度同様に経常的経費について、さらなる精査を行い、削減しました。なお、上記実績効果額については、平成23年度枠配分予算の要求時の事業費と査定後の事業費との差額です。 【評価の理由】 平成23年度予算についても、平成22年度に引き続き、経常的経費を削減し、9,100万円を削減したため、A評価としました。 【今後の取組】 業務棚卸評価や事務事業の外部評価結果を活用し、予算編成時において、大規模事業の事業手法の見直し等により、さらなる事業費の精査を行います。また、施策評価の実施に向けた詳細設計を進めるとともに、第2次実施計画策定の基本的な考え方において、厳しい財政状況のなかで事業の選択と集中を実行する方向性を示します。							
	平成23年度	【実施状況】 予算査定においては、事業の必要性の精査や事業費の査定に業務棚卸評価を活用し、歳入歳出の均衡を図る上で、さらなる精査を行い、削減しました。なお、上記実績効果額については、平成24年度枠配分予算の要求時の事業費と査定後の事業費との差額です。 【評価の理由】 平成24年度予算についても、業務棚卸評価等を活用した見直しを行った結果、経常的経費を削減し、2,635万円を削減したため、A評価としました。 【今後の取組】 業務棚卸評価や事務事業の外部評価結果を活用し、予算編成時において、大規模事業の事業手法の見直し等により、さらなる事業費の精査を行います。また、施策評価の実施に向けた詳細設計を進めるとともに、第2次実施計画策定の基本的な考え方において、厳しい財政状況のなかで事業の選択と集中を実行します。							



重点事項 5- (3)

実施事項名	全庁的な時間外勤務の抑制		担当課	総務部職員課				
現状・問題点・必要性	毎週水曜日及び毎月の給料支給日をノー残業デーとし、また、毎月の時間外勤務の状況を課ごとに報告を求めるなど、時間外の抑制に努めていますが、際だった効果が見られません。							
実施内容	ノー残業デーの履行を徹底します。また、全ての事業手法を一から見直す業務棚卸しを行い、臨時職員の活用、業務委託、機動的な職員配置などの改善策により、時間外勤務の抑制に努めます。							
重点目標	数値等	単位	定義					
	20万	時間	平成19年度の時間外勤務の総時間(21万7千時間)から8%削減した時間/年					
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	① 管理職による時間外勤務のマネジメントの強化	時間外勤務の内容の事前確認の徹底	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	② ノー残業デーの履行の徹底	早期帰宅の奨励、消灯の実施	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③ 時間外勤務手当	平成19年度時間外勤務時間の8%減の維持	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (時間外手当の削減額)	6,912	6,912	4,883	4,883	4,883	累計 28,473
		実績効果額(万円)	△ 7,700	△ 15,715	△ 19,637	△ 11,279		累計 △ 54,331
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(時間) (目標とする1年間の時間外勤務総時間)	20万	20万	20万	20万	20万	累計 100万
		年度ごとの実績値(時間)	25万	27万	29万	26万		累計 107万
		取組に対する評価	C	C	C	C		最終評価
実施状況等	平成20年度	毎週水曜日、給与支給日等における「ノー残業デー」の庁内放送をしたり、年度当初に、時間外勤務命令時間の設定を行い、4半期毎に設定目標に対する達成度を職員課長に報告させたりするなど時間外勤務削減の取り組みを行いました。後期高齢者医療制度などの保健医療制度の改正などによる事務量の増加の影響で時間外勤務は平成19年度を上回る結果となりました。						
	平成21年度	平成20年度と同様に時間外勤務削減の取り組みを行いました。次期総合計画の策定、組織改正、自治基本条例の制定等に伴う事務作業の増加の影響で時間外勤務は平成20年度をさらに上回る結果となりました。ワーク・ライフ・バランスの視点から事務効率の向上を図り、「ノー残業デー」の徹底などにより時間外勤務の縮減に努めていきます。						
	平成22年度	【実施状況】 平成21年度と同様に時間外勤務削減の取り組みを行いました。目標を達成することができませんでした。ワーク・ライフ・バランスの視点から事務効率の向上を図り、「ノー残業デー」の徹底などにより引き続き時間外勤務の縮減に努めていきます。  【評価の理由】 東日本大震災への対応など突発的な事情もありましたが、目標値に達しなかったため、C評価としました。  【今後の取組】 平成21年度と比べて約20,000時間増加していますが、これは東日本大震災への対応により増加したものであり、この影響を差し引くと、業務が増加しているにも関わらず平成21年度と同程度になっており、取組の効果は出ているものと考えられます。このため、引き続き管理職による時間外勤務状況の報告等、現状の取組を徹底するとともに、職員の適正な配置及び臨時・非常勤職員の活用を進めることにより、縮減に取り組みます。						
	平成23年度	【実施状況】 平成22年度と同様にノー残業デーの設定等による時間外勤務削減の取り組みを行いました。  【評価の理由】 平成22年度に比べて3万時間の削減ができましたが、目標値に達しなかったため、C評価としました。  【今後の取組】 管理職による時間外勤務状況の報告等、現状の取組を徹底するとともに、時間外勤務の削減に向けて、各課かい内の連携を強化し、効率的に業務を行うため、所属長が各職員の業務を把握し、所属長の事前命令による時間外勤務の徹底を図ります(職員本人による事後申請は認めないものとします。)また、引き続き職員の適正な配置及び臨時・非常勤職員の活用を進めます。						

## 重点事項 5- (4)

実施事項名	特殊勤務手当の削減		担当課	総務部職員課					
現状・問題点・必要性	社会情勢の変化により、業務の特殊性が薄れ、手当の支給趣旨にそぐわなくなった特殊勤務手当があるため、廃止、あるいは段階的に削減を行う必要があります。								
実施内容	平成19年度に一般職員の給与に関する条例の改正を行い、特殊勤務手当のうちその支給趣旨にそぐわなくなった手当について22年度までの3年間で段階的に削減を実施します。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	2,480	万円	特殊勤務手当のうち、その支給趣旨にそぐわなくなった手当削減の効果額（平成18年度の各手当支給額の合計を基準とする）						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 賦課徴収手当	手当の廃止（平成21年度～）		→ →	→ →	→ →	→ →		
	② 自動車運転手当	手当の廃止（平成22年度～）			→ →	→ →	→ →		
	③ 清掃作業手当	手当の廃止（平成22年度～）			→ →	→ →	→ →		
④ 年未年始手当	手当の廃止（平成22年度～）			→ →	→ →	→ →			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （削減した特殊勤務手当の見込額）	1,894	2,086	2,480	2,480	2,480	累計	11,420
		実績効果額（万円）	1,626	1,977	2,480	2,480		累計	8,563
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（万円） （削減した特殊勤務手当の見込額）	1,894	2,086	2,480	2,480	2,480	累計	11,420
		年度ごとの実績値（万円）	1,626	1,977	2,480	2,480		累計	8,563
		取組に対する評価		A	B	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	平成19年10月に給与条例の改正を行い、段階的に特殊勤務手当の縮減を行いました。20年度は、賦課徴収手当、清掃作業手当及び年未年始手当の支給金額の削減を行いました。							
	平成21年度	平成20年度にあった特殊勤務手当23手当のうち賦課徴収手当を廃止し、清掃作業手当及び年未年始手当の支給額を減額しました。平成18年度比79.73%の減額率となっています。							
	平成22年度	【実施状況】 平成19年度から取り組んでいる特殊勤務手当の削減については、平成22年4月に予定どおり完了しました。この削減による効果額としては、24,800,000円となりました。  【評価の理由】 賦課徴収手当については平成21年度から、自動車運転手当、清掃作業手当及び年未年始手当については平成22年度からそれぞれ目標どおり削減をすることができたため、A評価としました。  【今後の取組】 当初目標どおり削減ができたところですが、引き続き国家公務員や近隣自治体の動向を踏まえて更なる削減が可能かどうか調査・検討をしていきます。							
	平成23年度	【実施状況】 平成19年度から取り組んでいる特殊勤務手当の削減については、平成22年4月に予定どおり完了したため、更なる削減の可能性について調査・検討を行いました。  【評価の理由】 予定どおり平成22年度に手当の削減をしており、その効果が存続しているためA評価としました。  【今後の取組】 引き続き国家公務員や近隣自治体の動向を踏まえて更なる削減が可能かどうか調査・検討をしていきます。							

重点事項 5－(5)

実施事項名	外郭団体のあり方の見直し		担当課		企画部企画経営課、財務部用地管理課、市民安全部安全対策課、文化生涯学習部文化生涯学習課、保健福祉部保健福祉課・障害福祉課・高齢福祉介護課、教育総務部教育総務課					
現状・問題点・必要性	行政サービスを補完及び支援する役割を担ってきた外郭団体（出資及び財政支援団体）について、市の厳しい財政状況の中、民間事業者との競争に耐える経営体質を身につけることが求められています。また、平成18年に公布された公益法人制度改革関連3法により、公益法人としてのあり方の検討も求められています。									
実施内容	外郭団体の経営状況・財務内容の分析及び公益法人制度改革関連3法に基づき、外郭団体そのもののあり方や、外郭団体への関与のあり方を見直します。									
重点目標	数値等		単位		定義					
	平成24年度		実施期限		平成20年度中にすべての外郭団体のあり方基本方針を策定し、基本方針に基づいた外郭団体の見直しを平成24年度までに実施します。					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等		工程表					
					20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	庁内検討プロジェクトの開催（24年度内に公益法人としての法人格を明確化する。）	年5回		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	外部研究会等への参加			→ →					
	③	経営体質の改善・スリム化	外郭全団体		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	④	外郭団体の今後の方向性の決定				→ →				
	⑤	都市施設公社の解散					→ →			
	⑥	(仮称)スポーツ文化振興財団の設立							→ →	
⑦	学校建設公社の整理							→ →		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	1,000	累計	1,000	
		実績効果額（万円）	-	-	-	-		累計		
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-	
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-	
	取組に対する評価			B	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	各団体及び関係課との協議により、公益法人制度改革に向けた課題の抽出を行いました。併せて、経営体質改善等の課題抽出を行いました。								
	平成21年度	公益法人制度改革に伴う新制度移行を円滑に行うため、「外郭団体の見直し基本方針」に基づき外郭団体の存続・廃止の明確化や存続する場合の自立した経営体制の実現に向け、市としての方向性(案)を検討し、方向性(案)をとりまとめました。								
	平成22年度	<p>【実施状況】</p> <p>「外郭団体の見直し基本方針」に基づき、都市施設公社の解散及び解散に伴う事業移行の諸項目等についての調整を進め、平成23年3月に都市施設公社とシルバー人材センター、都市施設公社と文化振興財団それぞれが整備統合に関する基本協定を締結しました。また学校建設公社の組織整理における、資産整理の方法について調査・検討を行いました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>(財)学校建設公社の組織整理に向けて調査・検討を行ったことや(財)都市施設公社と(社)シルバー人材センター、(財)都市施設公社と(財)文化振興財団の整備統合に向け、各団体との調整を進め、平成23年3月に基本協定書を締結したことにより年度の目標を達成したことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>平成24年4月1日からの(社)シルバー人材センター及び(財)文化振興財団の新たなスタートに向け、引き続き事務調整を行うとともに、整備統合後の経営改善方策について検討を行います。また平成24年度中の(財)学校建設公社の組織整理に向けても事務調整を行い、市の方向性について検討を行います。</p>								
	平成23年度	<p>【実施状況】</p> <p>「外郭団体の見直し基本方針」に基づき、平成24年3月31日に(財)都市施設公社を解散し、(社)シルバー人材センターと(財)文化振興財団に事業移行を行いました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>(財)都市施設公社を解散し、遅滞なく(社)シルバー人材センター及び(財)文化振興財団へ事業移行を行ったこと、(財)学校建設公社の組織整理について検討を行ったことからA評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>(財)都市施設公社の解散に伴い事業移行した(社)シルバー人材センター及び(財)文化振興財団のほか、その他の外郭団体も含め、経営改善方策について検討を行います。(財)文化振興財団については、来年度の公益法人認定申請に向けて、また(財)学校建設公社については組織整理に向けて引き続き事務調整を行います。</p>								

重点事項 5 - (6)

<21年度追加>

実施事項名	入札・契約の適正化の推進		担当課	財務部契約検査課					
現状・問題点・必要性	茅ヶ崎市では、これまで電子入札の導入等により、入札・契約の過程や契約内容の透明性の確保、入札参加者間の公正な競争の促進、談合等不正行為の排除の徹底を図ってきました。一方で、価格以外の多様な要素を考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約をすることもなお一層求められています。								
実施内容	制限付き一般競争入札（一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、工事等の実績等を要件とする資格を定め、入札を行うこと）の適用範囲の拡大、総合評価方式（価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式）による競争入札の導入を進めます。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成23年度	実施期限	総合評価方式による競争入札の本格導入の時期						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 電子入札システムの拡大（実施事項1-（5）再掲）	物品（情報処理用機器・電器機器・医療機器）工事（全部）	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	② 制限付き一般競争入札の適用範囲の拡大		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③ 総合評価方式による競争入札の試行実施		→	→ →	→ →				
④ 総合評価方式による競争入札の本格導入	平成23年度				→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値		-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値		-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価				A	A	A		最終評価
実施状況等	20年度	工事と工事に係る委託の制限付き一般競争入札を3千万円以上の案件についてまで拡大しました。最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直しを行いました。総合評価方式を試行実施しました。							
	21年度	工事と工事に係る委託の制限付き一般競争入札を1千万円以上の案件についてまで拡大しました。総合評価方式を引き続き試行実施しました（5件）。							
	22年度	【実施状況】 当初1千万円以上の案件としていた工事と工事に係る委託の制限付き一般競争入札を3百万円以上の案件についてまで拡大しました。総合評価方式を引き続き試行実施しました（7件）。また同方式のガイドラインについて施行を踏まえて検証しました。  【評価の理由】 上記の実施状況は実施スケジュールに対応しており、順調に事務が進んでいることから、A評価としました。  【今後の取組】 一般競争入札の適用範囲拡大に向け検討を行います。							
	23年度	【実施状況】 制限付き一般競争入札の適用金額を300万円以上としていましたが、平成24年度からこれを130万円超の案件にすることとしました。総合評価方式を引き続き試行実施し（7件のうち中止になった2件を除いた5件。）、同方式のガイドラインについて検証しました。  【評価の理由】 総合評価方式については、主導する国土交通省が現時点でも試行としており、本市もそれに倣ったため、本格実施は見送りましたが、それ以外については実施スケジュールに対応しており、順調に事務が進んでいることから、A評価としました。  【今後の取組】 現時点で5,000万円以上の案件としている物品の一般競争入札の適用範囲拡大に向け検討を行います。							

重点事項 5 - (7)

<21年度追加>

実施事項名	ごみ焼却処理施設の維持管理業務の見直し		担当課	環境部環境事業センター					
現状・問題点・必要性	地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減が急務となっている中で、ごみ焼却処理施設は、ごみの持つエネルギーを可能な限り回収し電力として有効利用するとともに、施設の消費電力も大きいため省エネルギー化を図る必要があります。								
実施内容	ごみ焼却処理施設について、契約電力の変更及び薬剤使用量の見直し等により、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、併せて維持管理に要するコストの節減を図ります。								
重点目標	数値	単位	定義						
	10,546	万円	平成19年度を基準とした見直しによる節減効果額 (年1, 546万円×1年=1,546万円) 平成21年度見直しによる節減効果額 (年3, 000万円×3年=9,000万円) 合計10,546万円						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 契約電力の見直しによる電気料の節減 (1600kW→1500kW)	効果額 156万円/年		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	② 焼却処理施設にて使用している薬剤の吹込量の見直しによる経費の節減	効果額 790万円/年		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③ 電力需給契約の見直しによる売電収入増 (単年度契約→複数年契約)	効果額 600万円/年		→ →	→ →	→ →	→ →		
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円) (平成19年度比の効果額)		1,546	3,000	3,000	3,000	累計	10,546
		実績効果額 (万円)		3,107	4,374	3,506		累計	10,987
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (万円) (平成19年度比の効果額)		1,546	3,000	3,000	3,000	累計	10,546
		年度ごとの実績値 (万円)		3,107	4,374	3,506		累計	10,987
		取組に対する評価		A	A	A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度	電気料については、炉の立上げ方の変更を行い、受電ゼロ月を6月に伸ばすことに成功しました。また、契約電力を見直した結果、783万円削減しました。 薬剤については、19年度と21年度を比較すると、セメント及び塩酸の単価は変わらなかったものの、他の薬剤が15%から20%高騰しました。使用量では、消石灰は増加しましたが、他の薬剤は使用量の節約に努めたことにより612万円削減しました。 売電収入については、蒸気収支を見直し、できる限りタービン発電に蒸気を呑み込ませる改善を行いました。また1.7円売電単価が上昇した相乗効果もあり、1,712万円の増収に繋がりました。なお、平成21年度の実績が重点目標を上回ったため、平成22年度実施計画においては新たな目標値を設定し、取り組むこととします。							
	22年度	【実施状況】 電気料については、炉の切り替え時期に粗大破砕施設の稼働を停止するなどの運転調整を図り、受電ゼロ月を8月に伸ばし、1,373万円削減しました。 薬剤については、前年度と同じような推移をみせ、586万円削減しました。 売電収入については、所内の照明設備や設備ファンの節電を図るなどとして、過去最大の逆電電力量を記録し、2,415万円の増額となりました。この結果、4,374万円の効果が上がりました。  【評価の理由】 年度ごとの目標値に対し1,374万円の増額となったため、A評価としました。  【今後の取組】 引き続き、電気の節電、薬剤の使用量低減化を図り、売電収入の増額を目指します。							
	23年度	【実施状況】 電気料については、東京電力の設置した受電用メーターの精度アップにより受電ゼロ月は2ヶ月となりましたが、節電に努めることにより、461万円削減しました。 薬剤については、前年度に引き続き、使用量の節約により、848万円削減しました。 売電収入については、施設点検に伴うタービン停止期間がありましたが、2,197万円の増額となりました。 この結果、3,506万円の効果となりました。  【評価の理由】 年度ごとの目標値に対し506万円の増額となったため、A評価としました。  【今後の取組】 引き続き、電気の節電、薬剤の使用量低減化を図り、売電収入の増額を目指します。							

重点事項 5 - (8)

<21年度追加>

実施事項名	「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づく取組		担当課	消防本部消防総務課・警防課					
現状・問題点・必要性	消防車両の整備はこれまで、現存車両の経過年数又は走行距離のどちらか一方が一定の基準を超過した時点で、これと同仕様の車両に順次更新してきました。しかしながら、近年、財政状況の悪化や消防を取り巻く環境の変化が顕著であることから、更新の手法を見直す必要性があるとともに、拡大する市民ニーズに答えられるよう装備等を強化した消防車両の整備が必要と言えます。また、更新時に装備等を強化した消防車両を有効に活用するためには、高度な救助技術の習得等、消防職員の技術向上を図る必要があります。								
実施内容	消防車両を効率的かつ時代や市民のニーズに的確に対応することのできる機能を有する車両に計画的に更新します。また、消防隊員に高度な救助技術を習得させるなどして、救助隊員の増員を行わずに幅広い消防サービスの提供に努めます。								
重点目標	数値	単位	定義						
	毎年度	実施時期	「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づく車両の整備と人材の有効活用						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 効率的な消防車両の整備	更新車両の減		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	② 消防隊員の救助技術の習得	小和田・鶴嶺出張所での実施		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)		660	-	306	2,800	累計	3,766
		実績効果額 (万円)		660	2,925	-	-	累計	3,585
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (台) (削減する車両の台数)		1	-	1	1	累計	3
		年度ごとの実績値 (台)		1	2	-	-	累計	3
		取組に対する評価		A	A	A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度	平成21年度に更新予定の資機材搬送車を、他の車両で代替することとし、660万円（平成19年度購入実績額）の実績効果をあげることができました。また、小和田出張所に救助資機材を積載した消防ポンプ・救助車を導入し、小和田地区における消防力の向上を図ることができました。							
	22年度	<p>【実施状況】</p> <p>平成23年度に更新予定の指導課人員搬送車を、他の車両を配置転換することにより、306万円（平成18年度購入実績額）を削減することができました。また、本市の救急出動件数や非常用救急自動車の稼働率などを踏まえ、非常用救急自動車を1台削減したことにより、2,619万円（平成21年度購入実績額）を削減することができました。その他、鶴嶺出張所に水難救助資機材を積載した消防ポンプ・救助車を導入し、消防力の向上を図ることができました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>次の2つの点で、A評価としました。</p> <p>①平成21年度、平成22年度にかけ、資機材搬送車や非常用救急自動車の削減の他、更新する水難救助工作車の車内に水上オートバイを積載する等の工夫により牽引車両を配置転換した結果、平成24年度までに計画していた3台の車両を削減しました。</p> <p>②小和田出張所及び鶴嶺出張所の消防ポンプ車に救助資機材を積載するとともに、救助技術を習得した隊員を配置し、救助事案に対する消防力を向上させました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>目標としていた車両台数削減を達成したため、今後は現在運用している車両の点検・整備を充実させ、更新時期の延長を図ります。</p>							
	23年度	<p>【実施状況】</p> <p>車両の削減や救助資機材を積載した消防ポンプ車の整備は、平成21、22年度に完了しています。今年度は、小和田出張所及び鶴嶺出張所に整備した車両を十分に活用するため、救助技術を習得した隊員の配置や救助技術の維持・向上を目的とした訓練を行いました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>ハード整備を終え、隊員の救助技術習得のための訓練を行い、救助事案に対する消防力を向上させることができたためA評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>適切な車両の維持管理及び救助訓練を継続し、救助隊員の増員を行わずに幅広い消防サービスの提供に努めます。</p>							

重点事項 5 - (9)

<21年度追加>

実施事項名	ホストコンピュータの契約方法の見直し		担当課	企画部情報推進課					
現状・問題点・必要性	平成20年度に策定した「ちがさき情報化プラン」において、「情報システムに係るトータルコストの削減」、「体系的な情報システム管理の実現」及び「公平かつ透明性の高い調達の実現」に向けて情報システムの最適化方針を定めており、この中でホストコンピュータのオープン化等を段階的に実施していくこととしています。								
実施内容	平成21年度以降ホストコンピュータのオープン化等を段階的に実施していく過程に入ることから、平成20年度までレンタル契約で利用をしていた現行のホストコンピュータを更新せず、さらに5年間の長期継続利用にも耐えうると判断しリース契約を行い、リース契約のメリットを活用した経費節減をめざします。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成21年度	実施時期	ホストコンピュータの契約方法の見直し (平成21年度から平成25年度)						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	ホストコンピュータの契約方法の見直し 平成21年4月		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②								
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (使用料及び賃借料の削減額)		4,640	4,640	4,640	4,640	累計	18,560
		実績効果額(万円)		4,643	4,643	4,643		累計	13,929
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(万円) (使用料及び賃借料の削減額)		4,640	4,640	4,640	4,640	累計	18,560
		年度ごとの実績値(万円)		4,643	4,643	4,643		累計	13,929
	取組に対する評価			A	A	A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度	ちがさき情報化プランのなかでホストコンピュータの長期利用が確定したため、契約方法を単年度レンタル契約から単年度レンタル契約品の複数年リース契約に切り替えたことにより、新規導入の金額を抑えるとともに複数年での支払いが可能となり、4,643万円の削減が可能となりました。							
	22年度	【実施状況】 平成21年度に複数年の長期継続契約を締結したにより平成22年度も平成21年度と同額の実績値とすることができました。 【評価の理由】 長期継続契約締結に則り同額での支払いを執行したため、A評価としました。 【今後の取組】 情報システム最適化計画に基づき契約方法の見直しを図ります。							
	23年度	【実施状況】 平成21年度に複数年の長期継続契約を締結したにより平成23年度も平成21年度と同額の実績値とすることができました。 【評価の理由】 長期継続契約締結に則り同額での支払いを執行したため、A評価としました。 【今後の取組】 情報システム最適化計画に基づき、システムのオープン化を推進していく中で、リース費用の節減をめざし、より効率的に契約が行えるよう、見直しを図ります。							

## 6 行政経営システムの整備

## 重点事項 6-1 (1)

実施事項名	「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針」の取組		担当課	総務部職員課						
現状・問題点・必要性	地方分権社会の進展、住民意識の変化などを背景として、複雑多様化する行政需要に的確に対応できるよう組織の強化が求められており、その担い手となる人材の育成が急務となっています。また、職員的能力と実績を重視した人事給与制度を導入することにより、透明性、公平性、公正性及び納得性を高めることが求められています。									
実施内容	人材育成基本方針に掲げる諸施策のうち、平成16年度から試行し、平成18年度から管理職については本格実施している人事評価システムを管理職以外の職員についても平成22年度からの本格実施に向けて検討を進めます。また、複線型人事コース制度についても平成20年度中に制度設計し、平成21年度からの実施に向けて検討を進めます。また、職員が積極的に研修に参加できるよう研修制度の見直しを行います。									
重点目標	数値等	単位	定義							
	平成22年度	実施時期	人事評価システムの本格実施（主幹以下）に向けた検討を進めます。							
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	① 人事評価システムの本格実施（主幹以下）	平成22年度実施			→ →	→ →	→ →			
	② 複線型人事コース制度の導入	平成21年度実施		→ →	→ →	→ →	→ →			
③ 職員が積極的に研修に参加する機会の創出	全庁公募による研修科目の拡大		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-	累計	-
取組に対する評価			B	B	B	B		最終評価		
実施状況等	平成20年度	人事評価システムについては、全ての一般行政職員を対象とした本格実施に向けて準備を進めています。平成20年度は、評価者フォロー研修を実施し、既に本格実施している担当課長以上の実績を踏まえた評価システムの一部修正を行いました。複線型人事制度については、他市の取り組みなどの情報収集を行い、たたき台となる素案をもとに制度設計について協議しました。研修については、公募による研修科目を拡大しています。また、平成20年度研修事業として①政策形成能力の向上②職務遂行能力の向上③マネジメント能力の向上④職員資質の向上・市民対応能力の向上を図る研修を実施し、職場研修（OJT）の充実を図りました。								
	平成21年度	人事評価システムについては、職員説明会を実施するなど本格実施に向けた準備を行いました。平成22年度から全ての一般行政職員を対象に、給与への反映を含めた本格実施を予定していましたが、職員アンケートの結果から給与への反映については難しいと判断し、段階的な実施としました。複線型人事制度については、システム導入に向けた制度案を作成し、庁議に諮り、職員説明会を開催しました。22年4月の試行実施に向けてエキスパート職員の募集を行いました。平成21年度研修事業として前年度に引き続き、各種研修を実施し、職場研修（OJT）の充実を図りました。								
	平成22年度	【実施状況】人事評価システムについては、主幹級以下の職員について本格実施に移行し、評価結果を異動等の資料とすることとしました。複線型人事制度については、平成23年4月に向けて対象分野の拡大を行い、希望者の募集を行いました。研修については、より受講者のニーズに即した研修とするため、選択必修制を取り入れるなど階層別研修の見直しを行いました。また、職場研修（OJT）の充実を図るため、各課が取り組みやすいように平成22年3月に策定した「職場研修の手引き」により側面支援を行いました。 【評価の理由】各制度について着実に進めているところですが、人事評価システムにおける主幹以下の職員への本格実施については、試行運用の中で見えてきた課題もあり、目標に達していないため、B評価としました。 【今後の取組】人事評価システムについては、職員のモチベーションの向上のための改良を加えながら実施することとともに、複線型人事制度は本格実施へ向けて、研修制度は職員の資質向上のための研修の充実に向けて取り組んでいきます。								
	平成23年度	【実施状況】人事評価システムについては、主幹以下の職員への処遇への反映を目指しましたが具体的な成果はあげられませんでした。複線型人事制度については、平成24年4月に向けて制度の見直しを行い、希望者の募集を行いました。研修については、職位に応じた能力の育成を図るため、階層別研修の見直しを行いました。 【評価の理由】各制度について着実に進めているところですが、人事評価システムにおける主幹以下の職員への本格実施については、試行運用の中で見えてきた課題もあり、目標に達していないため、B評価としました。 【今後の取組】人事評価システムについては、より納得性、公平性を高めるための制度改良を行うこととともに、複線型人事制度は、新たなコースの必要性についてアンケートを実施し、研修制度は職員の資質向上のための研修の充実に向けて取り組んでいきます。								



重点事項 6- (2)

実施事項名	職員採用試験のあり方の見直し		担当課	総務部職員課					
現状・問題点・必要性	地方分権社会の進展、住民意識の変化などを背景として、複雑多様化する行政需要に的確に対応できるよう組織の強化が求められており、その担い手となる優秀な人材を積極的に確保する必要があります。								
実施内容	多様で優秀な人材確保のため、採用試験を筆記試験よりも面接に重点を置いた人物重視の採用手法とするとともに、茅ヶ崎市での仕事の内容や採用試験に関する情報についてPRを積極的に行い、採用予定者数を大幅に上回る受験者からの採用をめざします。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	10	倍	毎年度の採用試験の採用倍率						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	採用試験方法の見直し	→	→	→	→	→	→	
	②	採用説明会の充実	→	→	→	→	→	→	
	③	採用試験のパンフレットの充実	→	→	→	→	→	→	
④	民間就職サイトへの求人掲載、合同就職セミナーへの参加	→	→	→	→	→	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(倍)(採用倍率)	10	10	10	10	10	累計	-
		年度ごとの実績値(倍)	13.8	34.2	35.5	22.5		累計	-
		取組に対する評価	A	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	①については、筆記試験重視から面接試験重視へ転換し、人物重視の採用方法としました。 ②については、受験者が興味を持っている各分野毎に分けて若手職員を中心に説明するブース形式をとることにより充実させました。 ③については、20年度採用からは民間企業との協働により、民間企業のパンフレットに引けをとらない充実した内容に仕上げる事ができました。 ④については、民間就職サイトへの求人掲載及び合同就職セミナーへ参加しました。 6月実施の事務職員等の採用試験、11月実施の保育士等の採用試験、7月と12月に実施した現業用務職の採用試験の何れも平均で10倍を超える応募がありました。							
	平成21年度	①、②、③、④について引き続き積極的に職員採用情報のPRを行いました。民間就職サイトへの求人掲載により、従来の広報媒体では獲得できなかった就職活動者へのアプローチが可能となりました。また、合同就職セミナーへ参加することにより、民間企業だけが就職活動を行ってこなかった学生へのPRを積極的に行いました。平成21年度は、試験の実施時期を民間企業への就職活動の時期とあわせた4月に実施するなどの改革を行った結果、4回行った試験の競争倍率が平均で30倍を超えました。							
	平成22年度	【実施状況】 ①、②、③、④について引き続き積極的に職員採用情報のPRを行った結果、平成22年度においては、2回行った試験の競争倍率が平均で35倍を超えました。 【評価の理由】 積極的に広報活動を展開することにより、目標及び平成21年度の数値を上回る応募者を獲得することができたため、A評価としました。 【今後の取組】 多様な人材の中から優秀な人材を確保するため、協働で作成することにより民間企業のアイデアを取り込んだ採用パンフレットの作成や合同就職セミナーへの参加などの広報活動を引き続き展開するとともに、女性や若手職員による面接を実施するなど面接方法も工夫しながら引き続き人物重視の採用試験を行います。							
	平成23年度	【実施状況】 ①、②、③、④について引き続き積極的に職員採用情報のPRを行った結果、平成23年度においては、3回行った試験の競争倍率が平均で22倍を超えました。 【評価の理由】 積極的に広報活動を展開することにより、目標を上回る応募者を獲得することができたため、A評価としました。 【今後の取組】 多様な人材の中から職員を採用するため、引き続き合同就職セミナーへの参加などの広報活動を展開するとともに、人物重視の採用試験を行います。							

重点事項 6- (3)

実施事項名	特別支援教育の充実	担当課	教育推進部学校教育指導課						
現状・問題点・必要性	非常勤嘱託職員、臨時職員（合計90人）が、各小中学校の特別な配慮を必要とする児童生徒の学習支援や生活介助にあっていますが、それぞれの任用条件が異なるため、学校の運営上、人材活用の点で勤務日数がまちまちであること、年休時の代替への対応等課題が生じています。子どもたちへのよりきめ細やかな支援を行うために任用条件の見直しを行う必要があります。								
実施内容	現在のふれあい補助員の任用条件に統一します。 任用条件を統一することで、週3～4日の勤務形態で働けるため、応募者が広範囲におよぶことが期待され、より適切な人材を確保することができます。 学校においても児童生徒の状況によってきめ細やかな支援ができます。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	110	人	特別な配慮を要する児童生徒の個に応じた支援の充実を目指し、平成24年度に任用するふれあい補助員の人数。						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 準備事務（要綱の改正等）		→ →						
	② ふれあい補助員の任用			→ →	→ →				
	③ 新規ふれあい補助員の任用					→ →	→ →		
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （給与費の削減見込額）	-	400	476	544	612	累計	2,032
		実績効果額（万円）	-	364	476	545		累計	1,385
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（人） （ふれあい補助員の人数）	90	110	102	106	110	累計	518
		年度ごとの実績値（人）	89	102	102	106		累計	399
		取組に対する評価		A	B	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	各小中学校に派遣されているふれあい補助員・ふれあい教員・特別支援学級補助員・通常級介助員の任用条件の見直しのため、職種の変更による「茅ヶ崎市教育委員会非常勤嘱託職員職員の任用及び勤務条件に関する要綱」の改正準備や平成20年度任用者に対する任用形態変更についての周知等、平成21年度からの新しい制度移行に向けて準備を行いました。							
	平成21年度	特別な支援が必要な児童・生徒に対して、学習支援や生活支援、介助を行う「ふれあい補助員」、「通常級介助員」、「特別支援学級介助員」の任用条件を統一するとともに、市内小・中学校に派遣する人数を102名に拡充して、特別支援教育の充実に努めました。なお、総合計画第1次実施計画との整合を図るため、平成22年度実施計画において新たな目標値を設定し取り組むこととします。							
	平成22年度	【実施状況】 特別な支援が必要な児童・生徒に対して、市内小・中学校に102名のふれあい補助員を派遣し、学習指導・生活指導の両面にわたり、きめ細かな支援を行いながら特別支援教育の充実に努めました。「通常級担当」「特別支援学級担当」「個別支援担当」の3つの担当を「ふれあい補助員」として一本化して任用しているため、各学校において、児童・生徒の多様な教育ニーズに応じた効果的な支援につながっています。 【評価の理由】 各担当のふれあい補助員が、児童生徒の状況によって、他の担当の支援に加わるなど、場面に応じてより柔軟に対応できるようになったことから、A評価としました。 【今後の取組】 特別な配慮を必要とする児童・生徒が増加傾向にあり、加えて特別支援学級の増設を推進していく予定であることから、今後も事業の拡大が必要です。							
	平成23年度	【実施状況】 特別な支援が必要な児童・生徒に対して、市内小・中学校にふれあい補助員を派遣し、学習指導・生活指導の両面にわたり、きめ細かな支援を行いながら特別支援教育の充実に努めました。23年度は小学校1校の新設と通級指導教室1校の開設に伴い、「特別支援学級担当」2名、「通常級担当」2名、計4名の増員を図り、106名の派遣を行うことにより、各校の児童生徒の多様な教育ニーズに応じた効果的な支援を図りました。 【評価の理由】 「通常級担当」「特別支援学級担当」「個別支援担当」の3つの担当のふれあい補助員が、場面に応じてより柔軟に対応することが定着し、効果が生まれていることから、A評価としました。 【今後の取組】 特別な配慮を必要とする児童・生徒が増加傾向にあることに加え、特別支援学級の増設を推進していく予定であることから、今後も事業の拡大が必要です。							

重点事項6一（4）

実施事項名	定員管理の適正化		担当課	総務部職員課				
現状・問題点・必要性	本市の職員数は、平成9年から第1次定員適正化計画を策定し、直近の第3次定員適正計画まで、行政運営を効率的・効果的に行うため、定員の適正化に努めております。今後、市民ニーズの多様化やさまざまな社会制度の改正などによる業務量の増加に備えるためにも、市民との協働、効率的な業務遂行、民間活力の導入など、更なる行政改革の視点を持った定員適正化に取り組む必要があります。							
実施内容	第3次定員適正化計画（平成18年度～平成22年度）に基づく定員適正化の取組を進めるとともに、同計画の終了を見据えて、平成22年度を初年度とする第4次定員適正化計画を策定し、職員数の厳格な管理を行います。なお、目標とする職員数は、消防・病院の職員数を除くこととしました。（23年度修正）							
重点目標	数値	単位	定義					
	32（23年度以降） 30（22年度以前）	人	第4次定員適正化計画に基づく平成22年度から平成24年度までの職員の削減人数（消防・病院を除く）					
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	① 各年度職員配置	H21:1,765 H22:1,730	→ →	→ →				
	② 職員の動向、分析		→	→ →				
	③ 事務事業の調査、分析（行政評価制度を活用）		→	→ →				
	④ 第4次計画の策定	平成22年1月まで	→	→ →				
⑤ 第4次計画に基づく職員配置	H22:1,198 H23:1,185 H24:1,166			→ →	→ →	→ →	→	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （人件費への影響額）	①25,200 ⑤	① 28,800 ⑤	① - ⑤ 0	① - ⑤11,700	① - ⑤17,100	累計 ① 54,000 ⑤ 28,800
		実績効果額（万円）	① 4,500 ⑤ -	①△29,700 ⑤ -	① - ⑤ △900	① - ⑤△18,900	① - ⑤	累計 ①△25,200 ⑤△19,800
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（人） （①第3次の削減数、⑤第4次の削減数）	① - 28 ⑤ -	① - 32 ⑤ -	① - 0 ⑤ 0	① - 13 ⑤ -	① - 19 ⑤ -	累計 ① 60 ⑤ 32
		年度ごとの実績値（人）	① - 5 ⑤ -	① - △33 ⑤ -	① - △1 ⑤ -	① - ⑤ △21	① - ⑤ -	累計 ① △28 ⑤ △22
	取組に対する評価			C	C	C	C	最終評価
実施状況等	20年度	一定の職員の削減については行えたものの、法制度の改正や高度化複雑化する市民ニーズなどの影響により、目標は達成することは出来ませんでした。						
	21年度	第3次定員適正化計画にある様々な手法を推進しましたが、市民ニーズの多様化に伴う対応や国の施策及び法制度の改正、また民間活力の導入が予定どおり進捗しなかったことなどにより、結果として目標数値は達成出来ませんでした。平成21年度において、平成22年度を初年度とする、第4次定員適正化計画を策定しました。なお、上表中の「実績及び評価」の平成22年度以降に新たな目標値、推計効果額を設定しているため、「累計」は平成22年度からのものになっております。						
	22年度	【実施状況】 組織改正を行い、総合計画の政策、施策体系と組織体制を一致させ、総合計画と組織の有機的な連携を図る新たな事務執行体制を構築しました。減員部門の退職不補充等の定員適正化の取り組みを行いました。民生部門等への増員が必要となり、目標を達成することはできませんでした。なお、「実績及び評価」の中の数値は、平成22年度より消防・病院の職員数を除くこととしました。 【評価の理由】 上記のとおり、定員の適正化に努めたものの、前年と比べ1名の増員となったため、C評価としました。 【今後の取組】 新たに策定した第4次定員適正化計画（平成22～26年度）に基づき、人員の適正化に努めながらも円滑な行政運営が図られるよう、効率的な人員配置を進めていきます。						
	23年度	【実施状況】 前年度に引き続き減員部門の退職不補充等の定員適正化の取り組みを行いました。情報システム最適化や防災業務強化による総務部門への増員、生活保護世帯への対応による民生部門への増員、小学校の新設による教育部門等への増員等が必要となり、目標を達成することはできませんでした。 【評価の理由】 上記のとおり、定員の適正化に努めたものの、前年と比べ21名の増員となったため、C評価としました。 【今後の取組】 業務の特性に応じた人的資源の最適配分に積極的に取り組むなど、第4次定員適正化計画（平成22～26年度）に基づく取り組みを継続して進めるとともに、人員の適正化と円滑な行政運営を両立するための新たな取り組みを検討します。						

重点事項 6－（5）

実施事項名	庁内分権の推進		担当課	総務部職員課、企画部 企画経営課						
現状・問題点・必要性	これまで一定の予算枠を各部局に付与する枠配分方式を実施・拡充する等庁内分権を進めてきました。しかしながら、縦割りで中央集権的な行政組織は、行政運営の迅速化を阻害するだけでなく、複雑多様化する行政課題に対して弾力的な対応ができない問題点があり、さらなる庁内分権の推進が必要です。									
実施内容	部長権限をさらに強化し、部局の流動的な職員配置やインセンティブ予算制度（改善による努力によって効率的な予算執行をした事業について、次年度、優先的な予算配分を行う制度）による各部局への人件費の予算配分等の検討を進め、迅速な意志決定ができる組織をめざします。									
重点目標	数値等	単位	定義							
	平成22年度	開始	決裁権限の下部層への移譲及び臨時職員等の部内の流動的活用を実施する。							
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	① 部内における職員の流動的な配置				→ →					
	② 人件費のインセンティブ予算への検討		→ →	→ →	→ →	→ →				
	③ 人件費のインセンティブ予算の実施						→ →	→		
	④ 決裁権限の下部層への移譲の調査・研究			→ →	→ →	→ →				
	⑤ 決裁権限の下部層への移譲の実施						→ →	→		
	⑥ 臨時職員等の部内の流動的活用の調査・研究			→ →	→ →	→ →				
⑦ 臨時職員等の部内の流動的活用の実施						→ →	→			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B	B	B	B		最終評価	
実施状況等	平成20年度	正規職員以外の職員（非常勤嘱託職員等）の重点的活用による、職員の負担軽減及び人件費の削減を目指し、これを原資とした各所属へのインセンティブ予算の検討を行いました。								
	平成21年度	庁内分権の推進に向け、平成22年4月1日付け組織改正において、部の庶務担当課の機能強化を図るため、これまでの役割の明確化を行うとともに今後の更なる機能強化に向け追加事項を整理しました。追加する事務を整理し、人員的な配置についても段階的に強化することとしました。また、臨時職員等の部内の流動的活用やインセンティブ予算の検討を行いました。								
	平成22年度	【実施状況】 平成22年4月1日付け組織改正以降、部長会議・庶務担当課長会議において庁内の主要情報を発信する仕組みや、業務計画・市政方針・事務事業評価のとりまとめ及び部内調整を庶務担当課が担うこと等を改めて明確化し、庁内における庶務担当課機能強化を図りました。 また、臨時職員等の部内の流動的活用につきましては、来年度に経済部をモデルケースとして試行することとなりました。 【評価の理由】 庁内分権の推進については、庶務担当課の機能強化を図ったものの、実施スケジュールに掲げる他の実施事項の実施には至らなかったため、B評価としました。 【今後の取組】 今年度に、試行している経済部の臨時職員等の部内での流動活用の結果を検証し、平成24年度以降、臨時職員等の部局内での流動活用に更に進めます。 また、庁内分権の今後のあり方を整理し、更に具体的な庁内分権の方策を検討します。								
	平成23年度	【実施状況】 臨時職員等の部内の流動的活用につきましては、経済部をモデルケースとして試行するとともに、平成24年度からの本格実施に向けて各部の意向を調査しました。 【評価の理由】 臨時職員等の部内での流動的活用については経済部で引き続き実施しましたが、人件費のインセンティブ予算への検討については具体的な方針の策定には至らなかったためB評価としました。 【今後の取組】 今年度に実施している経済部の臨時職員等の部内での流動活用の結果を検証し、次年度以降、臨時職員等の部局内での流動活用に更に進めます。								

重点事項 6- (6)

実施事項名	組織機構の見直し		担当課	企画部企画経営課					
現状・問題点・必要性	社会経済情勢の変化や、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織機構の実現を継続的に図る必要があります。								
実施内容	スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本に簡素合理化に努め、総合計画の施策体系及び公共施設再編整備に対応した組織機構の実現を図ります。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成22年度当初	実施時期	総合計画の施策の実行に対応する組織の改正を実施する。						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	総合計画の施策の実行に対応する組織の庁内検討会議	→ →	→ →					
	②	市民ニーズ等に的確に対応できる効率的な行政組織を整備するための指針の策定	平成22年度当初		→				
	③	総合計画の施策の実行に対応する組織の整備	平成21年度当初	→ →					
④	総合計画の施策の実行に対応する組織機構の実現	平成22年度当初			→ →	→ →	→ →	→	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	次期総合計画の施策体系に基づく組織機構となるため、次期総合計画の策定作業と併行し検討を行いました。							
	平成21年度	平成22年4月1日付け組織改正を目指し、新たな総合計画の20の政策目標を部局と対応し、69の施策目標を課かいと対応させることで、達成すべき目標がより明確で実効性のある体系とする組織改正(案) 検討するとともに、各部課かいとの調整や組織改正の準備を行いました。							
	平成22年度	<p>【実施状況】</p> <p>平成22年4月1日付け組織改正を行い、新たな総合計画の20の政策目標を部局と対応させ、69の施策目標を課かいと対応させることで、達成すべき目標がより明確で実効性のある組織体系としました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>総合計画の政策・施策体系にあわせた組織改正を行ったことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>組織目標を達成する組織として成熟するよう、業務棚卸評価や施策・政策評価等を活用し組織目標の達成状況を評価するとともに、組織改正後の検証を行います。</p>							
	平成23年度	<p>【実施状況】</p> <p>平成22年4月1日付けの組織改正後、施策の実現や各課の事業等を勘案した中で組織機構の効率的運用を検証しました。茅ヶ崎市防災対策強化実行計画に基づく施策を強力に推進するとともに防災機能を着実に実行するため、防災対策課に防災企画担当課長を設置したほか、一部担当の新設及び統合についての検討を行いました。</p> <p>【評価の理由】</p> <p>組織改正後の検証の中で、施策の実現に向けての組織体制を検討し、施設再編整備課に新庁舎建設担当の新設や秘書広報課秘書担当と調査担当の統合など事業遂行のためにより効率的・効果的である組織体制を構築したことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】</p> <p>組織目標を達成できるよう、事業の効率的・効果的運用が図れる組織体制の構築に向けての検証を引き続き進めるとともに、業務棚卸評価や施策・政策評価等を活用した中で、組織改正後の検証を行います。</p>							

## 重点事項 6- (7)

実施事項名	定期監査（学校監査）の見直し		担当課	監査事務局						
現状・問題点・必要性	毎年、小中学校を対象とした監査を半数ずつ交互に実施していることから、学校単位においては4年サイクルとなっています。監査の実効性をさらに高めるためには、サイクルの短縮が必要です。									
実施内容	監査の実効性をさらに高めるため、現行の4年サイクルを短縮して、2年サイクルで実施し、監査の充実を図ります。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	31		校	2年間（平成22、23年度）で小中学校を監査する数（23年度以降） 2年間（平成20、21年度）で全小中学校を監査する数（22年度以前）						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	2年サイクルの試行内容の検討	平成20年9月まで	→						
	②	2年サイクルの試行	平成22年3月まで	→	→	→				
	③	2年サイクルの試行内容の見直し	平成22年9月まで		→	→				
④	2年サイクルの完全実施	2年サイクル			→	→	→	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（校） （監査を実施する小中学校の数）		15	16	16	15	16	累計	78
		年度ごとの実績値（校）		16	15	16	15		累計	62
	取組に対する評価				A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度		試行内容の検討については監査サイクル短縮による対象学校数の増加に対応するため、効率的な予備調査及び監査委員監査の方法を検討し、実施計画及び関係帳票の整備を行いました。試行については計画段階の15校に1校分追加し、小中学校の約半数（16校）の定期監査（学校監査）を実施しました。							
	平成21年度		試行内容の検討については監査サイクル短縮による対象学校数の増加に対応するため、効率的な予備調査及び監査委員監査の方法を検討し、実施計画及び関係帳票の整備を行いました。試行について前年度に16校実施したため、平成21年度は残りの小中学校（15校）の定期監査（学校監査）を実施しました。							
	平成22年度		【実施状況】 監査サイクル短縮による対象学校数の増加に対応するため、効率的な予備調査及び監査委員監査の方法を検討し、実施計画及び関係帳票の整備を行いました。前年度に15校実施したため、平成22年度は残りの小中学校（16校）の定期監査（学校監査）を実施しました。  【評価の理由】 定期監査（学校監査）の見直しについては、監査サイクルを3年から2年に1回実施し、全31校の定期監査（学校監査）を終えて、2回目の16校を実施することができたことから、A評価としました。  【今後の取組】 定期監査（学校監査）については、監査サイクルが2年に1回と定着してきており、年度毎の目標値が達成できるよう実施していきます。							
	平成23年度		【実施状況】 監査サイクル短縮による完全実施の2年目で、目標とする小中学校15校の定期監査（学校監査）を実施しました。  【評価の理由】 2年で市内全部の小中学校の監査を行う2年サイクルの実施を2回行い、目標とする学校数の定期監査を実施できたこと、また、前回の指摘事項の速やかな改善も行われたことから評価はAとしました。  【今後の取組】 今後も、毎年度の目標値が達成できるように実施していきます。							

重点事項 6- (8)

実施事項名	職員提案の活性化	担当課	企画部企画経営課	
現状・問題点・必要性	職員の創意工夫による市民サービスの向上及び事務処理の効率化のための職員提案をさらに活性化させる必要があります。			
実施内容	平成18年度34件、平成19年度55件と増加しつつある職員提案について、目標である年間100件の提案をめざし、新たな取組を進めていきます。			
重点目標	数値等	単位	定義	
	100	件	職員提案の件数/年	
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表	
			20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度以降	
	① 新たな実施方法の検討		→ →	
	② 新たな実施方法の実施		→ → → → → → →	
	③ アントレプレナーシップ制度の検討		→ → → → → → →	
④				
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)	- - - - - 累計 -	
		実績効果額 (万円)	- - - - - 累計 -	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (件) (職員提案の提案件数)	100 100 100 100 100	累計 500
		年度ごとの実績値 (件)	37 106 62 40	累計 245
		取組に対する評価	B A B B	最終評価
実施状況等	平成20年度	自由提案、課題提案、実績提案について提案を募集しましたが目標とする年間提案件数100件は達成できませんでした。年間で37件の提案があり、1回の審査会を行いました。このうち、実績提案「ボイラー使用水の循環」については、経費の節減につながる効果がありました。		
	平成21年度	自由提案、課題提案、実績提案について提案を募集し、目標とする年間提案件数100件を超える106件の提案件数となりました。今後も、引き続き提案件数の拡大を図るとともに、新規性の高い斬新な提案による市民サービスの拡充を目指します。		
	平成22年度	【実施状況】 自由提案、課題提案、実績提案について提案を募集しましたが目標とする年間提案件数100件は達成できませんでした。年間で62件の提案については審査会を開催し、職員提案規程に基づく等級の審査を行いました。 【評価の理由】 自由提案、課題提案、実績提案について提案を募集しましたが目標とする年間提案件数100件に達成することが出来なかったため、B評価としました。 【今後の取組】 自由提案、課題提案、実績提案について提案を募集するとともに、職員提案の活性化方策について検討を行います。		
	平成23年度	【実施状況】 自由提案、課題提案、実績提案について提案を募集しましたが目標とする年間提案件数100件は達成できませんでした。年間で40件の提案については審査会を開催し、職員提案規程に基づく等級の審査を行いました。 【評価の理由】 目標とする年間提案件数100件には達成することが出来ませんでした。課題提案のテーマを「節電対策」とすることにより、実効性のある取り組みが行えたことなどから、B評価としました。 【今後の取組】 提案件数及び提案者数の増加に向けて、課題テーマの内容を工夫するなど、職員の提案意欲の向上につながる取り組みを行うとともに、職員の創意や知識が活かされた提案を施策や事業に反映させやすくするための環境整備を進めるため、提案制度の抜本的な見直しに着手します。		

重点事項 6 - (9) 【実施事項2-8再掲】

<21年度追加>

実施事項名	地理情報システム（GIS）による行政情報の管理・提供		担当課	企画部情報推進課						
現状・問題点・必要性	行政内部において様々な分野で地図情報が活用されていますが、地図情報を共有化し、地図の重複整備を防止することで、事務の効率化を図ることができます。また、防災・災害に対する情報、生活関連施設情報、観光情報、都市計画情報等は、地図と併せた情報提供により、市民や市外の人々にとって有益な情報となり得ます。									
実施内容	全庁型の共有インフラとしての全庁型地理情報システム※を整備し、共有化した地図情報を提供します。システム導入後、庁外への提供が可能な情報は、市のホームページ等から積極的に発信します。また、地図データは、庁外への公開・利用を見込み、整備します。（本実施事項は「ちがさき情報化プラン」の情報化施策のひとつに位置付けられています。） ※地理情報システム 地理的位置を手がかりに、位置に関するデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムを指します。Geographic Information System (GIS)と総称されています。									
重点目標	数値	単位	定義							
	5（23年度以降） 平成22年度（22年度以前）	種類 実施時期	情報発信する種類（カテゴリーの数）（23年度以降） データの整備の完了時期、地図と併せた情報提供の開始時期 （22年度以前）							
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	① システム完成	平成21年度中		→ →						
	② データの整備（23年度修正）	平成25年度以降			→ →	→ →	→ →	→		
	③ 地図情報のホームページ等による情報発信	平成22年度中			→ →	→ →	→ →	→		
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額（万円）		-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（種類） （情報発信する種類（カテゴリーの数））			-	-	5	5	累計	10
		年度ごとの実績値（種類）			-	7	8		累計	15
	取組に対する評価				A	A	A		最終評価	
実施状況等	20年度									
	21年度	全庁型地理情報システムにつきましては、平成22年3月1日より公開いたしました。このシステムにより提供先を必要に応じて選択し、庁内・庁外双方に対し情報提供が可能となりました。								
	22年度	【実施状況】 市民向けに「都市計画図」「投票所マップ」「防災マップ」「無線LANスポット図」の4種類のカテゴリーについて提供を開始しました。また、職員向けに「自然環境評価調査」「ゴミ集積所マップ」「国勢調査図」の3種類のカテゴリーについて提供を開始しました。  【評価の理由】 地理情報を持っている各担当課と調整を行い電子データ化されていない情報を提供開始することが出来たこと、そして、市民向けの情報提供を進めることが出来たこと（総数7種類、うち市民向け5種類）から、A評価としました。  【今後の取組】 地理情報提供の先進都市と同程度の情報を提供出来るよう担当課と調整を進めます。								
	23年度	【実施状況】 市民向けに「屋外広告物規制地域図」、「バリアフリーマップ」、「津波防災マップ」の提供を開始し、庁内向けに「消火器マップ」、「災害情報管理システムマップ」、「防火巡回マップ」の提供を開始しました。また、市民向けに携帯電話、スマートフォン対応を行い、「施設情報マップ」、「津波防災マップ」の提供を開始しました。  【評価の理由】 目標値を上回る種類の地図を提供することが出来たこと、さらに携帯電話、スマートフォン対応が出来たことからA評価としました。  【今後の取組】 今後もさらに提供できる地図を増やせるよう、担当課と調整しながら検討を進めていきます。								



重点事項 6 - (10)

<23年度追加>

実施事項名	情報システム最適化の推進		担当課	企画部情報推進課					
現状・問題点・必要性	「情報システムに係るトータルコストの削減」、「体系的な情報システム管理の実現」及び「公平かつ透明性の高い調達の実現」のため、特定の事業者に改修等が制限されているホストコンピュータの利用を廃止し、標準的な技術の利用（オープン化）を図ると共に、住民記録システムの改正住民基本台帳法（平成24年7月施行）への対応や、収納の一元化・マルチペイメントネットワークへの対応を可能としたシステムの構築により、住民サービスの向上を図る必要があります。								
実施内容	次の情報システム等に対して再構築（オープン化）を行います 第一次分 共通基盤（運用含む）、住民記録、国民健康保険、国民年金、収滞納等 第二次分 介護保険、後期高齢 第三次分 税（固定資産税、市民税、軽自動車税等） 平成28年度以降、最適化によって年間の運用保守経費を約2.2億円削減し、平成34年度には、費用対効果がプラスになる予定です。								
重点目標	数値	単位	定義						
	10	業務	情報システム最適化を推進するための開発業務数						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 第一次分開発				→ →	→ →	→		
	② 第一次分運用						→ →		
	③ 第二次分開発						→ →	→	
④ 第三次分開発						→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）				-	-	累計	-
		実績効果額（万円）				-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（業務） （開発業務数）				-	10	累計	10
		年度ごとの実績値（業務）				-		累計	
		取組に対する評価				A		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度								
	22年度								
	23年度	【実施状況】 茅ヶ崎市情報システム最適化計画に基づき、住民記録、印鑑登録、選挙管理、国保賦課、国保資格、国保給付、国民年金、収納、滞納、宛名の業務について、平成24年度の稼働開始に向けて、システム開発、検証を行いました。 【評価の理由】 大規模なシステム開発にもかかわらず、各主管課での確認や検証作業も順調に進み、さまざまな課題を解決することが出来たことからA評価としました。 【今後の取組】 今後も第2次、第3次開発に向けて、さらに効率よく業務を推進できるよう、各主管課と調整しながら検討を進めていきます。							

## 7 経営視点に立った財政運営

## 重点事項 7- (1)

実施事項名	新たな財政指標及び連結財務諸表の公表		担当課	財務部財政課					
現状・問題点・必要性	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が成立しました。このことにより、市は平成20年度に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の公表を、また平成21年度に、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」及び「純資産変動計算書」の4表（連結財務諸表）を公表する必要がある等、財政状況の説明についてさらなる責任が求められています。								
実施内容	平成20年度までに、新たな4つの財政指標を公表します。また、平成21年度までに、連結財務諸表を公表します。また、その内容についても、市の財政状況がよりわかりやすく理解できる内容となるように努めます。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	毎年度		公表時期	新たな財政指標及び連結財務諸表の公表					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の公表	平成20年度	→	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	連結財務諸表の公表に向けた検討	検討会議回数：4回	→ →					
	③	連結財務諸表の公表	平成21年度		→ →	→ →	→ →	→ →	
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
取組に対する評価			A	A	A	A	最終評価		
実施状況等	平成20年度	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を公表しました。また、企業会計的な手法を取り入れた「連結財務書類4表」を試作し、公表しました。その後、財務書類に、本市のプロフィールや施策分野別の財務書類、財政の健全性を判断する健全化判断比率などの情報を加えた、包括年次財務報告書を作成しました。							
	平成21年度	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を公表しました。また、連結財務書類4表を公表するとともに、財務書類に、本市のプロフィールや施策分野別の財務書類、財政の健全性を判断する健全化判断比率などの情報を加えた、包括年次財務報告書を作成しました。							
	平成22年度	【実施状況】 前年度と同様、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を公表しました。また、連結財務書類4表を公表するとともに、財務書類に、本市のプロフィールや施策分野別の財務書類、財政の健全性を判断する健全化判断比率などの情報を加えた、包括年次財務報告書を作成しました。  【評価の理由】 予定どおり作成し公表したため、A評価としました。  【今後の取組】 期日までに作成、公表し、市の財務状況についてよりわかりやすい内容となるよう努めます。							
	平成23年度	【実施状況】 前年度と同様、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を公表しました。また、連結財務書類4表を公表するとともに、財務書類に、本市のプロフィールや施策分野別の財務書類、財政の健全性を判断する健全化判断比率などの情報を加えた、包括年次財務報告書を作成しました。  【評価の理由】 予定どおり作成し公表したため、A評価としました。  【今後の取組】 期日までに作成、公表し、市の財務状況についてよりわかりやすい内容となるよう努めます。							

重点事項 7- (2)

〈22年度終了〉

実施事項名	行政サービスのコスト（事業原価）を把握 【実施事項7-(21)へ移行】		担当課	企画部企画経営課、財務部財政課					
現状・問題点・必要性	従来、行政サービスに必要なコストとして認識されてきたのは、直接事業費のみでした。しかし、事務事業の効率性や有効性を適正に評価し、行政経営をめざすには正確なコストの把握が必要です。								
実施内容	行政サービスのコストを直接事業費のほか人件費や公債費など間接的な経費を含めた正確な把握を行います。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	毎年度	実施時期	事業別従事職員表の作成						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	各業務の事業別従事職員表の作成	年1回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	管理会計手法の調査・研究		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A	B	A			最終評価
実施状況等	平成20年度	業務棚卸しの実施にあわせて、事業別従事職員表を作成しました。また、庁内に受益者負担のあり方検討プロジェクトチーム（実施事項7- (21) 参照）において、公の施設のコストの公表に向けて検討を行いました。							
	平成21年度	業務棚卸しの実施にあわせて、事業別従事職員表を作成しました。また、施設利用者一人あたりの利用コストの公表に向けた調査研究を行いました。具体的な作業までには至りませんでした。							
	平成22年度	<p>【実施状況】 業務棚卸しの実施にあわせて、事業別従事職員表を作成し、間接的な経費である人件費を含めた把握を行い、庁議資料である政策シートに活用しました。</p> <p>【評価の理由】 事業別従事職員表を作成し、庁議資料である政策シートに活用できたので、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 使用料等の額及び減額免除の見直し（実施事項7- (21) 参照）へ移行し、引き続き検討することとします。</p>							

## 重点事項 7- (3)

実施事項名	市税の徴収率の向上		担当課	財務部収納課					
現状・問題点・必要性	市税の徴収率は、平成17年度98.35%、平成18年度98.46%、平成19年度98.36%（見込み）で推移しています。歳入の根幹をなす市税収入の確保と納税者間の税負担の公平性を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。								
実施内容	文書・電話での催告、財産調査を徹底し、積極的な納税相談、指導など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	98.34（23年度以降） 98.46（22年度以前）		%	目標とする市税の徴収率 （平成19年度収納率見込み98.36%）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	市税徴収率の向上	98.34%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②	納税推進センターによる納付勧奨の実施	平成21年10月		→	→ →	→ →	→ →	→
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （徴収率の向上による平成19年度比増収額）	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	累計	18,000
		実績効果額（万円）	△734	△7,443	2,049	11,018		累計	4,890
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （目標とする徴収率）	98.46	98.46	98.46	98.34	98.34	累計	-
		年度ごとの実績値（%）	98.12	97.93	98.20	98.46		累計	-
	取組に対する評価			B	B	B	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	文書・電話での催告を前倒ししたり、財産調査の徹底、積極的な納税相談、指導など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を実施しましたが、経済情勢を反映し、特に市県民税及び法人市民税の落ち込みにより目標達成には至りませんでした。							
	平成21年度	文書・電話及び財産調査の徹底、積極的な納税相談、指導など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を実施し、さらに納税推進センターを設置し累積滞納のない滞納者への電話催告を強化しました。しかしながら、厳しい経済情勢を反映し、市税全体の落ち込みにより目標達成には至りませんでした。							
	平成22年度	【実施状況】 文書・電話及び財産調査の徹底、積極的な納税相談、指導など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を実施し、納税推進センターを12ヶ月間設置し累積滞納のない滞納者への電話催告を前年度より強化しました。これらにより、徴収率が前年度比0.27%向上しましたが、経済情勢を反映し、目標達成には至りませんでした。 【評価の理由】 納税推進センターが累積滞納のない滞納者への催告を実施することにより職員が累積滞納者へ集中して対応することで効率的に滞納整理を実施し、徴収率が前年度比0.27%向上しましたが、目標達成には至らなかったため、B評価としました。 【今後の取組】 文書・電話及び財産調査の徹底、積極的な納税相談、指導など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を実施し、納税推進センターを効率的に稼働します。							
	平成23年度	【実施状況】 文書・電話催告及び財産調査の徹底、積極的な納税相談、指導など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を実施しました。さらに累積滞納のない滞納者への対策として納税推進センターを架電の集中する8ヶ月間設置し、電話催告を効率的に実施しました。 【評価の理由】 納税推進センターが累積滞納のない滞納者への催告を実施したことにより、職員が累積滞納者へ力を入れることができ、効率的に滞納整理を実施しました。その結果、徴収率が前年度比0.26%向上し、目標値を達成したためA評価としました。 【今後の取組】 文書・電話催告及び財産調査を徹底し積極的な納税相談、指導などを実施し、きめ細かい滞納整理を行います。納税推進センターについては、委託業者と職員による定期的な会議を開催し、より効果ある滞納解消策を協議する一方、高額滞納等に対しては早期に職員が対応し、処分を踏まえた滞納整理を強化します。							

重点事項 7- (4)

実施事項名	国民健康保険料の徴収率の向上		担当課	保健福祉部保険年金課				
現状・問題点・必要性	徴収率の高い75才以上の加入者が後期高齢者医療制度に移る非常に厳しい中、保険料の受益と負担の公平性及び財源の確保を図るため徴収率の向上を図る必要性があります。							
実施内容	徴収率の高い75才以上の加入者が後期高齢者医療制度に移る状況で徴収率の確保をするのが非常に厳しい中、平成20年度の予算上は収納率91.52%を見込んでいます。電話催告及び個別訪問並びに納付相談など、きめ細かい折衝・交渉による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。							
重点目標	数値等	単位	定義					
	89.50	%	目標とする国民健康保険料の徴収率					
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	国民健康保険料の徴収率向上	89.50%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
	②							
	③							
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (徴収率の向上による平成19年度比増収額)	500	505	5,208	5,208	5,208	累計 16,629
		実績効果額(万円)	△ 10,625	△ 18,122	△ 3,911	2,621		累計 △ 30,037
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(%) (目標とする徴収率)	91.60	91.60	89.50	89.50	89.50	累計 -
		年度ごとの実績値(%)	89.84	88.66	88.87	89.93		累計 -
	取組に対する評価			B	B	B	A	最終評価
実施状況等	平成20年度	夜間電話催告・休日臨戸徴収や、督促・催告・保険証の更新時での納付相談の機会を捉え、折衝による滞納整理を実施しましたが、経済情勢もあり目標達成に至りませんでした。引き続き徴収率の向上に努めます。						
	平成21年度	夜間電話催告・休日臨戸徴収や、督促・催告・保険証の更新時での納付相談の機会を捉え、折衝による滞納整理を実施したほか、新たに非常勤嘱託職員2名による電話催告を実施し、また納税課と連携し滞納処分の強化を図りましたが、厳しい経済情勢を反映し、目標達成に至りませんでした。引き続き徴収率の向上に努めます。						
	平成22年度	【実施状況】 夜間電話催告・休日臨戸徴収や、督促・催告・保険証の更新時での納付相談の機会を捉え、折衝による滞納整理を実施したほか、非常勤嘱託職員2名による電話催告を継続して実施し、また収納課と連携し滞納処分の強化を図りました。厳しい経済情勢や震災の影響により、目標達成に至りませんでした。徴収率は前年度を上回りました。  【評価の理由】 前年度より徴収率は向上しましたが、目標値に達しなかったため、B評価としました。  【今後の取組】 収納課との税・料重複滞納者の徴収一元化を試行的に実施し、引き続き徴収率の向上に努めます。						
	平成23年度	【実施状況】 臨戸徴収や電話催告とともに、休日相談窓口の開設、短期被保険者証などの発行により滞納者との接触機会をより一層確保しました。また、収納課と連携し、市税との重複滞納者への徴収一元化を試行的に始め、きめ細かい対応、折衝による滞納整理を実施しました。徴収率は前年度実績を超え、目標値を上回り、実績効果額が出ました。長引く不況や東日本大震災による影響で納付が困難な状況は続いていますが、21年度から非常勤嘱託職員の活用を図り、比較的新規の滞納者に対して、電話による自主納付を催促する業務を実施し、滞納額の減少及び納付忘れによる未納分の減少など成果が出ています。  【評価の理由】 徴収率は前年度実績を超え、目標値を上回り、実績効果額が出たことから、A評価としました。  【今後の取組】 収納課と連携し、引き続き徴収一元化を実施し、滞納整理を強化していきます。						

重点事項 7- (5)

実施事項名	介護保険料の徴収率の向上		担当課	保健福祉部高齢福祉介護課					
現状・問題点・必要性	介護保険料の徴収率は、平成17年度98.48%、平成18年度98.42%、平成19年度98.45%（見込み）で推移しています。介護保険料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。								
実施内容	積極的な戸別訪問や納付相談など、きめの細かい対応・折衝による滞納整理を行い、徴収率の向上を図ります。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	98.60	%	目標とする介護保険料の徴収率 (平成19年度収納率見込み98.45%)						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 介護保険料の徴収率向上	98.60%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	② 臨時個別訪問の実施	7回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	③ 督促・催告状等通知	月1回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
④ 納付相談	随時	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） <small>（徴収率の向上による前年度比増収額）</small>	316	313	313	313	313	累計	1,568
		実績効果額（万円）	128	△20	317	194		累計	619
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） <small>（目標とする徴収率）</small>	98.60	98.60	98.60	98.60	98.60	累計	-
		年度ごとの実績値（%）	98.54	98.53	98.68	98.77		累計	-
	取組に対する評価			B	B	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	介護保険料の徴収については、特別徴収及び普通徴収により実施していますが、普通徴収による未納付を減らすため、督促状や催告状を送付し、また、生活困窮者のための減免措置等納付相談を実施しました。							
	平成21年度	普通徴収による保険料の未納付を減らすため、督促状や催告状を送付し、年間4回の臨時戸別訪問や、生活困窮者のための減免措置等についての納付相談を実施しましたが、前年度より0.01ポイント減の98.53%の徴収率となりました。							
	平成22年度	【実施状況】 普通徴収による保険料の未納付を減らすため、督促状や催告状を送付し、年間4回の臨時戸別訪問や、生活困窮者のための減免措置等についての納付相談を実施しました。徴収率は、前年度と比較して、0.15ポイント増の98.68%となりました。  【評価の理由】 戸別訪問の回数は予定を下回りましたが、重点目標を達成することができたので、A評価としました。  【今後の取組】 今後も戸別訪問を実施して、納付についての理解を求めて収納を行い、重点目標の達成を目指します。							
	平成23年度	【実施状況】 普通徴収による保険料の未納付を減らすため、督促状や催告状を送付し、年間4回の臨時戸別訪問や、生活困窮者のための減免措置等についての納付相談を実施しました。徴収率は、前年度と比較して、0.09ポイント増の98.77%となりました。  【評価の理由】 戸別訪問の回数は予定を下回りましたが、重点目標を達成することができたので、A評価としました。  【今後の取組】 今後も戸別訪問を実施して、納付についての理解を求めて収納を行い、重点目標の達成を目指します。							

重点事項 7- (6)

実施事項名	保育料の徴収率の向上		担当課	こども育成部保育課					
現状・問題点・必要性	保育料の徴収率は、平成17年度97.41%、平成18年度97.35%、平成19年度97.37%（見込み）で推移しています。保育料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。								
実施内容	積極的な戸別訪問や納付相談など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行い徴収率の向上を図ります。なお民間保育園への収納事務の協力依頼を引き続き行います。また悪質な滞納者への差押え方法の検討・体制を整備し実施します。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	98.00	%	目標とする保育料の徴収率 (平成19年度収納率見込み97.37%)						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	保育料の徴収率向上	98.00%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	滞納処分の実施（差押え）	実施時期平成21年度	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） <small>（徴収率の向上による平成19年度比増収額）</small>	380	373	392	392	392	累計	1,929
		実績効果額（万円）	△88	318	409	607		累計	1,246
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） <small>（目標とする徴収率）</small>	98.00	98.00	98.00	98.00	98.00	累計	-
		年度ごとの実績値（%）	97.26	97.93	98.07	98.33		累計	-
	取組に対する評価			B	B	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	現年度分（平成20年度）については達成することができませんでしたが、過年度分については前年を大幅に上回りました。また、督促状を書式を見直し、規則改正についても検討しました。							
	平成21年度	現年度徴収率、過年度徴収率ともに前年を上回る水準を達成しました。滞納処分の実施については、保育料滞納者に対して債権差押（生命保険契約等）を茅ヶ崎市として初めて執行しました。							
	平成22年度	【実施状況】 効果額および徴収率について前年を上回り、目標の98%を達成することができました。電話、文書による催告に加え、差押を執行しました。また、民間保育園へ保育料徴収事務を委託し民間保育園にも保育料の徴収に協力してもらうとともに、保護者の引き取り時間に合わせ職員が保育園を訪問し保護者と納付相談を行うなど、徴収率向上に努めました。  【評価の理由】 平成22年度実績徴収率が目標値である98%を上回り、平成21年度実績に比べても0.14%上昇しているため、A評価としました。  【今後の取組】 今後とも電話、文書による催告、差押の執行等を実施するとともに、民間保育園への保育料徴収事務委託や保育園での納付相談を引き続き行う等、さらなる徴収率の向上を図ります。							
	平成23年度	【実施状況】 効果額および徴収率について前年を上回り、目標の98%を達成することができました。電話、文書による催告に加え、差押を執行しました。また、民間保育園へ保育料徴収事務を委託し民間保育園にも保育料の徴収に協力してもらうなど、徴収率向上に努めました。  【評価の理由】 平成23年度実績徴収率が目標値である98%を上回り、平成22年度実績に比べても0.26%上昇しているため、A評価としました。  【今後の取組】 今後とも電話、文書による催告、差押の執行等を実施するとともに、民間保育園への保育料徴収事務委託や保育園での納付相談を引き続き行う等、さらなる徴収率の向上を図ります。							

## 重点事項 7- (7)

実施事項名	し尿処理手数料の徴収率の向上		担当課	環境部資源循環課					
現状・問題点・必要性	し尿処理手数料の徴収率は、平成17年度97.14%、平成18年度96.87%、平成19年度96.80%（見込み）で推移しています。し尿処理手数料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。								
実施内容	積極的な戸別訪問や納付相談など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	97.00		%	目標とするし尿処理手数料の徴収率（平成19年度収納率見込み96.80%）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	し尿処理手数料の徴収率向上	97.00%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	戸別訪問		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③	電話催告・納付相談		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （徴収率の向上による平成19年度比増収額）	40	7	7	8	8	累計	70
		実績効果額（万円）	△8	13	24	△27		累計	2
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） （目標とする徴収率）	97.00	97.00	97.00	97.00	97.00	累計	-
		年度ごとの実績値（%）	96.85	97.22	97.90	97.10		累計	-
	取組に対する評価			B	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	滞納者への催告書の発送や臨戸徴収により滞納整理を行いました。徴収率は96.85%でした。平成21年度は催告書や臨戸徴収のほか電話催告を積極的に実施し徴収率の向上に努めます。							
	平成21年度	滞納者への催告書の発送や電話催告により、効率良い滞納整理を行い、徴収率は97.22%でした。平成22年度も引き続き催告書や電話催告を積極的に実施し徴収率の向上に努めます。							
	平成22年度	【実施状況】 滞納者への催告書の発送や電話催告により、効率良い滞納整理を行い、徴収率は97.90%でした。 【評価の理由】 徴収率が大幅に向上した結果、実績効果額も増加したことから、A評価としました。 【今後の取組】 今後も引き続き催告書の発送や電話催告を積極的に実施し徴収率の向上に努めます。							
	平成23年度	【実施状況】 滞納者への催告書の発送や電話催告により、効率良い滞納整理を行い、徴収率は97.10%でした。 【評価の理由】 徴収率の年度ごとの目標は達成でき、効果が出たと判断したことから、評価Aとしました。 【今後の取組】 今後は、より一層催告書の発送を行い、電話催告も積極的に実施し徴収率の向上に努めます。							



重点事項 7- (8)

実施事項名	市営住宅使用料の徴収率の向上		担当課	建設部建築課					
現状・問題点・必要性	市営住宅使用料の徴収率は、平成17年度97.06%、平成18年度97.54%、平成19年度97.00%（見込み）で推移しています。市営住宅使用料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため、毎年の滞納額を抑制するとともに過年度滞納額の減少を図る必要があります。								
実施内容	積極的な戸別訪問や納付相談など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	97.50	%	目標とする市営住宅使用料の徴収率 (平成19年度収納率見込み97.00%)						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 市営住宅使用料の徴収率向上	97.50%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	② 戸別訪問の実施	6回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	③ 督促・催告書の通知	月1回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
④ 納付・電話相談	随時	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →			
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円) <small>(徴収率の向上による平成19年度比増収額)</small>	42	42	45	51	51	累計	231
		実績効果額 (万円)	△ 148	△ 121	121	129		累計	△ 19
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (%) <small>(目標とする徴収率)</small>	97.50	97.50	97.50	97.50	97.50	累計	-
		年度ごとの実績値 (%)	95.01	95.30	98.07	98.05		累計	-
	取組に対する評価		C	C	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	電話・文書による督促を増やすなど徴収率の向上に努めましたが、徴収率は95.01%でした。平成21年度は、継続的に督促を行うとともに戸別訪問を増やすなど徴収率の向上に努めます。							
	平成21年度	電話・文書による督促を増やすなど徴収率の向上に努めましたが、徴収率は95.30%でした。平成22年度は、継続的に督促を行うとともに戸別訪問や電話催告などを増やし、徴収率の向上に努めます。							
	平成22年度	【実施状況】 電話・文書による督促や夜間における戸別訪問により、徴収率は目標とする徴収率97.50%を超える98.07%と向上することができました。 【評価の理由】 夜間における戸別訪問を増やし粘り強く面談した結果、目標を超える徴収率となったため、A評価としました。 【今後の取組】 引き続き、継続的に催告を行うとともに戸別訪問や電話催告などを増やし、徴収率の向上に努めます。							
	平成23年度	【実施状況】 電話・文書による督促や夜間における戸別訪問により、徴収率は目標とする徴収率97.50%を超える98.05%と向上することができました。 【評価の理由】 文書による催告を3回増やした結果、目標を超える徴収率となったため、A評価としました。 【今後の取組】 引き続き、継続的に催告を行うとともに戸別訪問や電話催告などを増やし、徴収率の向上に努めます。							

## 重点事項 7- (9)

実施事項名	下水道使用料の徴収率の向上		担当課	下水道河川部下水道河川総務課					
現状・問題点・必要性	下水道使用料の徴収率は、平成17年度98.20%、平成18年度97.80%、平成19年度97.60%（見込み）で推移しています。下水道使用料の受益と負担の公平性や財源の確保を図るため徴収率の向上を図る必要があります。								
実施内容	現年度分の滞納額を抑制するため、県企業庁への徴収委託を継続実施します。また、積極的な戸別訪問や納付相談など、きめ細かい対応・折衝による滞納整理を行うことで徴収率の向上を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	97.70		%	目標とする下水道使用料の徴収率 (平成19年度の収率見込み97.60%)					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	下水道使用料の徴収率向上	97.70%	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	②	徴収委託実施	毎年委託	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③	催告書送付	2回/年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
④	戸別訪問の実施	随時	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） <small>（徴収率の向上による平成19年度比増収額）</small>	290	280	275	275	275	累計	1,395
		実績効果額（万円）	1,213	3,738	1,025	335		累計	6,311
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） <small>（目標とする徴収率）</small>	97.70	97.70	97.70	97.70	97.70	累計	-
		年度ごとの実績値（%）	98.24	99.15	98.17	97.72		累計	-
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	県企業庁への事務委託により水道料金との一括徴収を行っています。滞納者に対し催告書を発送しました。毎月2回の戸別訪問を実施しました。							
	平成21年度	県企業庁への事務委託により水道料金との一括徴収を行っています。滞納者に対し催告書を発送しました。							
	平成22年度	【実施状況】 県企業庁への事務委託により水道料金との一括徴収を行っています。滞納者に対し催告書を発送しました。  【評価の理由】 県企業庁への効果的な事務委託により、徴収率の目標数値を超えたうえ、定性的な効果もあつたため、A評価としました。  【今後の取組】 今後も県企業庁への事務委託の継続はもちろん密に連携を図りながら、滞納者に対して催告書の発送等の対応を行ない、徴収率向上に努めます。							
	平成23年度	【実施状況】 県企業庁への事務委託により水道料金との一括徴収を行っています。滞納者に対して催告書を発送しました。  【評価の理由】 県企業庁への事務委託により、目標とする数値を満たすことができ、同時に効率的な催告書の送付や個別訪問の実施も予定どおり行われたことからA評価としました。  【今後の取組】 今後も県企業庁への事務委託を継続実施しながら、引き続き茅ヶ崎水道営業所及び県企業庁との連携強化に努め、更なる徴収率の向上を目指します。							

重点事項 7- (10)

実施事項名	民間広告の掲載による財源確保		担当課	企画部企画経営課、財務部財政課					
現状・問題点・必要性	民間広告を活用し、広告収入を得ることで新たな自主財源の確保を図るため、民間広告の掲載が可能な媒体についての検討を進めています。								
実施内容	「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、広告掲載についての問題点を整理し、可能なものから積極的に順次実施します。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	6,150	万円	平成20年度から平成24年度までの民間広告の掲載による効果額						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	広報紙への広告掲載	広告料収入 649万円/年	→	→	→	→	→	→
	②	公式ホームページへの 広告掲載	広告料収入 120万円/年	→	→	→	→	→	→
	③	ごみ通信ちがさきへの 広告掲載	広告料収入 36万円/年	→	→	→	→	→	→
	④	「ごみと資源物の分け 方・出し方」への広告 掲載	広告料収入 20万円/年	→	→	→	→	→	→
	⑤	コミュニティバスへの 車体広告の掲載	広告料収入 404万円/年	→	→	→	→	→	→
⑥	新たな広告事業の検 討・実施	実施件数2件 /年	→	→	→	→	→	→	
実績 及び 評価	効果額 の把握	推計効果額（万円） （広告料の見込額）	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	累計	6,150
		実績効果額（万円）	914	1,151	1,263	1,736		累計	5,064
	目標の 進行 管理	年度ごとの目標値（件） （新たに実施する民間広告掲載）	2	2	2	2	2	累計	10
		年度ごとの実績値（件）	3	1	1	3		累計	8
	取組に対する評価		A	B	B	A		最終 評価	
実施 状況 等	平成20年度	「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき平成19年度に引き続き広告掲載事業を実施しました。（実施スケジュール①～⑤） 懸案事項であった行政財産への広告掲載を目的とした市場価格に準じた広告料金の設定については、行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例等の改正を行い、市庁舎内エレベーター扉の広告募集を開始しました。							
	平成21年度	「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき平成20年度に引き続き広告掲載事業を実施しました。（実施スケジュール①～⑤） また、新たに窓付封筒への民間広告掲載を実施しました。							
	平成22年度	【実施状況】 「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき平成21年度に引き続き広告掲載事業を実施しました。（実施スケジュール①～⑤） また、新たに市民課の来庁者用封筒への民間広告掲載を実施しました。  【評価の理由】 「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき広告掲載事業を実施し、平成22年度においては、推計効果額を上回る実績効果額となりましたが、新たに実施する民間広告掲載件数の目標値2件を下回る1件の実績値となったため、B評価としました。  【今後の取組】 新たな自主財源の確保策として、「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、新たな広告事業の検討・実施について業務棚卸評価により検討を行います。							
	平成23年度	【実施状況】 「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき平成22年度に引き続き広告掲載事業を実施しました。（実施スケジュール①～⑤） また、新たに茅ヶ崎市総合体育館、体育館及び屋内温水プール内への広告掲載等を実施しました。  【評価の理由】 「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき広告掲載事業を実施し、平成23年度においては、推計効果額を上回る実績効果額となり、新たに実施する民間広告掲載件数の目標値2件も達成したため、A評価としました。  【今後の取組】 新たな自主財源の確保策として、「茅ヶ崎市における広告掲載に関する基本方針」に基づき、新たな広告事業の検討・実施について業務棚卸評価により引き続き検討を行います。							

重点事項 7- (11)

実施事項名	全庁的な徴収率向上への取組		担当課		財政課収納課、保健福祉部保険年金課・高齢福祉介護課、こども育成部保育課、環境部資源循環課、建設部建築課、下水道河川部下水道河川総務課				
現状・問題点・必要性	税及び保険料等の滞納者は、重複滞納しているケースが多いが、各担当ごとに行っているなど、滞納者への対応が不十分です。								
実施内容	税及び保険料等の滞納整理の手法について関係課で情報交換を行い、全庁を挙げて滞納額の減少に取り組みます。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	150 (23年度以降) 5 (22年度以前)		件 回	重複滞納者に対する滞納整理件数/年 (23年度以降) 検討会議の開催回数/年 (22年度以前)					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	検討会議の開催 (新たな取組の検討及びノウハウの共有化)	平成22年3月まで	→ →	→ →				
	②	税・料重複滞納者の徴収一元化				→ →	→ →	→ →	→
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)	-	-	-	-	-	-	累計 -
		実績効果額 (万円)	-	-	-	-	-	-	累計 -
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (①回・②件)	①5 ②-	①5 ②-	①5 ②-	①- ②150	①- ②150	①- ②	累計 ①15 ②300
		年度ごとの実績値 (①回・②件)	①2 ②-	①2 ②-	①7 ②-	①- ②105	①- ②	①- ②	累計 ①11 ②
	取組に対する評価			B	B	A	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	多重債務に関する連絡会議を2回開催し、司法書士による講演、本市の相談体制や事例についての検討及び情報交換などを行い情報の共有化を図りました。税と料の両方の関係課で行う検討会議については開催することができませんでした。							
	平成21年度	多重債務に関する連絡会議を2回開催し、弁護士による講演、本市の相談体制や他課と連携した相談事例についての検討などを行い情報の共有化を図りました。全庁的な徴収率向上への取組検討会議を開催し、導入市へのアンケート結果、各課の状況などについて検討しました。							
	平成22年度	【実施状況】 庁内検討会議を7回開催し、徴収一元化を実施中の先進市への視察を行いました。検討会議を重ねた結果、平成23年度に市税と国民健康保険料の重複滞納者に対して債権移管の手段による滞納整理を試行的に実施することとしました。  【評価の理由】 これまでの調査・研究を受けて検討会議を重ねた結果、平成23年度より徴収一元化を試行的に実施することに至ったことから、A評価としました。  【今後の取組】 市税と国民健康保険料の重複滞納者への債権移管の手段による滞納整理を試行的に実施し、本市に適した徴収一元化を実現します。							
	平成23年度	【実施状況】 市税と国民健康保険料の重複滞納者に対して、債権移管の手段による滞納整理を試行的に実施しました。併せて、庁内各課での滞納整理事務のスキルアップを目指し、庁内職員に向けた滞納整理事務研修会を平成23年5月に開催しました。  【評価の理由】 移管予告通知による納付の促進や国民健康保険喪失手続の勧奨となるなどの効果があったため、目標の7割という結果であったもののB評価としました。また、実施結果は、今後検討する本市に適した徴収一元化のあり方の基礎情報として活用します。  【今後の取組】 平成24年度は、試行的な徴収一元化の2年度目として、共同徴収(徴収共助)の手段による滞納整理を実施します。							

※担当課の下線は、本実施事項の主管課となります。

重点事項 7- (12)

〈22年度終了〉

実施事項名	債権の管理に係る条例の策定 【実施事項7-(11)へ移行】		担当課	財務部財政課					
現状・問題点・必要性	本市の債権（公法上・私法上の債権）については、現在、それぞれの債権を所管する課がそれぞれ法令等に基づいて徴収事務を行っています。今後、徴収事務の一層の効率化を図る必要があります。								
実施内容	本市の債権の保全、消滅、放棄等に関する規定を体系的に定める、債権の管理に係る条例の策定に向けた検討を行います。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	4	回	債権の管理に係る条例の検討会議の開催回数/年						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	債権の管理に係る条例の研究・検討	→ →	→ →	→ →				
	②								
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（回） （検討会議の開催回数）	4	4	4			累計	12
		年度ごとの実績値（回）	2	2	2			累計	6
	取組に対する評価		B	B	B			最終評価	B
実施状況等	平成20年度	債権の管理に係る条例に関し、すでに条例を定めている自治体の事例を研究するとともに、今後の具体的なスケジュールについての検討を進めました。							
	平成21年度	債権の管理に係る条例に関し、すでに条例を定めている自治体の事例を研究するとともに、徴収一元化推進についても、検討を進めました。							
	平成22年度	<p>【実施状況】 徴収一元化に係る検討グループにおいて、本市が有する債権（公債権・私債権）のうち、未収金の生じている債権を調査し、ヒアリングを実施しました。</p> <p>【評価の理由】 検討会の開催回数が、目標値より少ないため、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】 全庁的な徴収率向上への取り組み（実施事項7-（11）参照）の中で検討し、一層の効率化を図ります。</p>							

重点事項 7ー(13)

実施事項名	活用予定のない市有地の売却・貸付・交換		担当課	財務部用地管財課、建設部建設総務課・道路管理課、下水道河川部下水道河川管理課					
現状・問題点・必要性	活用予定のない市有地の売却・貸付・交換については以前より取組を進めてきたところですが（実績効果額：平成17年度2,304万円、平成18年度7,051万円）、厳しい財政状況下において、今後もよりいっそう市有地の有効活用を図る必要があります。								
実施内容	民有地内の道水路敷を含め活用予定のない市有地の売却、貸付及び交換を進めます。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	5,000	万円	入札実施による売却及び貸付による収入見込額						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 土地の調査・選定		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	② 払下及び交換申請処理	15件	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③ 価格の決定		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
④ 相手方との交渉・契約		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （収入見込額）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	累計	5,000
		実績効果額（万円）	2,991	2,516	7,791	3,835		累計	17,133
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（万円） （収入見込額）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	累計	5,000
		年度ごとの実績値（万円）	2,991	2,516	7,791	3,835		累計	17,133
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	市有財産について、申請者と検討・相談を行い、払下23件（売払収入約2,635万円）、貸付8件（貸付収入約357万円）、交換14件を行いました。払下のうち1件は一般競争入札により売却を行いました。また、平成20年度処理中案件197件のうち、道水路敷の払下げ27件及び道水路敷の交換8件を完了しました。							
	平成21年度	契約事務として、申請者と検討・相談を行い、払下16件（売払収入約2,319万円）、貸付9件（貸付収入約197万円）、交換6件を行いました。事前協議事務として、平成21年度処理中案件122件のうち、道水路敷の払下げ32件及び道水路敷の交換1件を完了しました。また、「道水路敷調整会議」を正式に立ち上げ、3部4課にて「民地内道水路敷の把握」、「公平性の確保」等を基本方針に検討し、（仮称）「道水路敷台帳管理システム」の構築の方針決定を行いました。							
	平成22年度	【実施状況】 契約事務として、申請者と検討・相談を行い、払下15件（売払収入約7,513万円）、貸付21件（貸付収入約278万円）、交換5件を行いました。事前協議事務として、平成22年度処理中案件142件のうち、道水路敷の払下げ交換15件及び道水路敷の付替1件を完了しました。  【評価の理由】 払下のうち1件は、普通財産を一般競争入札で行ったことで、実績値が目標値を大幅に上回る結果となったことから、A評価としました。  【今後の取組】 事前協議事務を通じて、活用予定のない市有地の払下げや交換を進め、その有効活用を図っていきます。道水路敷の払下げ交換等年間協議件数50件、完了件数30件を目指します。							
	平成23年度	【実施状況】 契約事務として、申請者と検討・相談を行い、払下12件（売払収入約3,601万円）、貸付9件（貸付収入約234万円）、交換7件を行いました。事前協議事務として、道水路敷の払下げ交換等年間協議件数は81件、うち37件完了しました。また、平成23年度処理中案件152件のうち、道水路敷の払下げ交換10件及び道水路敷の付替3件を完了しました。  【評価の理由】 払下のうち1件は、普通財産を一般競争入札で行ったことで、実績値が目標値を大幅に上回る結果となったことから、A評価としました。  【今後の取組】 従来より、隣接地地権者からの申請を受け、活用予定のない道水路敷の払下げをしてまいりましたが、平成24年度からは、平成23年度に導入した道水路敷台帳管理システムを活用し、道水路管理者と連携を図りながら積極的に払下げを行ってまいります。							

重点事項 7- (14)

実施事項名	大型ごみとして回収した家具類等の有料提供	担当課	環境部環境事業センター							
現状・問題点・必要性	大型ごみとして回収した家具類等について、不用品の有効活用やごみの減量化を目的に、リサイクル品として無料で提供しています。									
実施内容	大型ごみとして回収した家具類等を有料で提供し、財源確保を図ります。									
重点目標	数値等	単位	定義							
	平成24年度	実施時期	有料化の実施時期							
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	① 検討会議の設置	平成20年6月まで	→							
	② 検討会議による研究・検討	開催回数5回	→ →	→ →	→ →	→ →				
	③ 有料化の実施						→ →			
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円) (平成21年度以降算定します。)	-	-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値 (件) (有料提供する件数)	-	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値 (件)	-	-	-	-	-	-	累計	-
		取組に対する評価		C	C	C	B		最終評価	
実施状況等	平成20年度	有料化に向けた検討を進めた結果、平成16年度以降、リサイクル品展示室への来場者数が減少していることや、平成20年度から大型ごみ収集手数料の見直しを行ったことによる収集件数の大幅な減少、さらには民間リサイクル店が普及している状況等を考慮すると、リサイクル品を有料化することにより、さらに利用者及び申込者数が減少し、展示品をごみとして処分せざるをえなくなる可能性があることがわかりました。有料化の実施時期等については継続して検討します。								
	平成21年度	大型ごみ(特にリサイクル可能な大型ごみ)収集件数の減少により、リサイクル品の展示数を減らさざるを得ない状況であり、またリサイクル品展示室への来場者も減少しており、当面の間は現状を維持して、利用者の増及び展示品の増を目標として、リサイクルの推進、ごみの減量化を市民に周知し、今後の社会情勢の変化を見ながら継続して検討します。								
	平成22年度	【実施状況】平成20年4月より、特定大型ごみの収集手数料を1,000円としたことによる収集件数の減少で、リサイクル品の展示数を減らさざるを得ない状況であり、またリサイクル品展示室への来場者も減少しており、当面の間は現状を維持して、利用者の増及び展示品の増を目標として、リサイクルの推進、ごみの減量化を市民に周知して行きます。 【評価の理由】大型ごみの、手数料の見直しによる収集個数の減少に伴い、リサイクル品展示室への来場者が減少したものの、有料化について検討した結果実施できなかったため、評価をCとしました。 【今後の取組】今後、有料化については、現在、減量化・資源化基金への寄付をお願いしていますが、有料化に伴う料金の徴収事務等に経費がかかるなどの課題もあり、さらに検討をして行きます。								
	平成23年度	【実施状況】依然、検討段階であり、実施には至っておりませんが、有償化に伴うリサイクル品展示室来場者数の増加事例が、近隣市調査により判明しました。 【評価の理由】有償化に伴うリサイクル品展示室利用者の減少を危惧し、リサイクル展示品の有償化について現状維持としていましたが、今年度実施した調査・研究に課題解決の効果があつたことからB評価としました。 【今後の取組】次年度より有償化についての調査・検討を再開します。								

## 重点事項 7- (15)

実施事項名	本市に対する寄附活動の活性化に向けた取組		担当課	財務部財政課					
現状・問題点・必要性	現在、寄附金や物品、土地の寄附については、市、各基金、社会福祉協議会それぞれが受け入れを行っています。厳しい財政状況の中、今後はさらに寄附活動の活性化を図ることが必要です。								
実施内容	市民に対して、本市への寄附の受け入れ窓口等についての情報や、寄附行為の税法上のメリット等を、ホームページ等により積極的に周知します。また、寄附に関する条例についての検討を行います。また、特定の施策に対する寄附の受け入れの範囲を拡大するため、特定目的基金の細分化を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	60		件	本市に対する寄附行為（物品含む）の件数 （平成19年度実績は40件）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	寄附に関するホームページのリニューアル	平成20年5月から	→					
	②	寄附に関する条例の研究・検討		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	
	③	特定目的基金の細分化に係る研究		→ →					
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	205	861	112	160		累計	1,338
	目標の進捗管理	年度ごとの目標値（件） （受け入れる寄附の件数）	45	45	50	55	60	累計	255
		年度ごとの実績値（件）	54	479	69	79		累計	681
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	平成20年5月に、寄附に関する市ホームページをリニューアルしました。また、寄附に関する条例の検討の一環として、茅ヶ崎市ふるさと基金条例を制定するとともに、基金の目的を施策分野別に細分化しました。							
	平成21年度	定額給付金の申請書を送付する際、定額給付金の寄附についてのちらしを同封するとともにホームページへの掲載をすることにより寄附をよびかけました。結果、定額給付金からの寄附として3,441,000円をいただきました。							
	平成22年度	【実施状況】 財政課所管に係わる寄附について、1,114,950円の寄附をいただきました。寄附の使途及び活用状況については、広報紙とホームページに公表しました。  【評価の理由】 寄付件数が、目標値を超えたので、A評価としました。  【今後の取組】 寄付について、市政情報紙や広報紙等により情報発信を行い、寄附活動の周知を図ります。							
	平成23年度	【実施状況】 財政課所管に係わる寄附について、1,601,722円の寄附をいただきました。寄附の使途及び活用状況については、広報紙とホームページに公表しました。  【評価の理由】 寄付件数が、目標値を超えたので、A評価としました。  【今後の取組】 寄付について、広報紙等により情報発信を行い、寄附活動の周知を図ります。							



重点事項 7ー(16)

実施事項名	下水道事業会計の地方公営企業法適用		担当課	下水道河川部下水道河川総務課					
現状・問題点・必要性	下水道事業はより一層の経営基盤の強化が求められており、経営状況・財務状況を明確化し、適正な原価計算のもと下水道使用料の算定と算定根拠を明確化し、また、民間に馴染みのある損益計算書や貸借対照表を作成することで市民に経営内容をわかりやすく公開するため、下水道事業会計に地方公営企業法を適用します。								
実施内容	下水道事業の経営基盤を強化するため、平成24年4月より地方公営企業法適用をめざします。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成24年4月	実施時期	地方公営企業法の適用開始						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 調査研究	会議の開催回数 10回以上	→ →						
	② 具体的な運用に向けた取り組み	平成24年3月まで		→ →	→ →	→ →			
	③ 地方公営企業法適用	実施時期 平成24年4月					→ →	→	
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (消費税及び地方消費税効果額)	-	-	-	-	1,900	累計	1,900
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(万円) (消費税及び地方消費税効果額)	-	-	-	-	1,900	累計	1,900
		年度ごとの実績値(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	庁内横断的なプロジェクトチーム及び検討部会を組織し、延べ26回の研究会を開催し、「地方公営企業法適用調査研究推進プロジェクトチーム報告書」としてとりまとめました。また、地方公営企業法の概要等についての研修会(4回)や先進都市30市へのアンケート調査、先進都市(岸和田市、東大阪市、大津市、川西市、西宮市)の視察を行いました。以上の結果を「茅ヶ崎市公共下水道事業地方公営企業法適用基本方針」として取りまとめました。							
	平成21年度	庁内横断的なプロジェクトチーム及び検討部会を組織して検討会を延べ14回開催し、資産台帳の作成手順や公営企業会計システム導入等の具体的検討を行うとともに、資産台帳作成の基礎となる設備台帳や施設台帳の作成に着手し、また、法適化に関する議員及び職員への説明会等を開催し、地方公営企業法適用の概要説明を行うなど、地方公営企業法適用に向けた各種準備作業を行いました。							
	平成22年度	【実施状況】 庁内横断的なプロジェクトチームを組織して延べ14回検討会を開催し、地方公営企業法適用前後の事業資金の充当、地方公営企業法適用後の出納事務の流れ及び財務に関する特例規則案等を検討し、公営企業会計システム開発や財務の特例規則の草案作成を完了することができました。また、下水道資産の資産調査につきましては、昭和38年度から平成21年度取得分までの約47年分が終了し、未着手年度は平成22年度と平成23年度取得分を残すのみとなっております。  【評価の理由】 下水道資産の調査、公営企業会計システムの開発着手及び例規草案作成等の本年度予定の移行事務内容を予定通り達成できたことから、A評価としました。  【今後の取組】 下水道事業の法適化に必要な例規の制定、資産調査の完了及び公営企業会計システムの開発並びに平成24年度当初予算原案の作成及び平成24年度当初予算における資金計画の策定等、法適化移行事務の完了を目指します。							
	平成23年度	【実施状況】 地方公営企業法適用に必要な例規整備、資産調査、公営企業会計に対応したシステム開発、関係課との内部調整及び法適年度の予算編成並びに議会への説明等について完了し、平成24年度から地方公営企業法を公共下水道事業に適用し、事業を行うための準備事務を完了いたしました。  【評価の理由】 平成24年度より公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、事業を開始するために必要な準備事務を完了いたしました。このため、評価をAとしました。  【今後の取組】 公営企業会計による経理を行って企業の全体像を捉え、企業の経済性を求めてまいります。							

重点事項 7ー(17)

実施事項名	「公共施設整備・再編計画」に基づいた公共施設の適正な整備		担当課	企画部施設再編整備課						
現状・問題点・必要性	「公共施設整備・再編計画」に基づき、耐震性が不足している公共施設の整備が求められています。そのため、施設そのもののニーズや財政状況等を十分に考慮し、各施設ごとの適正な維持、保全を図る必要があります。									
実施内容	耐震性の低い公共施設の再整備を図り、未利用の公有地等の有効的な利活用を推進します。さらに、施設ごとの再整備方針とあわせて、現行の機能のまま継続する施設以外のものについては、施設の複合化や統合等を検討し、公共施設の効率的な活用を図ります。									
重点目標	数値等	単位	定義							
	8	施設	公共施設及び未利用の公有地の整備を実施する数							
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	① 前期公共施設整備・再編の推進	平成25年3月まで	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →			
	② 未利用公有地の整備再編	平成24年3月まで	→ →	→ →	→ →	→ →				
	③ 整備プログラムの再検証	平成22年12月まで		→ →	→ →					
④										
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-	
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(施設)(実施する施設数)		2	2	3	1	0	累計	8
		年度ごとの実績値(施設)		2	2	3	1		累計	8
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価	
実施状況等	平成20年度	「公共施設整備・再編計画」に位置づけられている対象施設の再整備を当初の目標どおり達成することができました。また、中長期的な財政見通しを踏まえ、本計画の整備プログラムを再検証することといたしました。								
	平成21年度	「公共施設整備・再編計画」に位置づけられている対象施設の再整備を目標どおり達成しました。また、中長期的な財政見通しや本庁舎の再整備事業を踏まえ、本計画の整備プログラムの再検証を行います。								
	平成22年度	<p>【実施状況】 「公共施設整備・再編計画」に位置づけられている対象施設の再整備を目標どおり達成しました。</p> <p>また、中長期的な財政見通しや本庁舎の再整備事業を踏まえ、本計画の整備プログラムを再検証し、パブリックコメントを実施したうえで、「公共施設整備・再編計画(改訂版)」として平成23年2月に策定しました。</p> <p>＜再整備施設＞汐見台小学校の建設、鶴嶺西コミュニティセンターの建設、元町地区保有地の売却</p> <p>【評価の理由】 「公共施設整備・再編計画」に位置づけられている未利用公有地の活用について、目標どおりの施設数を整備したため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 引き続き、「公共施設整備・再編計画(改訂版)」に位置づけられている対象施設の再整備を効果的かつ効率的に実施します。</p> <p>＜平成23年度整備予定施設＞(仮称) 中海岸・共恵地区地域集会施設の建設</p>								
	平成23年度	<p>【実施状況】 「公共施設整備・再編計画(改訂版)」に位置づけられている対象施設の再整備を実施し、平成23年度の目標は達成されました。また、当初の重点目標について、すべて達成しました。</p> <p>＜再整備施設＞高砂コミュニティセンター・中海岸保育園の建設</p> <p>【評価の理由】 「公共施設整備・再編計画」に位置づけられている未利用公有地の活用について、目標どおりの施設数を整備したため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 引き続き、「公共施設整備・再編計画(改訂版)」に位置づけられている対象施設の再整備を効果的かつ効率的に実施します。</p>								

重点事項 7- (18)

実施事項名	行政拠点地区再整備の推進		担当課	企画部施設再編整備課、財務部用地管財課、文化生涯学習部文化生涯学習課、建設部建築課					
現状・問題点・必要性	行政拠点地区内の耐震性が低い公共施設の、早急な整備が必要です。このような状況のなか、市民生活の利便性向上を図るために、行政拠点地区内における活動拠点の集約化と機能強化、公共サービスの更なる向上が求められています。								
実施内容	「公共施設整備・再編計画」に基づき、旧耐震基準により建設された行政拠点地区内の公共施設の整備・維持管理を計画的、かつ効率的に進めます。さらに、公共施設の土地利用と施設配置等を見直し、施設の耐震性を確保することで、災害時等の活動拠点としての機能の充実に努めます。								
重点目標	数値	単位	定義						
	平成23年11月（23年度以降） 平成22年度（22年度以前）	実施 時期	市役所新庁舎基本計画の策定（23年度以降） 市民文化会館の耐震改修設計（22年度以前）						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 行政拠点地区再整備基本構想の策定	平成21年3月まで	→ →						
	② 市役所新庁舎基本計画の策定	平成23年12月まで			→ →	→ →			
	③ 庁舎複合施設整備のための詳細設計及び建設	平成27年3月まで				→ →	→ →	→	
④ 市民文化会館の耐震改修設計	平成23年1月まで	→ →	→ →	→ →					
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計 -	
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計 -	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	累計 -
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	-	累計 -
	取組に対する評価			A	A	B	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	平成21年3月に茅ヶ崎市行政拠点地区再整備基本構想を策定しました。市民文化会館の耐震改修設計及び施工については、定期的な関係団体との意見交換、関係各課との協議、利用者アンケートを行い多角的な視点から大規模改修再整備の検討を進めました。検討事項を基に平成21年度に「茅ヶ崎市民文化会館耐震補強及び改修工事に伴う基本設計・実施設計業務委託プロポーザル」を実施します。なお、平成20年度中に緊急改修を行いました。							
	平成21年度	市民文化会館は平成21年度より2か年で「茅ヶ崎市民文化会館耐震補強及び改修工事に伴う基本設計・実施設計業務委託」を実施し、再整備検討協議会との意見交換を行い、関係団体、関係各課との協議を重ね基本設計を行いました。平成22年度は実施設計を行います。							
	平成22年度	【実施状況】市役所本庁舎については、再整備のあり方を示した「茅ヶ崎市役所本庁舎再整備基本方針」のパブリックコメントを実施したうえで、平成22年8月に策定しました。市役所新庁舎基本計画については、基本方針を踏まえて策定作業を進めています。市民文化会館については耐震補強及び改修工事に伴う実施設計を行いました。 【評価の理由】市民文化会館については耐震補強及び改修工事に伴う実施設計は予定どおり完了しましたが、市役所新庁舎基本計画の策定時期が延伸したため、B評価としました。 【今後の取組】市役所新庁舎基本計画については、市民や関係団体の皆さまのご意見やご要望を幅広くお聞きしながら策定します。その後、速やかに新庁舎基本設計・実施設計に着手します。							
	平成23年度	【実施状況】市役所本庁舎は、“市民の生命と暮らしを守る安全・安心の拠点となる「新しい市役所」”の実現を目指して、パブリックコメントや意見交換会など実施し、平成23年12月に「茅ヶ崎市役所新庁舎基本計画」を策定しました。新庁舎基本設計・実施設計業務委託については、プロポーザル方式により委託業者の選定を行いました。市民文化会館については、公共施設設備・再編計画の計画変更に伴い、市総合計画第1次実施計画において、事業区分を政策的事業、事業概要を「公共施設整備・再編計画」に基づき、平成26年以降の施設整備にむけ、庁内調整及び関係機関との協議と位置づけました。なお、再整備事業実施時期の延伸に伴い、大規模空間（大小ホール）の速やかな安全性確保のため、天井安全対策工事を3月末から8月に実施しました（平成22年度補正）。また、大地震時のガラス飛散防止及び遮熱を目的としたガラス飛散防止フィルム貼り工事を9月から11月にかけて実施しました。 【評価の理由】市役所新庁舎基本計画を策定すると共に、設計業者も予定どおり選定できたため、また、市民文化会館については、平成26年以降の施設整備にむけた庁内調整及び関係機関との協議が円滑に行われたことからA評価としました。 【今後の取組】新庁舎基本設計・実施設計業務委託については、市民や関係団体の皆さまのご意見やご要望を幅広くお聞きしながら基本設計を実施し、それを基に詳細な実施設計を行います。その後は、速やかに新庁舎建設工事に着手します。							

## 重点事項 7ー(19)

実施事項名	海岸の市有地活用による拠点整備		担当課	経済部産業振興課・農業水産課					
現状・問題点・必要性	茅ヶ崎のシンボルである海岸において、市営中海岸プールの再整備や、海の家についても海岸浸食による被害が発生しているなかで、守るべき海岸の自然環境を考慮するとともに、ふれあいを育む交流拠点としての整備に向けた市有地の活用が望まれています。								
実施内容	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画における海水浴場周辺整備の中で、海岸市有地について周辺の地権者と一体となった土地利用により、自然環境と景観に配慮した新たな拠点づくりを行い、海水浴場周辺の活性化を図ります。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	平成21年度		実施時期	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画に伴い周辺の地権者と一体となった土地利用を推進する事業を推進する。(20年度から引き続き)					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	海岸市有地における施設整備		→	→	→	→	→	→
	②	茅ヶ崎海岸グランドプランの推進		→	→	→	→	→	→
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B	B	B	B	最終評価	
実施状況等	平成20年度	海岸の市有地活用による拠点整備については、現況やグランドプランでの位置づけを考慮し、様々な条件を項目として設けて、現在位置整備案とB地区市有地整備案とを比較検討しました。その結果、施設を複層化することで、集約的な施設整備が可能になり、グランドプラン計画対象地のなかでも中心的な部分に位置するB地区市有地整備案のほうが、にぎわいを創出するうえで望ましいと判断しました。(茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画 平成20年度報告書より抜粋)							
	平成21年度	平成21年度は、B地区市有地についての周辺地権者と一体となった土地利用を検討する中で、現在進めている土地利用を勘案したうえで、周辺環境と景観に配慮した海辺の賑わい創出ゾーンとしての活用を図っています。							
	平成22年度	【実施状況】 海岸市有地の土地活用については、周辺の県有地・民有地・海水浴場との総合的な土地利用の検討を進めています。 茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画を推進するため、主導的な役割を担うNPO法人(仮称)海岸づくり推進機構設立に向けた支援を行いました。 【評価の理由】 海岸市有地については、周辺の土地活用も含め庁内関係課及び関係機関との調整・検討を行いました。 また、(仮称)海岸づくり推進機構設立に向けた協議が行われ、設立に向けて、設立準備委員による協議が行われましたが、設立までには至らず、合意までとなったため、B評価としました。 【今後の取組】 海岸市有地の土地活用については、関係機関及び関係団体との調整を行い、引き続き土地利用の検討を進めていきます。 また、(仮称)海岸づくり推進機構設立後、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業計画に沿った活動の支援を行います。							
	平成23年度	【実施状況】 海岸づくり推進機構のNPO法人化の申請の支援を行いました。旧茅ヶ崎西浜駐車場及び周辺土地をD地区として区域に取り込み、グランドプランの改訂及び旧茅ヶ崎西浜駐車場土地利用計画の策定を行いました。B地区については、市有地の有効な活用を図るため、関係各課で協議を行いました。C地区については、海岸利用者のための公園として、関係各課と協議を行いました。A地区については、国有海浜地払い下げのための農林水産大臣同意を得ました。 【評価の理由】 B地区に市有地の土地の利活用に関し、関係各課と協議を進めていることや、茅ヶ崎海岸グランドプランの改訂、旧茅ヶ崎西浜駐車場及び周辺土地利用計画の策定を行なったこと等、計画に進展がみられたため、B評価としました。 【今後の取組】 B地区につきましては、市有地の有効な利活用を図るため、引き続き関係各課で協議を行ってまいります。C地区につきましては、海岸利用者のための公園整備に向け、設計を行ってまいります。D地区につきましては、観光・商業・市場施設の誘導を図るため、地区計画決定を行ってまいります。A地区につきましては、用途廃止を行い、払い下げの支援を行ってまいります。							

重点事項 7－(20)

実施事項名	「公共施設長寿命化指針」に基づいた施設の適切な維持管理の推進		担当課	企画部施設再編整備課					
現状・問題点・必要性	老朽化や安全性に課題のある公共施設に対し、「公共施設長寿命化指針」に基づいた整備方法等を検討するとともに、各公共施設に対する市民ニーズや財政状況等を十分考慮したうえで、施設の長寿命化を計画的に図る必要があります。								
実施内容	「公共施設長寿命化指針」に基づいた「中長期保全計画」を策定するとともに、建築基準法に基づいた法定定期点検を実施し、公共施設の適切な維持管理を行います。これにより、公共施設の安全性の維持、施設改修時の費用の平準化、さらに産業廃棄物の排出が抑制される等の効果が期待できます。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	13（平成23年度以降） 90（平成22年度以前）	施設	公共建築物中長期保全計画に基づく予防保全工事実施数（平成23年度以降） 公共建築物中長期保全計画を策定する施設の数（平成22年度以前）						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 公共建築物中長期保全計画の策定	平成22年7月まで	→ →	→ →	→				
	② 公共建築物中長期保全計画の推進	平成23年度以降				→ →	→ →	→	
	③ 部位調査・劣化診断の実施	平成21年11月まで	→ →	→ →					
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（施設） <small>①平成22年度以前・②平成23年度以降</small>	①27 ②-	①31 ②-	①32 ②-	①- ②6	①- ②7	累計	①90 ②13
		年度ごとの実績値（施設） <small>①平成22年度以前・②平成23年度以降</small>	①0 ②-	①0 ②-	①90 ②-	①- ②6		累計	①90 ②6
取組に対する評価			B	B	A	A	最終評価		
実施状況等	平成20年度	中長期保全計画を策定するための基礎資料となる部位調査・劣化診断を行いデータの取りまとめを行いました。中長期保全計画につきましては、全対象施設の維持保全費を調整するため、施設調査が全て終了した段階で策定することとし、今後は、この計画に基づき各施設の適切な維持管理を行います。							
	平成21年度	中長期保全計画を策定するための基礎資料となる部位調査・劣化診断を実施しデータの取りまとめを行い、全ての施設調査が終了しました。中長期保全計画につきましては、全対象施設の維持保全費を調整し、パブリックコメントを実施したうえで策定します。次年度は、この計画に基づき各施設の適切な維持保全を行います。							
	平成22年度	【実施状況】 部位調査・劣化診断を基に全対象施設の維持保全費を調整し、パブリックコメントを実施したうえで、「公共建築物中長期保全計画」を策定しました。  【評価の理由】 目標施設分の「公共建築物中長期保全計画」が、目標年月までに策定することができたので、A評価としました。  【今後の取組】 「公共建築物中長期保全計画」に位置づけられている予防保全対象施設の維持保全を、計画的に推進していきます。							
	平成23年度	【実施状況】 「公共建築物中長期保全計画」については、総合計画第1次実施計画と連携を図るとともに、位置づけられた6施設について、予防保全工事を実施しました。なお、当初の重点目標については、平成22年度に達成しております。  【評価の理由】 「公共建築物中長期保全計画」に位置づけられている6施設において、予定どおり実施したことからA評価としました。  【今後の取組】 「公共建築物中長期保全計画」に位置づけられている予防保全対象施設の維持保全を、計画的に推進していきます。							

※重点目標について修正いたしました。位置づけた重点目標については平成22年度で達成したため、新たに平成23年度以降の目標を位置づけました。

## 重点事項 7- (21)

実施事項名	使用料等の額及び減額免除の見直し		担当課	財務部財政課 企画部企画経営課					
現状・問題点・必要性	使用料等の額については、人件費などの間接的な経費などを含めたコストの把握が不十分でした。また、減額免除も統一的な基準がないため、ばらつきがあります。このことを踏まえ、庁内にプロジェクトチームを設置し、公の施設のコストの試算を行うとともに、受益と負担に対する考え方や減額免除のあり方等について、検討を行っています。								
実施内容	プロジェクトチームによる検討を踏まえ、公の施設の使用料等の額及び減額免除のあり方に関する基本方針を策定するとともに、基本方針に基づく見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成22年4月	実施時期	公の施設の使用料の額及び減額免除の見直し時期						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① プロジェクトチームによる基本方針案の策定	策定期限 平成21年3月	→ →						
	② 施設管理コストの公表			→ →	→ →				
	③ 使用料等の額の見直しに向けた検討					→ →	→ →	→	
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額 (万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			A	B	B	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	プロジェクトチームによる検討会議を12回（使用料新設検討部会3回を含む）開催し、受益者負担の適正化に向けた検討を進め報告書を作成しました。今後は平成21年度、22年度で各施設のコスト情報を公表した後、使用料等の額の見直しに向けた具体的な検討を進めていくこととしました。							
	平成21年度	20年度のプロジェクトチームによる検討結果を踏まえ、各施設のコスト計算書について検討を進めましたが、作成には至りませんでした。							
	平成22年度	【実施状況】 これまで、指定管理者制度を導入する施設報告書を作成しておりましたが、平成22年度より直営施設を含む公の施設の管理運営状況に関する報告書を新たに作成し、公の施設の利用者数、管理運営コスト、使用料収入、施設の稼働率等を取りまとめました。 【評価の理由】 公の施設管理運営状況に関する報告書を作成しましたが、具体的な使用料等の額及び減額免除の見直し（案）の作成に至っていないため、B評価としました。 【今後の取組】 公の施設の管理運営状況に関する報告書に基づき、施設ごとの使用料等のあり方や見直しが必要な基準等の検討を行います。							
	平成23年度	【実施状況】 23年度に引き続き、公の施設管理運営状況に関する報告書を作成するとともに、使用料等の額及び減額免除の見直しに向けての検討を行いました。 【評価の理由】 使用料等の額及び減額免除の見直しに向けての作業手順を確定し、検討を行ったことからB評価としました。 【今後の取組】 公共施設の利活用及び適正な受益と負担に基づく使用料を算定するための基礎資料となる「公共施設白書」を作成するとともに、行政関与の必要性、公共施設の性質等を踏まえた公費負担、受益者負担の基準を作成します。							

重点事項 7－(22)

実施事項名	特別会計への繰出金、受益者負担の見直し		担当課	財務部財政課、保健福祉部 保険年金課、下水道河川部 下水道河川総務課					
現状・問題点・必要性	特別会計は、特定の財源を特定の経費に充てる独立採算制を基本としています。そのため、一般会計から各特別会計への繰出金については、受益者負担の考え方に基づいて適正化を図る必要があります。								
実施内容	各特別会計における収入と経費の精査、交付金の増収に向けた取組、必要に応じて料金の改定等のさまざまな手法により、一般会計から特別会計への繰出金を見直しを図ります。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	25,000	万円	国民健康保険における診療報酬明細書の点検結果に基づき再審査請求を実施し、5年間に減額される保険給付費総額。						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 財政健全化の取り組み	国民健康保険事業、下水道事業の2会計	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	② 料金改定の検討	国民健康保険事業、下水道事業の2会計	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	③								
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (一般会計繰出金が軽減される見込額)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	累計	25,000
		実績効果額(万円)	10,131 (6,269)	3,538 (10,556)	3,935	2,922		累計	23,682
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(万円) (一般会計繰出金が軽減される見込額)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	累計	25,000
		年度ごとの実績値(万円)	10,131 (6,269)	3,538 (10,556)	3,935	2,922		累計	23,682
		取組に対する評価		A	B	B	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	平成21年度当初予算編成事務において、各特別会計の所管課からヒアリングを行い、繰出金の額を精査しました。国民健康保険事業については診療報酬明細書の点検結果に基づき再審査請求を実施し、計画以上の医療費の適正化を図ることができました。また、下水道事業については、工事の発注方法の見直し等による経費の節減や受益者負担金の徴収猶予取消を重点的に行い、建設事業に充当する特定財源を確保することにより、一般会計繰出金の縮減に努めました。							
	平成21年度	平成22年度当初予算編成事務において、各特別会計の所管課からヒアリングを行い、繰出金の額を精査しました。国民健康保険事業については、診療報酬明細書の点検結果に基づき再審査請求を実施し、計画以上の医療費の適正化を図ることができました。料金改定も行き適正化に努めました。また、下水道事業については、各種事業費の発注方法の見直しや受益者負担金の徴収猶予取消を重点的に行うことで建設事業への財源確保を行い、一般会計繰出金の縮減に努めましたが、繰入金の適正化を図ると増額となりました。							
	平成22年度	【実施状況】 平成23年度当初予算編成事務において、各特別会計の所管課へのヒアリングを行い、繰出金の額を精査しました。 決算においては、国民健康保険事業については、診療報酬明細書の点検結果に基づき再審査請求を実施するとともに料金改定も行い、単年度ベースでは計画額に達していませんが、3ヶ年の累計では計画以上の医療費の適正化を図ることができました。 また、下水道事業については、各種事業費の発注方法の見直しや受益者負担金の徴収猶予取消を重点的に行うことで建設事業への財源確保を図り、一般会計繰出金の縮減に努めるとともに、繰入金の適正化を図り減額となりました。 【評価の理由】 国民健康保険事業については、診療報酬明細書の点検結果に基づき再審査請求を実施し、医療費の適正化を図りましたが、実績効果額を達成することはできませんでした。 また、下水道事業については、一般会計の財政運営を鑑みながら、下水道事業に対する一般会計からの負担を含めた繰出基準をもとに、繰り入れをおこなっている状況であります。現状計画期間における財源確保は厳しくなっています。 以上のことから、B評価としました。 【今後の取組】 業務棚卸評価や外部評価結果を活用し、事業費を精査するとともに、特別会計の制度について、周知を図り、市民に理解いただき、受益者負担の適正化を図ります。 国民健康保険事業については、引き続き診療報酬明細書の点検結果に基づき再審査請求を実施し、医療費の適正化を図ります。 下水道事業については、繰出金の極端な増加による一般会計への影響を可能な限り避けることを第一と考え、雨水整備事業の優先順位、公費に係る公債費の動向及び一般会計の財政状況を特に見据えながら公共下水道事業において適正な繰入金水準になるよう、雨水＝公費・汚水＝私費の原則を遵守し、事業運営を行います。							
	平成23年度	【実施状況】 平成24年度当初予算編成事務において、各特別会計の所管課へのヒアリングを行い、繰出金の額を精査しました。 また、昨今の経済状況などにより増額傾向である国民健康保険事業特別会計への繰出金について、受益者負担の観点から、一定の基準を作成し抑制を行いました。 【評価の理由】 国民健康保険事業については、診療報酬明細書の点検結果に基づき再審査請求を実施し、計画以上(累計額23,682万円)の医療費の適正化を図ることができました。また、下水道事業については、一般会計の財政運営を鑑みながら、下水道事業に対する一般会計からの負担を含めた繰出基準をもとに、繰り入れをおこなっている状況です。以上のことからB評価としました。 【今後の取組】 業務棚卸評価や外部評価結果を活用し、事業費を精査するとともに、特別会計の制度について、周知を図り、市民に理解いただき、受益者負担の適正化を図ります。							

※担当課の「下線」は、本実施事項の主管課となります。

重点事項 7－(23)

実施事項名	公共下水道の未接続世帯に対する水洗化の推進		担当課	下水道河川部下水道河川総務課						
現状・問題点・必要性	公共下水道への未接続家屋は、生活環境の向上や公共用水域の水質保全を阻害するばかりでなく、下水道経営からも接続状況に対する適正化が求められています。									
実施内容	平成18年度及び平成19年度に実施した「未接続調査」の結果を基に下水道使用料の賦課をするとともに、浄化槽やくみ取り世帯等に対しては、水洗化への啓発を推進し、留守等で調査ができなかった世帯（約2,150世帯）に対しては、再度「未接続調査」を実施します。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	400		件	年間の未接続調査件数/年						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	接続状況確認実態調査	400件/年	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	未接続世帯への周知啓発	随時	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	③	賦課徴収（18及び19年度未接続調査分）	随時	→ →	→ →					
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） （下水道使用料の増収見込額）		311	21	21	21	21	累計	395
		実績効果額（万円）		379	38	7	11		累計	435
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（件） （調査件数）		400	400	400	400	400	累計	2,000
		年度ごとの実績値（件）		677	405	60	29		累計	1,171
	取組に対する評価				A	A	B	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	調査対象世帯に対し定期的な戸別訪問を実施し、調査を行っています。また、未接続世帯に対しては、水洗化の啓発を行い接続世帯増加に努めています。								
	平成21年度	調査対象世帯に対し定期的な戸別訪問を実施し、調査を行っています。また、未接続世帯に対しては、水洗化の啓発を行い接続世帯増加に努めています。								
	平成22年度	<p>【実施状況】 調査対象世帯を水洗化奨励金対象最終年度家屋（注）に絞り水洗化促進活動を実施しました。60棟の対象家屋のうち約12%が年度内に水洗化し効果がありました。</p> <p>【評価の理由】 水洗化推進活動の対象家屋を水洗化奨励金対象最終年度家屋に絞ったことにより、定量的には当初の目標件数を満たすことができませんでしたが、定性的には効果があったため、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】 新たな活動手法を試験的に取り入れたことで、実績値は目標に達しませんでした。より効率的・効果的な手法を講じていくことで、一層の公共下水道普及に努めます。次年度からは水洗化奨励金対象最終年度家屋に対する促進活動を重点に接続状況確認実態調査を行い、目標の達成に努めます。 注：処理区域として告示された家屋は3年以内に改造し水洗化すると奨励金が交付されます。最終年度家屋とは奨励金交付期限を当該年度末に迎える告示後3年目の家屋を指します。</p>								
	平成23年度	<p>【実施状況】 調査対象世帯を水洗化奨励金対象最終年度家屋に絞ったうえで水洗化促進活動を実施し、対象29棟のうち11棟（約37.9%）を年度内の水洗化につなげることができました。</p> <p>【評価の理由】 昨年度と同しく、水洗化促進活動の対象家屋を水洗化奨励金対象最終年度家屋としたことにより、定量的には当初の目標件数を満たせませんでした。課題の解決に向けて高い効果を得ることができたため、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】 水洗化奨励金対象最終年度家屋に対する水洗化促進活動の効果実績は、昨年度からの2カ年でそれが非常に有効であることを実証しています。今後は、現行の手法を基に改善を施しながら引き続き水洗化の推進に努めてまいります。</p>								



重点事項 7- (24)

実施事項名	放置自転車移動保管料等有料化制度の導入の検討		担当課	市民安全部安全対策課					
現状・問題点・必要性	<p>駅周辺の放置禁止区域から撤去され、放置自転車等保管場所へ移動保管された自転車等の引き取りは無料で返還しています。放置自転車の撤去・保管にかかる費用の一部を、放置した人に負担してもらうという原因者負担の考えとして、放置自転車移動保管料等有料化を検討する必要があります。</p> <p>一方、放置自転車が発生する大きな要因として、駅周辺において慢性的な自転車駐車場不足があります。自転車駐車場整備を進めることが、放置自転車対策の優先課題であり、現在建設用地確保に向けて取り組んでいるところですが、放置自転車移動保管料等有料化制度導入時期については整備に併せる必要があります。</p>								
実施内容	放置自転車対策の最優先課題の駅南口周辺の自転車駐車場整備を推進し、整備の進行に併せ放置自転車移動保管料等有料化制度の導入の調査・検討を進めます。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成23年度	実施時期	駅南口周辺の自転車駐車場を新設後、放置自転車の状況を検証し、制度導入を検討する。						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	駅南口周辺の自転車駐車場の整備	1箇所	→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	②	自転車利用者の意識調査			→ →	→ →	→ →	→	
	③	有料化制度導入に向けた検討		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (返還による納付金)	-	-	-	228	304	累計	532
		実績効果額(万円)	-	-	-	145		累計	145
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(台) (返還台数)	-	-	-	1,406	1,406	累計	2,812
		年度ごとの実績値(台)	-	-	-	706		累計	706
		取組に対する評価		B	A	A	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	茅ヶ崎駅南口の自転車駐車場用地取得のため地権者と交渉をしたが、目標に至りませんでした。							
	平成21年度	茅ヶ崎駅南口に市補助事業にて、民間自転車駐車場を1カ所建設しました。また、有料化制度導入に向けた検討をしました。							
	平成22年度	<p>【実施状況】 自転車等の放置防止に関する条例を改正し、平成23年度より自転車等の返還を有料化することとしました。</p> <p>【評価の理由】 自転車等の放置防止に関する条例改正を行い、平成23年7月より自転車等の返還を有料化することとなったため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 更なる放置自転車の減少のため、積極的に啓発活動を行います。</p>							
	平成23年度	<p>【実施状況】 条例を改正し、平成23年7月より自転車等の返還を有料化することとしました。</p> <p>【評価の理由】 目標値には到達しませんでした。が、条例改正に伴う有料化の実施により平成22年度で約5,000台あった放置自転車が平成23年度では約3,800台まで減少したことや、一定の新たな財源確保を実現したことなどから、B評価としました。</p> <p>【今後の取組】 駅南口自転車駐車場整備にかかる需要調査を実施し、駐輪必要台数などを精査しながら、南口の自転車駐車場確保に取り組みます。</p>							

重点事項 7－(25)

実施事項名	ごみ減量化の推進方策の検討（ごみ処理の有料化等）		担当課	環境部資源循環課					
現状・問題点・必要性	日常生活に伴って排出されるごみ量は増加傾向にあります。発生抑制、再使用、再生利用を推進し一人一人の意識を変え資源循環型社会を構築する必要があります。発生抑制においてごみ処理の有料化は、各自のごみ減量に対する意識を高める効果が見込めるとともに、排出者相互の負担の公平性につながるため、今後検討する必要があります。								
実施内容	一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成24年度に焼却ごみの減量化の進捗状況を検証し、焼却ごみの減量化が促進されない場合には、ごみ減量化のひとつの手段として有料化の導入を検討します。なお、有料化の際の手法等については、平成22年度より検討を行います。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成24年度	実施時期	焼却ごみの減量化の進捗状況を検証します。						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 焼却ごみの減量化の検証		→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	② 有料化に関する情報の収集及び提供			→ →	→ →	→ →	→ →		
	③ 有料化導入の検討				→ →	→ →	→ →		
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（トン）	-	-	57,938	57,228	53,351	累計	-
		年度ごとの実績値（トン）	-	-	55,942	56,025		累計	-
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	平成20年度のごみの総排出量は、一般廃棄物処理基本計画における目標値に対して約4.4%下回り、市民一人1日当たり排出量では約4.5%下回り目標を達成しました。家庭系ごみについては三者協調型資源回収システムの開始等によるごみ収集量、事業系ごみについては事業系ごみ処理手数料の改定等によるごみ搬入量の検証を行いました。今後も継続して排出量の検証を行います。							
	平成21年度	平成21年度の資源物を含めたごみの総排出量は、分別収集方法の見直しに係る地域説明会等の開催をはじめとする啓発活動及び市民の努力の結果、一般廃棄物処理基本計画における目標値に対して約5.2%下回り、市民一人1日当たり排出量では約5.3%下回り目標を達成しました。環境事業センターに搬入された、家庭系及び事業系ごみについて組成分析を行い、問題点を明らかにし、市民への啓発活動を推進しました。有料化については、藤沢市をはじめとする他市の取り組みについて情報収集を行っているところです。							
	平成22年度	<p>【実施状況】</p> 平成22年度の燃やせるごみの排出量は、分別収集方法の見直しに係る地域説明会等の開催をはじめとする啓発活動及び市民の努力の結果、55,942 t となり、一般廃棄物処理基本計画における目標値である57,938 t に対して1,996 t、割合にして約3.4%の減少となり目標を達成しました。なお、本年度は、平成24年度からの分別収集方法の見直しに向けたモデル事業を市内一部地域で実施するとともに有料化については、藤沢市をはじめとする他市の取り組みについて情報収集を継続して行いました。							
	平成23年度	<p>【実施状況】</p> 平成23年度の燃やせるごみの排出量は、分別収集方法の見直しに係る地域説明会等の開催をはじめとする啓発活動及び市民の努力の結果、56,025 t となり、一般廃棄物処理基本計画における目標値である57,228 t に対して1,203 t、割合にして約2.1%の減少となり目標を達成しました。なお、平成24年度からは、新たな分別品目が追加され、より一層燃やせるごみの排出量が減少することが推測されます。また、家庭ごみ有料化については、藤沢市をはじめとする他市の取り組みについて情報収集を継続して行いました。							
		<p>【評価の理由】</p> 燃やせるごみの排出量が対前年費1.4%減となり、また、基本計画の目標値に対しても3.4%の減少を達成したことから、A評価としました。							
		<p>【今後の取組】</p> 平成24年度からはプラスチック製容器包装類の資源化が開始され、燃やせるごみの大幅な減少が期待されますが、そのためには、市民に対して分別に関する啓発により一層の力を入れていく必要があります。							
		<p>【実施状況】</p> 平成24年度の燃やせるごみの排出量は、分別収集方法の見直しに係る地域説明会等の開催をはじめとする啓発活動及び市民の努力の結果、56,025 t となり、一般廃棄物処理基本計画における目標値である57,228 t に対して1,203 t、割合にして約2.1%の減少となり目標を達成しました。なお、平成24年度からは、新たな分別品目が追加され、より一層燃やせるごみの排出量が減少することが推測されます。また、家庭ごみ有料化については、藤沢市をはじめとする他市の取り組みについて情報収集を継続して行いました。							
		<p>【評価の理由】</p> 燃やせるごみの排出量が、基本計画の目標値に対しても2.1%の減少を達成したことから、A評価としました。							
		<p>【今後の取組】</p> 平成24年度からはプラスチック製容器包装類の資源化が開始され、燃やせるごみの大幅な減少が期待されますが、そのためには、市民に対して分別に関する効果的な情報発信による啓発活動により一層の力を入れていく必要があります。また、新たな分別品目導入に伴う燃やせるごみの減量化を的確に把握・推計しつつ、家庭ごみ有料化導入を検討します。							

重点事項 7ー (26)

<21年度終了>

実施事項名	施設敷地内の駐車場の有料化		担当課	環境部環境事業センター、教育総務部学務課					
現状・問題点・必要性	公共施設の敷地内において通勤用車両を駐車する場合の駐車料金の徴収は行っていません。								
実施内容	駐車スペースがある公共施設に駐車している者から適正な駐車料金を徴収します。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	平成22年度		実施時期	有料化の実施時期（環境事業センター）					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	検討会議の設置	平成20年5月まで	→					
	②	検討会議による研究・検討	開催回数4回	→ →	→ →				
	③	有料化の実施（環境事業センター）				→ →	→ →	→ →	→
	④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			C	C			最終評価	C
実施状況等	平成20年度	有料化に向けた研究、検討を行ったが結論を出せませんでした。（環境事業センター）敷地に隣接する河川の改修工事が予定されており、敷地内の駐車可能なスペースの半分程度が河川敷用地となる予定です。給食の配送車、給食物品の搬入車、施設修繕関係の車等大型車の出入りが多く、本計画における取組は実施ができない見込みです。（学務課）							
	平成21年度	実施した場合の公共交通機関の利用者増加に伴う通勤手当の増加、施設立地上の交通手段の不便性、駐車場整備に必要な経費負担、他の交通用具利用者との整合、一般市民の施設利用がないこと等、費用対効果を含めた総合的な研究・検討を行い、実施を見送ることが適当とする結果に至りました。（環境事業センター）敷地に隣接する千ノ川の整備計画が策定され、敷地内の駐車可能なスペースの半分以上が河川敷用地となる予定であり、同事業は平成23年度より開始されます。対象以外のスペースは日常より給食運搬車、給食物品の搬出入車、施設修繕関係の車両等大型車の出入りが多く、駐車スペースを確保することが困難となるため実施不可能です。（学務課）以上の状況を踏まえ、本実施事項は平成21年度までの取組といたします。							

※本事項は平成21年度に終了となりましたが、受益者負担適正化の観点から重点事項7ー(33)にて継続的に検討するものとします。

## 重点事項 7- (27)

実施事項名	大型ごみ収集手数料の見直し		担当課	環境部環境事業センター					
現状・問題点・必要性	一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるごみのうち、50cmを超えるものを大型ごみとして一律500円の手数料を徴収して戸別に収集を行っています。この手数料は平成7年の有料化以来据え置かれており、燃料費等の諸経費の高騰や、特に大型のごみの処理について公平性や受益者負担の観点から平成19年度に手数料の見直しを行いました。								
実施内容	平成20年4月1日から「特定大型ごみ（辺の長さが1mを超え2m未満の指定する品目）」の区別を新設するとともに、その戸別収集手数料を1,000円に改定し、特に大型のごみの処理について、公平性の確保や受益者負担の適正化を図ります。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	1,812 (23年度以降) 1,756 (22年度以前)	万円	平成20年4月1日からの手数料改定により、年470万円×2年+年272万円×1年+年300万円×2年=1,812万円(23年度以降) 平成20年4月1日からの手数料改定により年470万円×2年+年272万円×3年=1,756万円(22年度以前)						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	大型ごみ戸別収集手数料の改定	平成20年度4月から	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②								
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (手数料の見込額)	470	470	272	300	300	累計	1,812
		実績効果額(万円)	258	265	291	297		累計	1,111
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(万円) (手数料の見込額)	470	470	272	300	300	累計	1,812
		年度ごとの実績値(万円)	258	265	291	297		累計	1,111
	取組に対する評価			B	B	A	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	予定どおり手数料の見直しを行いました。目標値には至りませんでした。公平性の確保や受益者負担の適正化に一定の効果がありました。今後、値上げされた手数料への慣れにともない手数料、電話受付件数及び収集個数は穏やかに増加していくと思われます。							
	平成21年度	件数の減少により目標値には達りませんでした。一律500円の大型ごみを一部特定大型ごみとして1,000円に改定し、公平性の確保や受益者負担の適正化ができました。							
	平成22年度	【実施状況】 件数は前年度と比較少しの増加があり目標値を達成しました。  【評価の理由】 値上げの慣れ経済のゆるやかな回復感により、特定大型ごみの件数による手数料の目標値(額)の増加があり、目標を超える数値となったため、A評価としました。  【今後の取組】 今後、東日本大震災の影響が若干心配されますが、微増ではあるが増加があると見込まれるため、収集作業については効率よい収集体制を整えます。							
	平成23年度	【実施状況】 今年度における実績効果額は2,970,000円であり、目標値を達成できませんでした。  【評価の理由】 実績効果額が目標値を達成できなかったため、B評価としました。  【今後の取組】 他市の動向及び状況把握に努め、手数料の再改訂時期に向けた事前の取り組みを進めていきます。							

重点事項 7－(28)

実施事項名	事業系ごみの一般廃棄物処理手数料の見直し		担当課	環境部環境事業センター				
現状・問題点・必要性	ごみ処理施設に直接搬入される事業系一般廃棄物の処理手数料について、近隣市との格差が生じ、他市からのごみが一部混入されています。このことから、平成19年度に事業系ごみの一般廃棄物処理手数料の額の見直しを行いました。							
実施内容	平成20年4月1日から事業系ごみの一般廃棄物処理手数料を10kgにつき150円から200円に改定し、事業系ごみの適正処理を推進します。							
重点目標	数値等	単位	定義					
	19,100(23年度以降) 16,500(22年度以前)	万円	平成20年度から24年度までの事業系ごみ処理手数料収入(平成23年度以降は寒川町分を含む)(23年度以降) 平成20年4月1日からの手数料改定により年4,500万円増×5年＝22,500万円(21年度から見直し3,000万円とする)(22年度以前)					
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	一般廃棄物処理手数料の改定 平成20年4月から	→	→	→	→	→	→
	②							
	③							
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円) (手数料の見込額)	4,500	3,000	3,000	4,300	4,300	累計 19,100
		実績効果額(万円)	3,192 (7,077)	2,843 (8,146)	7,789	6,950		累計 29,962
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(トン) (事業系ごみ処理量)	-	-	-	-	-	累計 -
		年度ごとの実績値(トン)	14,154	16,293	15,579	13,900		累計 59,926
	取組に対する評価			B	B	A	A	最終評価
実施状況等	平成20年度	手数料の改定を行いました。平成19年度と比べて搬入の件数は974件、重量は1,306,720kg減少し、料金改定効果が現れましたが、目標とした収入増の達成に至りませんでした。						
	平成21年度	平成19年度と比べて搬入件数は1,072件、重量は1,696,980kg減少し、2,427万円となりました。平成21年度からは、寒川町の事業系ごみを徴収するにあたり、予算ベースの5,000万円を基準額とし、基準額からの差引きを推計効果額及び年度ごとの目標値に設定しました。この結果、実績値が416万円となり、合計で2,843万円となりました。ごみの減量化は達成したものの、目標としていた収入増には至りませんでした。						
	平成22年度	【実施状況】 平成19年度の手数料と比べて、各年度の事業系のごみ処理量に10kgあたり50円の増額分を掛け合わせたものを実績効果額としました。この結果、平成22年度の実績効果額は7,789万円となり、これは手数料を値上げした増加分に相当します。今年度は、事業系業者上位100社を対象に資源循環課がごみの適正指導を行ったことやごみの抜き打ち検査等を行うことで、前年度よりも事業系ごみ処理量は減り、ごみの減量化は予定どおり進みました。 【評価の理由】 平成22年度の実績効果額が7,789万円となり、推定効果額を大幅に上回ったため、A評価としました。 【今後の取組】 ごみの減量化は、本市の環境行政の大きな目標であり、ごみの減量傾向が続けば、手数料収入も落ち込みます。今後は、事業系ごみ処理にかかる費用や受益者負担を視野に入れた考え方を構築します。						
	平成23年度	【実施状況】 事業系ごみの搬入等については、適正なごみ処理に向け啓発等の取り組みを実施し、平成23年度の事業系ごみ処理量は平成22年度に引き続き減少しています。 【評価の理由】 前年度から変更した算出方法による平成23年度の実績効果額は6,950万円となり、推定効果額を上回ったので、A評価としました。 【今後の取組】 ごみの減量化は環境面から考えれば目指すべき方向と思われる。平成21年度以降は減少傾向にあることから、事業系ごみ処理に関する費用や排出事業者の受益者負担などにも注意を払いつつ、減量に向け引き続き取り組みます。						

重点事項 7- (29)

実施事項名	市立病院の健全経営の取組		担当課	市立病院病院総務課						
現状・問題点・必要性	市立病院は、引き続き地域医療連携を積極的に進めながら、急性期の患者さんを中心に質の高い医療を提供するとともに、公立病院として救急医療、周産期医療、小児医療等の体制を更に充実させる必要があります。また、国の示した「公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、病院事業の総合的な経営改革に取り組むこととなっています。									
実施内容	「公立病院改革ガイドライン」に沿った市立病院の改革プランを、既存の「茅ヶ崎市立病院経営計画」との整合を図りながら平成20年度中に策定し、経営面では、この改革プランに定める経営指標に係る数値目標について、毎年度、進行管理を行っています。									
重点目標	数値等		単位	定義						
	101.7		%	市立病院改革プランの計画期間の最終年度である平成23年度の経常収支比率（経常収益÷経常費用×100）						
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	病院改革プランの策定	平成20年度中に策定	→ →						
	②	経営効率化	3年以内に経常黒字化		→ →	→ →	→ →			
	③	再編・ネットワーク化	改革ガイドラインでは概ね平成25年度までに実現を目指すこととなっている		→ →	→ →	→ →	→ →	→	
④	経営形態の見直し			→ →	→ →	→ →	→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円） <small>（20年度を基準とした純損益の改善額）</small>		-	6,379	26,863	25,419	-	累計	58,661
		実績効果額（万円）		-	54,201	63,874	4,708		累計	122,783
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（%） <small>（経常収支比率）</small>		-	96.3	99.1	101.7		累計	-
		年度ごとの実績値（%）		-	99.9	100.9	94.8		累計	-
	取組に対する評価				A	A	A	B		最終評価
実施状況等	平成20年度	平成21年3月に病院改革プランを策定しました。これにともない重点目標を「プランの策定期間（目標値：平成20年度）」から修正しました。今後は改革プランに定める数値目標等について進行管理を行い、経常黒字の達成をめざします。								
	平成21年度	DPC（包括的医療分類別保険請求）対応病院になったこと等により1人1日当りの入院単価や外来単価の増加で収益が増加し、ジェネリック医薬品の採用や経費の削減により費用が減少した結果、経常収支比率のアップにつながりました。								
	平成22年度	【実施状況】 平成22年度は、収益の確保、経費の削減に努め、病床利用率は低下したものの、入院、外来の収益が確保された結果、経常収支比率が前年度に比べ1%アップしました。  【評価の理由】 「市立病院改革プラン」の目標達成に向けて努力をした結果、目標を上回る実績を上げることができたため、A評価としました。  【今後の取組】 平成23年度は市立病院改革プランの最終年度であり、24年度の黒字化に向けて改革プランの検証を行い、改訂版を作成します。								
	平成23年度	【実施状況】 平成23年10月に集中治療室を新設し、11月から稼働しました。この工事に伴う入院制限の影響もあり、経常収支比率が前年度に比べ6.1%のダウンとなりました。  【評価の理由】 目標値は下回ってしまいましたが、その要因の多くは、市内の総合病院が市外へ移転することから予想される市内の医療環境の低下に対応するために実施した施設整備や人員確保などの病院機能強化のための先行投資を行ったことです。また、地域医療支援病院の承認を受け、地域医療連携室の拡充に向けて準備を進めることができたことからB評価としました。  【今後の取組】 総合計画第2次実施計画との整合性を図るため、23年度中の策定を見送りましたが、中期経営計画を策定し、引き続き経営の健全化に努めます。								

重点事項 7－(30)

実施事項名	補助金及び負担金の適正化		担当課	財務部財政課					
現状・問題点・必要性	補助金については、平成16年度に見直し基準を策定し、その内容に基づいて見直しを進めてきました。負担金については、負担率を見直したり、決算内容等を精査する必要のあるものがあります。								
実施内容	今後は、補助金の見直し基準に基づく取組をさらに進めるとともに、協働推進の観点等から補助の強化が望ましい場合は積極的に補助を行う等、市の施策展開に対応した補助金の適正化を図ります。負担金については、内容の精査を行い、負担率や算出方法を見直します。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成21年度	策定期間	新たな補助金基準の見直しの時期 (基準の策定後に目標数値を定めます。)						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	補助金の見直し基準に基づく見直しの推進	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →		
	②	新たな補助基準の見直し時期		→ →					
	③	全負担金の調査	→						
④	関係課との協議・検討		→ →						
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価			B	B	B	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	平成21年度当初予算編成事務において、補助金や負担金の額について精査しました。また、新設の補助金について、必要性や適正額等について検討するために、政策調整会議及び政策会議にて審議することとしました。							
	平成21年度	平成22年度当初予算編成事務において、補助金や負担金の額について精査しました。新たな補助金見直し基準の必要性について、継続的に協議することとなりました。							
	平成22年度	【実施状況】 平成23年度当初予算編成事務において、現基準に基づき、補助金や負担金の額について精査しました。その中で現行の基準において対象としていない外郭団体への補助金について、見直しが必要と判断しました。  【評価の理由】 補助金等の額や必要性について、精査しましたが、見直しを実施できなかったため、B評価としました。  【今後の取組】 外郭団体への補助金のあり方や必要性を再検討し、平成23年度の予算への反映をします。							
	平成23年度	【実施状況】 平成24年度当初予算編成事務において、現基準に基づき、補助金や負担金の額について精査しました。その中で現行の基準において対象としていない外郭団体への補助金について、見直しを行いました。  【評価の理由】 補助金等の額や必要性について、精査、見直しを行い、外郭団体への補助金については、前年度から約1,000万円の削減を実施したため、A評価としました。  【今後の取組】 外郭団体への補助金のあり方や必要性については、今後も継続して予算査定時に反映します。							

## 重点事項 7－(31)

&lt;20年度終了&gt;

実施事項名	土地開発基金の廃止		担当課	財務部用地管財課					
現状・問題点・必要性	公用、公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地を先行取得するため、茅ヶ崎市土地開発基金を設置していますが、土地の先行取得の事例が減っており、設置についての必要性が薄れています。								
実施内容	新たな行政課題である公共施設整備・再編の財源確保を目的に土地開発基金を廃止します。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成20年度	実施時期	土地開発基金の廃止						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	①	土地開発基金の廃止	→ →						
	②								
	③								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	-	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価		A					最終評価	A
実施状況等	平成20年度	茅ヶ崎市土地開発基金条例及び茅ヶ崎市土地開発基金条例施行規則を廃止し、所要の手続きを行った上で、茅ヶ崎市土地開発基金の廃止を行いました。							



重点事項 7－(32)

実施事項名	特定目的基金の新設		担当課	企画部施設再編整備課、財務部財政課					
現状・問題点・必要性	現在、老朽化している公共施設や、耐震基準に満たない公共施設等において、今後、維持補修や耐震改修、あるいは建替が必要となることが想定されることから、将来における一般財源の確保を図ることが必要となっています。								
実施内容	将来における公共施設の改修、建替時等において、必要となる多額な一般財源を確保するため、特定目的基金を新設し、毎年度積み立てをすることにより、計画的な特定目的基金の充実を図ります。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	130,000	万円	平成22年度から平成24年度までの特定目的基金の積立額						
実施スケジュール	実施する項目	目標値等	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 特定目的基金の新設の検討		→ →						
	② 特定目的基金の新設	平成20年度に新設	→						
	③ 公共施設等再編整備基金の積み立て			→ →	→ →	→ →	→ →		
④									
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額(万円)	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(万円) (基金の積立額)	-	-	30,000	40,000	60,000	累計	130,000
		年度ごとの実績値(万円)	-	-	35,868	60,370		累計	96,238
	取組に対する評価			A	A	A	A		最終評価
実施状況等	平成20年度	「公共施設整備・再編計画」を推進するため、平成20年12月に「公共施設等再編整備基金」を設置しました。							
	平成21年度	平成20年度後半からの経済状況の悪化による財政状況への影響により、基金の積立は行いませんでしたが、既存残高の効果的な運用を行いました。							
	平成22年度	<p>【実施状況】 「公共施設等再編整備基金」の積立を行うとともに、繰入金については目的にあった活用を行い、基金を効果的に運用しました。 なお、「公共施設等再編整備基金」の積立額には、「公共施設整備・再編計画」に位置づけられている元町地区保有地の売却を行った、売却益(50,100,000円)を含みます。</p> <p>【評価の理由】 積立額が、年度ごとの目標額を上回ったため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 基金の積立てを計画的に行うとともに、繰入金の効果的な活用に努めます。</p>							
	平成23年度	<p>【実施状況】 「公共施設等再編整備基金」の積立を行うとともに、繰入金については目的にあった活用を行い、基金を効果的に運用しました。</p> <p>【評価の理由】 積立額が、年度ごとの目標額を上回ったため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 基金の積立てを計画的に行うとともに、繰入金の効果的な活用に努めます。</p>							

重点事項 7 - (33)

<21年度追加>

実施事項名	市役所、市民文化会館、総合体育館の駐車場の有料化		担当課	企画部企画経営課、財務部用地管財課、市民安全部安全対策課、文化生涯学習部文化生涯学習課・スポーツ健康課					
現状・問題点・必要性	市役所（収容台数280台）、文化会館（収容台数60台）、総合体育館（収容台数約70台）の3施設の駐車場は利用者が多く、満車状態になると周辺の道路が渋滞することがあります。								
実施内容	茅ヶ崎駅に近く、周辺の交通アクセスが比較的良好な3施設の駐車場を市営駐車場との整合を踏まえ、有料化することにより、駐車場利用の適正化を図るとともに、公共交通の利用を促進し、茅ヶ崎駅周辺の交通渋滞の解消を目指します。今後、文化会館のリニューアルや市庁舎建設の方向性を見据えながら平成27年度からの有料化に向けて準備を進め、徴収する料金を維持管理のための財源とすることを目指します。								
重点目標	数値等	単位	定義						
	平成25年度以降（23年度以降） 平成27年度（22年度以前）	実施時期	有料化の実施						
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降	
	① 有料化実施のための実態調査			→ →	→ →	→ →	→ →		
	② プロジェクトチームによる検討			→ →	→ →	→ →	→ →		
	③ 有料化実施のための条例・規則の制定							→	
④ 有料化の実施							→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	/	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	/	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	累計	-
		年度ごとの実績値	/	-	-	-	-	累計	-
	取組に対する評価		/	B	B	B		最終評価	
実施状況等	20年度								
	21年度	駐車場有料化に伴う庁内連絡調整会議を4回開催し、市庁舎、市民文化会館及び総合体育館の駐車場を有料化した場合の課題等の検討を行い、その結果を中間報告書として取りまとめることはできましたが、総合体育館の利用実態調査については、実施に至らなかったため、平成25年度までに利用実態調査を行うとともに、今後は、重点目標として平成24年度の有料化実施を平成27年度に修正し、本庁舎再整備事業にあわせ検討していくこととしました。							
	22年度	【実施状況】 駐車場の有料化については、平成21年度より本庁舎再整備事業（新庁舎の建替え計画）に併せて引き続き検討を行い、平成22年度については、市役所・体育館の各駐車場について、実態を把握するための調査を行いました。 【評価の理由】 有料化の実施に向けての実態調査を行いました。新庁舎建て替えに併せて検討していくため、具体的な検討は行わなかったことから、B評価としました。 【今後の取組】 新庁舎建て替えの状況を見据えた中で、有料化の実施に向け、関係課と協議してまいります。							
	23年度	【実施状況】 駐車場有料化の庁内会議を計了回実施しました。また、平成25年度からの市役所新庁舎建設工事着工期間中の行政拠点地区駐車場の相互利用および有料化に関する検討支援業務を業者に委託し、市役所・文化会館・体育館の各駐車場にかかるアンケート調査、定点観測及びヒアリングを実施し、市庁舎西側駐車場閉鎖期間を暫定有料化することとしました。 【評価の理由】 委託業者の調査や同社による庁内個別ヒアリング等および庁内協議は行い暫定的な有料化の方向性は決まりましたが、調査結果報告書をもとに平成24年度に具体的な結論を出すため、B評価としました。 【今後の取組】 新庁舎建て替え期間中の暫定的な運用を最優先課題とし、茅ヶ崎駐車場との一体的利用も考慮した上で、市民文化会館駐車場・総合体育館駐車場の有料化を検討します。また、市役所を含めた行政拠点地区全体の駐車場有料化については、今後策定する「公の施設等の使用料に関する受益者負担の基本的な考え方」との整合性にも配慮しながら、新庁舎の完成に合わせて行うものとします。 なお、出先機関や学校施設等の公共施設敷地を職員が駐車場として利用する場合の使用料徴収についても併せて検討を行います。							

重点事項 7 - (34)

<23年度追加>

実施事項名	茅ヶ崎版公共施設白書の作成		担当課	企画部企画経営課・施設再編整備課						
現状・問題点・必要性	公共施設の新設・増設・維持管理等を進めるにあたり、既存公共施設の現状や方針等様々な角度から検証することが求められています。また、市が保有する公共施設の様々な検討課題に取り組むにあたり、施設の現状等を示した基礎的な資料の作成が必要となっています。									
実施内容	公共施設を市の資産と捉え、施設の状況や運営状況、利用実態やトータルコスト及び施設におけるサービス提供の現状と課題等を明らかにすることで、公共施設の今後のあり方を検証するための基礎的な資料となる茅ヶ崎版公共施設白書を作成します。									
重点目標	数値	単位	定義							
	平成24年度	実施時期	茅ヶ崎版公共施設白書の作成時期							
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表							
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降		
	① 公の施設の管理運営状況に関する報告書の作成	平成22年度より毎年度作成			→ →	→ →				
	② 茅ヶ崎版公共施設白書の検討					→ →	→ →			
	③ 茅ヶ崎版公共施設白書の作成						→ →	→		
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額 (万円)				-	-	累計	-	
		実績効果額 (万円)				-	-	累計	-	
	目標の進行管理	年度ごとの目標値					-	-	累計	-
		年度ごとの実績値					-	-	累計	-
	取組に対する評価						A		最終評価	
実施状況等	20年度									
	21年度									
	22年度									
	23年度	<p>【実施状況】 「公の施設の管理運営状況に関する報告書平成23年度版」を作成し、施設の状況の把握に努めるとともに、他市の状況を調査し、茅ヶ崎版公共施設白書の対象施設及び掲載項目の整理を行いました。</p> <p>【評価の理由】 年度目標を達成したため、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 24年度の白書作成を目指し、対象となる公共施設を整理すると共に、他市事例の研究を行います。</p>								

※表中の公共施設とは、地方自治法244条第1項に記載されている「公の施設」（住民の福祉を推進する目的をもってその利用に供するための施設）です。  
 ※公共施設白書に掲載する対象施設については、市が保有する建築物を対象とする予定です。

8 行政評価システムの充実

重点事項 8- (1)

実施事項名	行政評価システムの充実		担当課	企画部企画経営課					
現状・問題点・必要性	事務の改善や目標管理、職員の意識改革、市民サービスの向上、説明責任の遂行等の実現のための有効な手段として、行政評価システムを充実させる必要があります。								
実施内容	事務事業評価として実施してきた業務棚卸評価をさらに充実させます。総合計画に位置付けた事業について、事業の目標値（事前評価）・目標達成度（事後評価）を指標により測ることにより、施策の必要性・優先度の検討を行うとともに、事業の進行管理において改善点を発見し適切な対応を検討するため、政策、施策評価を実施します。有識者による外部評価制度を導入します。								
重点目標	数値等		単位	定義					
	平成23年度		実施時期	施策・政策評価の本格実施時期					
実施スケジュール	実施する項目		目標値等	工程表					
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	①	業務棚卸し評価の実施	全ての事務事業を対象	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	②	施策・政策評価の試行	現行の総合計画の施策・政策への指標設定		→ →	→ →			
	③	施策・政策評価の実施	新たな総合計画の政策・施策への指標設定				→ →	→ →	→
④	外部評価制度の導入に向けた検討	第三者機関による評価の実施に向けた検討		→ →	→ →				
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
		実績効果額（万円）	-	-	-	-	-	累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値（政策・施策評価の実施回数）	-	1	1	1	1	累計	4
		年度ごとの実績値（政策・施策評価の実施回数）	-	0	0	0	0	累計	0
	取組に対する評価			A	B	B	B	最終評価	
実施状況等	平成20年度	業務棚卸評価を実施し、平成19年度事務事業の評価結果を公表しました。次期の総合計画の進捗よく管理を見据えながら、施策・政策評価の実施に向けた制度構築に着手しました。							
	平成21年度	前年度に引き続き、業務棚卸評価を実施し、平成20年度事務事業の評価結果を公表しました。また、総合計画の策定とあわせ、施策・政策評価の実施に向けた具体的な検討を行い茅ヶ崎市行政評価制度の概要（案）を作成しました。							
	平成22年度	【実施状況】 前年度に引き続き、業務棚卸評価を実施し、平成21年度事務事業の評価結果を公表しました。また、総合計画の策定とあわせ、平成21年度に作成した茅ヶ崎市行政評価制度の概要（案）を更に検討し、施策・政策評価の実施に向けた具体的な検討を行い茅ヶ崎市行政評価制度の概要（案）を作成しました。  【評価の理由】 政策・施策評価の試行には至らなかったものの、施策及び事務事業評価については、外部評価制度導入に向けて外部評価シート（案）を作成し、総合計画の進行管理手法として位置づけられた行政評価システムの充実に向けた取り組みが進展したため、B評価としました。  【今後の取組】 平成23年度からスタートする総合計画の実効性を高めるため、政策一施策一事務事業の各階層において行政評価を導入し、予算・人員編成などと連動させたPDCAマネジメントシステムによる計画の進行管理手法として、行政評価制度の充実を図ります。また、平成22年度実施事業を対象に事務事業の外部評価を試行実施し、平成24年度からの円滑な導入を目指すとともに、施策評価実施に向けた詳細設計を行い制度構築を図ります。							
	平成23年度	【実施状況】 前年度に引き続き、業務棚卸評価を実施し、平成22年度事務事業評価の評価結果を公表しました。また、平成22年度の業務棚卸評価対象事業から17の事務事業を抽出し、茅ヶ崎市総合計画審議会による事務事業評価の外部評価を試行的に実施しました。同時に施策評価の実施に向けた仕組みの構築を行い、平成24年度に総合計画審議会及び茅ヶ崎市行政改革推進委員会が合同で外部評価を実施する方針を決定しました。  【評価の理由】 政策・施策評価の試行には至らなかったものの、事務事業評価については、総合計画審議会による外部評価を試行実施しました。また、施策評価は、外部評価制度導入に向けて施策評価シート（案）を作成するなどの制度構築を行い、総合計画の進行管理手法として位置づけられた行政評価システムの充実に向けた取り組みを進めました。以上の取り組みを踏まえ、B評価としました。  【今後の取組】 総合計画の実効性を高めるため、政策一施策一事務事業の各階層において行政評価を導入し、予算・人員編成などと連動させたPDCAマネジメントシステムによる計画の進行管理手法として、さらに行政評価制度の充実を図ります。また、事務事業評価及び施策評価の実施結果を踏まえ、仕組みに改良を加えるとともに、平成26年度に実施予定の政策評価の実施に向けた詳細設計を行います。							

重点事項 8 - (2)

<23年度追加>

実施事項名	市民意識調査の実施		担当課	企画部企画経営課				
現状・問題点・必要性	市民の市政に対する意識・ニーズ・満足度等の把握を行う必要があることから、アンケート調査を実施し、今後の市政運営や行政評価システムの基礎資料とします。							
実施内容	市政アンケート調査として、無作為抽出した20歳以上の市民3,000名を対象に、基本的属性(年齢・居住年数等)、居留意識及び複数の事務事業に関するアンケートを行うとともに、市政モニターアンケート調査として、市政モニター登録者を対象に、テーマに沿ったアンケートを実施します。 また、市民満足度調査として、無作為抽出した16歳以上の市民3,000名を対象に、基本的属性(年齢・居住年数等)、市の魅力、定住意向等の共通項目及び総合計画基本構想に定めた5つの基本理念に沿ったアンケートを実施します。							
重点目標	数値	単位	定義					
	6	回	実施回数/年					
実施スケジュール	実施する項目	目標値	工程表					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
	① 市政アンケート調査の実施	年1回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	② 市政モニターアンケート調査の実施	年4回	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→
	③ 市民満足度調査の実施	年1回 (24年度)		→ →			→ →	
④								
実績及び評価	効果額の把握	推計効果額(万円)	/		-		累計	-
		実績効果額(万円)	/		-		累計	-
	目標の進行管理	年度ごとの目標値(回)	/		5		累計	11
		年度ごとの実績値(回)	/		6		累計	6
	取組に対する評価		/		A		最終評価	
実施状況等	20年度							
	21年度							
	22年度							
	23年度	<p>【実施状況】 平成23年度は、市政アンケートについては1回、市政モニターアンケートについては事前登録いただいたモニターの方に対し、5回のアンケートを実施しました。</p> <p>【評価の理由】 予定回数より多く実施し、市政に対する意向や意見を継続的に聴取できたことから、A評価としました。</p> <p>【今後の取組】 多くの方にモニター登録いただき、市民の皆様の市政に対する要望等を的確に把握し、効率的かつ効果的な市政運営を推進していきます。</p>						

第3次茅ヶ崎市行政改革大綱実施計画（平成24年度版）

平成24年（2012年）9月発行 第1刷 250部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部企画経営課企画経営担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

メールアドレス [kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp)

